

朝鮮民主主義人民共和国による強制労働

国連 2024 年 7 月

※この翻訳は国連の公式の翻訳ではありません。

目次

I	序文 / 4
II	強制労働禁止：国際法的フレームワーク / 6
III	方法論 / 16
IV	朝鮮民主主義人民共和国内の強制労働の種類 / 17
	i. 拘禁施設内労働
	ii. 国が強制的に割り当てた職場
	iii. 軍の徴収
	iv. 突撃隊
	v. 作業動員
	vi. 海外労働者
V	結論 / 43
VI	勧告 / 46
別添	
	別添 1：朝鮮民主主義人民共和国の国際人権義務および強制労働関連国際規格 / 50
	別添 2：朝鮮民主主義人民共和国内労働者に関する国内法体系 / 64
	別添 3：人権高等弁務官事務所と面談した脱北者の証人陳述 / 71

I. 序文

1. 本報告書は、朝鮮民主主義人民共和国内および当該国による広範囲な強制労働の実態を調査したものである。これは国際人権法に深刻に違反し、一部は国際刑事法上、人道に反する犯罪に該当する奴隷化の事例である可能性がある。
2. 本報告書は、国連総会決議 48/141 号と人権理事会決議 25/25 号に基づき、国連人権高等弁務官に付与された委任権限を根拠とする。これら 2 つの決議により、人権高等弁務官事務所は、現地事務所を設置し、朝鮮民主主義人民共和国内の人権状況を調べ、責任究明を促し、関連する利害当事者を対象に力量強化を支援し、地平拡大努力を通じて該当国内の状況に対する大衆認識を高めることに寄与した。
3. 本報告書は、朝鮮民主主義人民共和国が広範囲な強制労働動員によって製品を生産し、公共事業を運営し、外貨を稼ぐことによって国際人権義務に違反している状況を扱う。また、強制労働は政治的弾圧の一形態と見ることもできる。それは、このような労働とともに思想注入および自己批判が体系的に行われているからである。これは統制の手段であり、政治制度と指導層への絶対的な服従を再確認しようとするものである¹。本報告書は広範囲に組織される強制労働が個人の営みに対してほとんど例外なく影響を及ぼすことを示すものだが、軍の徴兵、国営企業所の労働者、労力動員される学生、「突撃隊」動員対象者²、該当国内の監獄および労働鍛錬隊の収監者、人民班³や女性同盟、青年同盟などの団体を通じて動員される人々、海外労働者などがこれに含まれる。成人男女、時には児童が動員される作業は、主に建設業、農業、伐採業、鉱業部門で、労働強度が高く、つらく危険な作業であることが多い。
4. 本報告書は、人権理事会から委任権を付与された朝鮮民主主義人民共和国内の人権に関する調査委員会（以下「調査委員会」）が 2014 年 2 月報告書を提出した後、人権高等弁務官事務所が収集した情報に基づいている⁴。本報告書は、人権高等弁務官事務所が面談した被害者および目撃者の陳述をかなりの数引用し、強制労働被害者が声をあげられる機会を提供しようとした。被害者が自身の経験と苦痛を顧みること、彼らが経験した人権侵害に対する理解と認識が拡大することを期待する。報告書の最後に、朝鮮民主主義人民共和国が強制労働の慣行を解決するためにどのような措置を取ればよいのか、また国際共同体がこのような過程をどのように支援すればよいのかについて勧告を示す。

¹ 2014 年 2 月 7 日、人権理事会に提出された「朝鮮民主主義人民共和国内の人権に関する詳細報告書（A/HRC/25/CRP.1）」段落 801 および段落 1082 等に関連内容が明示されている。2020 年 10 月 14 日に提出された「朝鮮民主主義人民共和国内の人権状況に関する特別報告官総会報告書（A/75/388）」段落 21-36 にも関連内容がある。

² 「突撃隊」という用語は、「鼓舞的に生産的で情熱的な労働」という表現に由来する。突撃隊は旅団、大隊、中隊など、軍と同様の形態を見せたり、国家で推進する特定の事業を果たすよう一時的に結成された労働者集団の形態を見せたりする。

³ 「人民班」という用語は「住民集団」を意味するが、隣人同士の相互監視がなされるように設けられた制度である。朝鮮民主主義人民共和国内では義務的にすべての人が人民班に属することになる。

⁴ すべての情報は、セキュリティが維持された人権高等弁務官事務所の中央情報および証拠リポジトリに保存される。これは人権理事会決議 A/HRC/RES/34/24（2017 年 4 月 3 日）によるものであり、当該内容は段落 12 に明示されている。

Ⅱ. 強制労働の禁止：国際法的フレームワーク

5. 国際人権法は、経済の生産、交換および分配において、国家が特定の制度を運営しなければならないとは規定しない⁵。ただし、国家がその管轄権のもと、国民に対して権限を発揮する際、何を基準にすべきであるかを規定する。特に女性や子供に対する保護を含め、奴隷制、隷属状態あるいは強制労働からすべての人が守られる権利を保障すべきであり、安全で健康的な労働環境、公正な賃金、合理的な範囲での労働時間などを含め、すべての人が公正で有利な環境で働く権利を保障しなければならない⁶。

i) 強制労働の禁止

6. すべての人は労働権を保証される。これは、自分自身が自由に選んだり受け入れたりした仕事をすることで生計を立てる機会を含み、何びとも強制または強要された労働をするように求められてはならない⁷。朝鮮民主主義人民共和国は、市民的および政治的権利に関する国際規約（以下「市民的・政治的権利規約」）と経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約（以下「経済的・社会的・文化的権利規約」）を批准しているのであるから、これらの権利を尊重、保護し、充足させる義務がある。

※読者の理解のため、修飾部の長い委員会および規約名などの固有名詞に下線を引く。（翻訳者）

7. 市民的・政治的権利規約の履行を見極める国連の市民的・政治的権利委員会の見解によれば、「強制または強要された労働」という用語は、一方では刑事的制裁の手段として（特に強圧的、搾取的、あるいは劣悪な環境で）働かせる場合から、個人が指示された作業を行わなければ、それに相応する罰を受けるという条件でなされる、程度が軽い労働まで、広い範囲をカバーする。また、市民的・政治的権利委員会は、市民的・政治的権利規約第8条3(c)(iv)項で、通常の市民の義務に属する作業または役務は、「強制または強要された労働」という用語に含まないことを明示する。市民的・政治的権利委員会の見解によれば、通常の市民の義務に該当するためには、当該労働は少なくとも(a)例外的な措置であってはならず、(b)懲罰的な目的または効果をもってはならず、(c)市民的・政治的権利規約に照らして正当な目的を遂行するために法的に明示されたものでなければならない⁸。

⁵ 経済的・社会的・文化的権利規約第2条1項に係る経済的・社会的・文化的権利委員会一般論評3号（当事国義務の本質）第8段落。

⁶ 経済的・社会的・文化的権利規約第7条および第10条3項、市民的・政治的権利規約第8条、児童の権利規約第32条、労働者の権利保護のため労働組合を構成する権利を認める経済的・社会的・文化的権利規約第8条。

⁷ 市民的・政治的権利規約第8条3項、経済的・社会的・文化的権利規約第6条1項および第7条、経済的・社会的・文化的権利委員会一般論評18号第9段落、人種差別撤廃条約第5条e(i)項、強制および強要された労働に関する国際労働機関協約（第29号）およびその議定書（2014年）、強制労働撤廃に関する国際労働機関協約第105号第1条および第2条、最悪な形態の児童労働の禁止および即時撤廃に関する国際労働機関協約（1999年、第182号）第1条および第3条(a)項、すべての移住労働者とその家族の権利保護に関する国際協約第11条2、3、4項、世界人権宣言第4条、23条および24条。国際労働機関が（第86次国際労働総会（1998）で採択し、第110次総会（2022）で改正した）労働基本原則と権利宣言に明示した5つの原則のうちの2つは、「あらゆる形態の強制または強要された労働撤廃」と「児童労働の効果的な撤廃」である。この原則は、国際労働機関協約第29号または105号を批准したか否かにかかわらず、すべての国際労働機関加盟国に適用可能である。朝鮮民主主義人民共和国は、現在まで国際労働機関憲章を受け入れておらず、したがって国際労働機関加盟国ではない。

⁸ 市民的・政治的権利委員会、コミュニケーション（個人通報）No. 1036/2001、CCPR/C/85/D/1036/2005。

8. 朝鮮民主主義人民共和国は国際労働機関の加盟国ではないが、国際労働機関協約は、強制労働定義に関して世界的に権威を認められる源泉である。国際労働機関協約第 29 号第 2 条 1 項は、強制または強要された労働を、「ある人が処罰の脅威の下で強要されたり、自発的に提供するのではない、あらゆる労働または役務」と定義している。強制労働は、公式経済か非公式経済かにかかわらず、あらゆる形態の雇用において禁止される⁹。例えば、国家当局が住民を動員して農作物を収穫するよう強制したり¹⁰、特定の産業現場に強制的に派遣したり、建設作業に動員するなどの事例も含まれるが、このとき処罰の脅威により住民が当該指示を拒否することが難しい場合がある¹¹。強制労働禁止は、国家主導の強制労働のみならず、人身売買などの結果として民間で行われる強制的な業務にも適用される¹²。

9. 「処罰の脅威」とは、個人の意思に反して労働を課す強圧の方法を意味する。これには、刑罰だけでなく、被雇用人が身分証や旅行証明書を取り上げられたり、暴力の脅威を受けたり、金銭的な不利益を受けたり、監禁されたり、賃金の支払い遅延または不払い、権利およびその他の特権を保証することができない場合が含まれる¹³。強圧は、労働者が提示された雇用を受け入れるように強制するという方法で、採用過程で発生することもあり、仕事を始めた後、採用当時合意された業務でない仕事を強制するという方法で、あるいは仕事をやめられないようにするという方法で発生することもある。労働者が十分な情報を提供され、これに基づく自由意思による同意を経ない労働は、非自発的な労働とみなす。したがって、十分な情報を提供され、これに基づく自由意思による同意を経ず、同時に強圧的に業務をさせた場合、強制労働に該当する¹⁴。

10. 国際労働機関の強制労働廃止条約（1975 年、第 105 号）は、強制労働の定義をより詳細に説明しているが、第 1 条は、締約国が、次に規定する「あらゆる形態の強制労働を禁止し、これを利用しないようにする」である。

- (a) 政治的強圧や教育の手段や政治的見解または既存の政治・社会・経済制度に思想的に反対する見解を有するまたは表現することに対する制裁
- (b) 経済発展のために労働を動員し利用する手段
- (c) 労働規律の手段

⁹ 国際労働機関、Profits and Poverty-The Economics of Forced Labour（強制労働の経済学-収益と貧困）、ジュネーブ：2014、5 ページ。

¹⁰ 経済的・社会的・文化的権利委員会のトルクメニスタン関連最終見解/CO/2）段落 27、国際労働機関の強制労働調査便覧（Hard to see, harder to count）（2012）168 ページ。

¹¹ 経済的・社会的・文化的権利委員会一般論評 18 号段落 34。

¹² 国連の国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性および児童）の取引を防止し、抑制しおよび処罰するための議定書（パレルモ議定書）。

¹³ 国際労働機関、Combating forced labour-A handbook for employers and businesses（強制労働撤廃—雇用主と事業体のための便覧）、ジュネーブ：2008 5-12 ページ。市民的・政治的権利委員会が 2005 年 10 月 31 日に採択した Communication（個人通報）No.1036/2001（Faure v. Australia）段落 7.5（「市民および政治的権利委員会」は、「強制または強制労働」という用語を使用した場合、個人の犯罪に対する罰として特に強制的、搾取的、または過酷な環境で働かせたり、個人が指示された作業を実行しなければ、その個人に処罰を加える条件でなされる労働まで、様々な形態の行為を指すとした。

¹⁴ Global Estimates of Modern Slavery: Forced Labour and Forced Marriage（現代的形態の奴隷制に関する世界推定値：強制労働と強制婚）、国際労働機関、Walk Free（ウォークフリー財団）、国際移住機構、2022 年 9 月、14 ページ。

- (d) ストライキ参加に対する制裁
- (e) 人種・社会・民族または宗教的差別待遇の手段

11. どのような慣行が強制労働に該当するかを評価するのに参考とするよう、国際労働機関は強制労働の指標を設けた。その指標は次のとおり。

- 脆弱性の悪用
- 身分証の押収
- 欺瞞
- 賃金の未払い
- 移動制限
- 債務に伴う隷属
- 疎外
- 搾取的な労働と居住環境
- 身体暴力と性暴力
- 過度の残業
- 脅迫¹⁵

「特定の状況では、一つの指標のみが該当しても強制労働を意味する場合がある。それ以外の場合は、複数の指標が一緒に現れたとき、強制労働に該当する可能性があるため、複数の指標が存在するかどうかを検討しなければならない。概して、11 の指標は強制労働状況を示す主要要素を指しているため、これを踏まえ、個々の労働者が強制労働犯罪の被害者であるかどうかを判断」できるとしている¹⁶。

12. 国際労働機関の協約および指針は、市民的・政治的権利規約により、強制および強要された労働を禁止しなければならない国家の人権義務を理解するのに役立つ。朝鮮民主主義人民共和国は 1981 年、市民的・政治的権利規約の締約国となった。当該規約第 8 条 3(a) 項は「何びとも強制労働をするように要求されない」と言及しており、続いて次のとおり明示している。

「(b)3(a) 項の規定は、犯罪に対する刑罰として重労働を伴う拘禁刑を科すことができる国において、権限ある裁判所によりそのような刑の宣告による重労働をさせることを禁止するものとは解釈されない。

(c) 本項の適用上、「強制労働」という用語は、次の事項を含まない。

- (i) (b) に記載されていない作業または役務で、裁判所の合法的命令による拘留されている者またはそのような抑留から条件付釈放中の者に通常必要とされるもの

¹⁵ 国際労働機関「強制労働指標」2012。

¹⁶ 同上。

- (ii) 軍事的性格の役務および良心的兵役拒否が認められている国においては、良心的兵役拒否者に法律によって要求される国民的役務¹⁷
- (iii) 共同社会の存立または福祉を脅かす緊急事態または災害時に要求される役務¹⁸
- (iv) 市民として通常の義務を構成する作業または役務

これは、国際労働機関条約第 29 号の第 2 条 2 項に規定されている例外事項と類似する¹⁹。

13. 本報告書は、人権高等弁務官事務所が 2015 年から朝鮮民主主義人民共和国離脱者（以下「脱北者」）を対象に実施した面談で収集した陳述を提示しており、朝鮮民主主義人民共和国国内で制度的になされる強制労働が前述した例外的に許容できるケースに該当しないことを示す。該当国内の強制労働には、国家による職場割り当て、軍による徴集、突撃隊配置、人民班動員だけでなく、拘禁施設内労働と海外労働が含まれる。

14. 子供は強制労働に動員されやすい。朝鮮民主主義人民共和国は児童の権利に関する条約（以下「児童権利条約」）を批准したことにより、毀損不可能な義務を含め、児童を対象とした特定の人権義務を有している²⁰。児童権利条約は 18 歳未満をすべて児童と定義している。児童権利条約第 32 条は、「当事国は、経済的搾取や、危険であったり、児童の教育の妨げになったり、児童の健康や身体的・知的・精神的・道徳的または社会的発達に有害な如何なる労働の遂行からも保護される児童の権利」を認めている²¹。国際労働機関の最悪な形態の児童労働条約（1999 年、第 182 号）または、18 歳未満のすべての人を児童と定義し、最悪な形態の児童労働という用語が「あらゆる形態の奴隷制または奴隷制に似た慣行として、児童売買および密売、債務を担保とした労働、農奴および武力紛争に利用するために児童を強制または義務的に徴用することを含む強制および義務労働」だけでなく、「遂行される作業の性格およ

¹⁷ 国際労働機関 General Survey（一般調査）、Eradication of forced labour（強制労働撤廃）、2007、段落 43-46 および段落 89-95。

¹⁸ 国際労働機関 General Survey（一般調査）、Eradication of forced labour（強制労働撤廃）、2007、段落 62-64 参照。すべての移住労働者とその家族の権利保護に関する国際条約、第 11 条（4）項。

¹⁹ 国際労働機関強制労働条約（第 29 号）第 2 条（2）項：「この条約上の目的のために「強制労働」という用語は、以下を含まない。(a) 完全に軍事的性格の作業に対して義務的な兵役法によって強制される労働または役務、(b) 完全な自治国国民の通常の市民的義務の一部を構成する労働または役務、(c) 公共機関の監督および管理下で行われ、私人、会社、団体に雇用され、またはその指揮に服従しないという条件下で裁判所の判決の結果として強制される労働または役務、(d) 緊急の場合、すなわち戦争、火災、洪水、飢饉、地震、深刻な感染症や家畜感染症、獣や昆虫や植物の有害物質による侵入、その他一般的に人口全体または一部の生存や安寧を危うくするすべての状況などの災害やそのような懸念がある場合に強制される労働または役務 (e) コミュニティの直接的な利益のために住民によって行われ、したがってコミュニティのメンバーが負担しなければならない通常の市民的義務であると認められる小規模のコミュニティの役務。ただし、コミュニティのメンバーまたはコミュニティの直接の代表者は、これらの役務の必要性について協議を受ける権限を持たなければならない。」

²⁰ 児童の権利に関する条約（以下「児童権利条約」）には例外条項がないため、緊急事態を含め、児童権は常に適用されるとみなす。市民的・政治的権利委員会一般論評第 29 号の脚注 5 番。

²¹ 朝鮮民主主義人民共和国には、次の第 10 条 3 項を含む経済的・社会的・文化的権利国際規約による法的義務がある。「家門またはその他の条件によるいかなる差別もなく、すべての子供と年少者のために特別な保護と援助の措置が取られる。子供と年少者は経済的、社会的搾取から保護される。子供と年少者を道徳や健康に有害であったり、生命に危険であったり、正常な発育を阻害する恐れのある労働に雇うことは、法律により処罰することができる。締約国はまた、年齢制限を定めて、その年齢に達していない子供に対する有給労働への雇用が法律で禁止され処罰できるようにする。

び環境上、児童の健康、安全および道徳性を毀損する可能性のある作業」も指すと明記している²²。

ii) 奴隷制と隷属状態の禁止

15. 強制労働の問題は、国際人権法上、奴隷制および隷属状態を禁止する国家義務も想起させる。強制労働は隷属状態の一種と考えられ、奴隷制の要素を含むことが多い²³。しかし国際法上、強制労働には奴隷制や隷属状態と区別される要素が存在する。非自発性は奴隷制の要件には該当しないが、所有権は奴隷制の要件に該当する²⁴。逆に、定義上、強制労働は非自発的であるが、必ずしも所有権が問題にはならない²⁵。自発的に遂行するに至った労働といえども、被雇用者が労働を拒否または中断する自由がなければ強制労働に該当する。

16. 奴隷条約（1926 年）は、第 1 条において、奴隷制とは「所有権行使に附属する権限の一部または全部の支配を受ける者の地位または状況」と定義する。世界人権宣言（1948 年）第 4 条は、「何びとも奴隷状態または奴隷状態に置かれていない」と明示している。市民的・政治的権利規約第 8 条は、「何びとも奴隷状態に置かれていない。すべての形態の奴隷制度および奴隷売買は禁止される」とし、同条約第 4 条（2）項は、該当条項は毀損不可能だと明示している。国際慣習法も奴隷制や奴隷制に似た慣行を明示的に禁止し、国際司法裁判所も奴隷制からの保護を「人権法から発生するすべてに対して（erga omnes）遵守しなければならない義務」に該当する事例であるとしている。つまり、国際共同体全体に対して国家が負担する義務なのである²⁶。

17. 奴隷制と隷属状態は差別に根ざしており、複数の人権を否定する状況を伴う。例えば、自由と安全に対する権利、身体的完全性に対する権利、拷問およびその他の残酷または非人道的または屈辱的な扱い（虐待）から保護される権利、自由に移動する権利、労働に対する権利、公正で有利な環境で働く権利、組合に対する権利、社会保障に対する権利、適切な生活水準を享受する権利、保健および教育に関する権利などがある²⁷。

18. 現代的形態の奴隷制に関する特別報告官によると、国家公務員が i) 一人若しくは複数の人を対象に

²² 国際労働機関最悪な形態の児童労働協約（1999 年、第 182 号）、第 2 条および 3 条。

²³ 現代的形態の奴隷制特別報告官報告書 A/HRC/24/43 段落 32。David Weissbrodt と Anti-Slavery International が作成した Abolishing Slavery and its Contemporary Forms（奴隷制と現代的形態の奴隷制の撤廃）（HR/PUB/02/4）、段落 36。

²⁴ 欧州人権裁判所、M. and Others v. Italy and Bulgaria 事件、第 149 条（「欧州人権裁判所は、Siliadin 事件における欧州人権条約第 4 条による「奴隷制」の範囲を考慮して奴隷条約（1926）に規定されている伝統的な奴隷制の定義を参照）。を対象に実質的な所有権を行使し、その個人の地位を「対象」に縮小することをいう。

²⁵ 欧州人権裁判所、M. and Others v. Italy and Bulgaria 事件、段落 161-62。

²⁶ Barcelona Traction, Light and Power Co, Ltd. (Belgium v. Spain)、国際司法裁判所の判決、1971 年 2 月 5 日。

²⁷ 現代的形態の奴隷制特別報告官報告書 A/HRC/15/20 段落 23-24、段落 36-38、段落 48-50、段落 69-72。David Weissbrodt と Anti-Slavery International によって書かれた Abolishing Slavery and its Contemporary Forms（奴隷制と現代的形態の奴隷制の撤廃）（HR/PUB/02/4）段落 26-29。

自身の一部若しくは全体権限または所有権を行使する方法で当該人を奴隷に従属させた場合、ii) 強圧を通じて人が作業または役務を遂行させ、同時に様々な形態の自由を深刻に制限するなどの方法で該当する人を隷属状態に置いた場合²⁸、 iii) 国家公務員が一人または複数の人を「現代的形態の奴隷」状態に置いたり、直・間接的にこれらの慣行に参加、扇動、同意または黙認したりする。場合によっては、国際人権法違反に該当する²⁹。

19. また、国家が民間行為者または団体による奴隷制および奴隷状態を防止³⁰および禁止するのに適切な措置をとらない場合は、国際人権法違反に該当する。この場合、適切な措置とは、現象の犯罪化、一貫した法的適用、被害者の特定、被害者の調査と訴追、リスク要因の監視と解消と同時に、被害者の権利と利益を保護し、彼らに対して適切な救済措置を提供することを言う³¹。

20. 現代の文脈では、奴隷制と隷属状態との境界は明らかではなく、一個人に加えられる制御と権限の程度に大きく依存する。奴隷制は所有権という要件を必要とするが、「全世界的に廃止された法的所有権だけでなく、ある個人が他人を対象に、所有権と類似または所有権に付属する権限を行使する中で生活するという状況もあり得る」³²。所有権に附属する権限とは、「ある個人の自由を深刻に剥奪する方法で当該人を統制するもので、同時に当該人を利用、管理、収益目的で活用、移転あるいは除去する方法で搾取しようとする意図があると解される³³。このような脈絡での統制は所有と同等である可能性がある。個人に対する統制は、一定期間にわたって物を統制するような形で行われることがあるが、その期限は奴隷化対象個人の観点からは予測し難い³⁴。

21. 一方、隷属状態の場合、奴隷制といくつかの特徴を共有するが、所有権あるいは所有の要件は必要ではない。隷属は家事労働が提供される状況でよく発生する可能性があるが、例えば「被害者が加害者に過

²⁸ 先の脚注に記載されている *Siliadin v. France* 事件段落 124 : 「該当する事件に対する判例法を考慮して、欧州人権条約の目的の上で、「隷属状態」とは、強圧によって役務を提供しなければならないようにした状態を意味し、上記の「奴隷制」の概念に関連している。」

²⁹ 現代的形態の奴隷制特別報告官報告書 A/HRC/36/43 段落 12.

³⁰ 国際労働機関強制労働協約（1930 年）の議定書 P029（2014 年）および強制労働（追加措置）R203 勧告、2014。

³¹ 現代的形態の奴隷制特別報告官報告書、A/HRC/36/43、段落 12. 同上。

³² 同上、段落 9. 奴隷制、奴隷貿易およびその他の形態の隷属状態に関する国連事務総長報告 E/2357（1953 年 1 月 27 日）28 ページ。事務総長報告書は、所有権に従う権限を 6 つの方法で説明した。「1. 奴隷状態にある個人が購入の対象として扱われる。 2. 主人が奴隷状態の個人を絶対的な方法で、特に作業能力を使用することがありうるが、法律が明示的に提示する制限以外には何らの制限がない。 3. 奴隷状態にある個人の労働の成果が労働の価値に相当する補償なしで主人の財産となる。 4. 奴隷状態にある個人の所有権が他人に譲渡されることがある。 5. 奴隷状態は永続的である。つまり、奴隷状態におかれた個人の意志で奴隷状態を中断できない。 6. 奴隷状態にある個人が奴隷状態という事実のため、その子孫も奴隷状態に置かれることになる。」

³³ Members of the Research Network on the Legal Parameters of Slavery（奴隷制の法的基準に関する研究ネットワークメンバー）、「2012 Bellagio Harvard Guidelines on the Legal Parameters of Slavery（2012 奴隷制の法的基準に関するベラジオ・ハーバード指令）」。J. Allain (ed.), *The Legal Understanding of Slavery: From the Historical to the Contemporary*（奴隷制の法的理解：過去から現代まで）（Oxford University Press、2012）、ガイドライン 2。

³⁴ 同上、指針 3。

度に依存的存在であるため搾取の状況を脱することができない。」³⁵ これに加え「依存症は強制的要因、移動の自由不在および身体的・精神的虐待により発生する可能性がある³⁶。

22. 本報告書は、朝鮮民主主義人民共和国内に強制労働がある場合に、隷属状態と奴隷制の特徴を持っていることを示しているが、個人に対して「所有権」を行使するためである。特に移動が制限され、24 時間監視がなされる拘禁施設、突撃隊、海外労働、また一部軍徴集時の強制労働などの事例がこれに該当する。

iii) 国際法上の人道に反する犯罪に該当する奴隷化

23. 国際人権法上、奴隷制と隷属状態禁止に加え、拘禁施設内の強制労働慣行を考慮する場合、国際刑事法上も問題になる可能性があり、特に人道に反する犯罪としての奴隷化に該当する可能性がある。

24. 朝鮮民主主義人民共和国は、国際刑事裁判所に関するローマ規定締約国ではないが、ローマ規定は、すべての国に法的拘束力を発揮する国際慣習法を反映する。ローマ規則は、1926 年と 1956 年の奴隷条約に規定されている奴隷制の定義を維持しているが、奴隷化は「人間に対する所有権に付属するいかなる或いはすべての権限の行使…」と定義する³⁷。強制労働は奴隷化に該当しうる³⁸。旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所控訴裁判部は、クナラック判決における国際犯罪としての奴隷化の要素として、「個人の移動統制、身体的環境統制、心理的統制、脱出を防止または断念させる措置、武力、武力の脅威または強圧、残忍な待遇および虐待、性的統制、強制労働」を含めた³⁹。

25. 国際刑事裁判所が発行した「犯罪構成要件」によると⁴⁰、次の場合を「人道に反する犯罪」としての奴隷化とみなしている。

1. 加害者は、一人以上の者に対する所有権に付随するいかなる権限または全権を、その人を購入、販売、提供、または物々交換あるいはそれに類似するレベルの自由を奪う方法として行使した⁴¹。

³⁵ 現代的形態の奴隷制特別報告官報告書 A/HRC/39/52、段落 13. 市民的・政治的権利委員会最終見解：カザフスタン、CCPR/C/KAZ/CO/2、段落 36(b)：「家事奴隷、担保労働、強制婚を含むあらゆる形態の奴隷制および類似奴隷制の慣行は、締約国の法律で詳細に定義され、犯罪とされるようになった。」

³⁶ 同上、段落 14。

³⁷ 第 7 条 (2) (c) 項、人道に反する犯罪は「民間人住民に対する広範囲または体系的な攻撃の一部としてその攻撃に対する認識をもって犯された行為である。」この定義は、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所の次の判例でもそのまま使用される。クナラック、ICTY T. Ch. II (2001 年 2 月 22 日) 段落 539 および Krnojelac、ICTY T. Ch. II (2002 年 3 月 15 日)、段落 353。

³⁸ <https://www.icc-cpi.int/sites/default/files/Publications/Elements-of-Crimes.pdf>、犯罪構成要件、国際刑事裁判所 (2013)、脚注 11 号。

³⁹ Kunarac et al. , ICTY A. Ch. , 2002 年 6 月 12 日、段落 119。

⁴⁰ <https://www.icc-cpi.int/sites/default/files/Publications/Elements-of-Crimes.pdf>、犯罪構成要件 4 ページ。

⁴¹ このような自由の剥奪は、一部の状況で強制労働を要求したり、個人を奴隷状態に下げることを含むと見ることができるが、これは奴隷制・奴隷貿易・奴隷制と類似した制度と慣行撤廃に関する補足条約 (1956 年) に定義されてい

2. 当該行為が民間人集団を対象に広範囲または体系的に行われた攻撃の一部として行われた。
3. 加害者は、民間人集団を対象とした広範囲または体系的な攻撃の一環である点を認識していたか、これを意図していた。

26. 旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所の判例に見られるように、奴隷化はしばしば強制労働を伴う。

「拷問がなくとも奴隷制は存在しうる。奴隷にきちんとした衣食住が保障されることはあるが、合法的な過程を経ずに強制的に拘束された状態で自由を奪われたなら、それはやはり奴隷だ。虐待のあらゆる証拠をさておき、飢餓、殴打、その他の野蛮な行為に目をつぶったとしても、報酬のない強制的な労働を強いられているという点で奴隷という現実は自明である。慈悲深い奴隷制は存在しない。非自発的な隷属状態は、人道的な扱いにより調整したとしても依然として奴隷制である。」⁴²

27. カンボジア特別裁判所の判例はまた、個人に対する所有権が、人道に反する犯罪としての奴隷化の基本的な要件であると強調する。これは朝鮮民主主義人民共和国内の刑務所で行われている強制労働制度と明らかに類似点がある。

「裁判所は、人道に反する犯罪としての奴隷制がプノム・クラオール保安所 (Phnom Kraol Security Centre) で行われたと結論した。これは、党の利益のために収監者を経済的に搾取する厳格な義務労働が制度的に存在し、収監者が報酬を受けたか、あるいは仕事をするかどうかを選択できたかを証明できる証拠がなく、収監者はオンカル (Angkar) の指示に従わない場合、殺されるのではないかと恐れ、情緒的迫害を受けた。保安署関係者は施設内の収監者の移動を決定し、収監期間の間中、彼らの物理的環境を統制し、収監者の逃走を予防したり阻止しようと常に監視したからである。このような状況により、収監者が仕事をするかどうかを選択したり、それを明確に表現することができなかった。裁判部は上記のような状況で保健隊、保安所関係者が収監者に対して有した所有権に附属する権限を行使したため、奴隷制という犯罪行為に該当すると結論を下し、併せて強制労働制度を執行した手段と収監者の権利を継続して隷属させた点で、これらの権限を意図的に行使したものと見るができるため、犯行意図があったと結論付けた。」⁴³

28. 朝鮮民主主義人民共和国内の人権に関する調査委員会が適用した奴隷制の定義は、ローマ規則で提示する奴隷化犯罪の定義と旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所とシエラレオン特別裁判所の判例を統合的に反映したものである。

る。犯罪構成要件と呼ばれる行為には、人身売買、特に女性と子供の人身売買が含まれていると見なすことができる。

⁴² Kunarac 上訴判決第 123 条、US v Oswald Pohl and Others 事件引用、1947 年 11 月 3 日判決、Trials of War Criminals Before the Nuremberg Military Tribunals under Control Council No. 10, Vol 5, (1997) (ニュルンベルク軍事法廷で開かれた戦犯対象裁判) (以後「Pohl Judgment」), 958-970 ページ。

⁴³ 上訴判決、Case 002/02、ECCC、23. 12. 2022、Doc. No. F76、段落 823。

「個人に対する所有権に通常含まれるいかなる権利またはすべての権利の行使も奴隷制に該当する可能性がある⁴⁴。強制労働の抽出が万が一被害者の法的人格を効果的に破壊する加重要因を伴う場合、奴隷化に該当する可能性がある⁴⁵。拘禁または監禁、被害者の自律性に対する統制の程度、闘争を予防したり阻止するための手段等、選択の自由または移動の自由、武力に対する恐怖、権力乱用、強制労働の期間、条件と強さ、被害者の脆弱性の程度、過酷な待遇と虐待の暴露、性生活の強力な統制などが関わる状況となる可能性がある。」⁴⁶

iv) 強制労働に関するその他の人権侵害

29. 上記のように強制労働を考慮する時、朝鮮民主主義人民共和国が尊重、保護および実現する義務のあるいくつかの経済、社会および文化的権利を検討しなければならない⁴⁷。強制された作業の種類、該当作業が行われる環境、労働者の扱いに関連する権利を言う。世界人権宣言第 23 条は、労働に関する権利を提示する。自由に職業を選択する権利に加えて、公正で有利な条件で労働する権利、いかなる差別もなく同じ労働に対して同じ賃金を受ける権利、労働者自身とその家族が尊厳ある生活を営むことができるよう保障する正当で有利な報酬を受ける権利、労働組合を結成し加入する権利を含む。これらの権利自体も意味があり、また個人を強制労働と奴隷制から保護するためにも重要な意味を持つ。

30. 朝鮮民主主義人民共和国が 1981 年批准した経済的・社会的・文化的権利規約第 6、7、8 条は、前述の権利をより詳細に扱っている。第 6 条は、すべての人が自由に選択または受諾する労働により生計を営む権利があるとし、締約国は、当該権利を実現できるように技術および職業の指導、訓練計画を含む諸般の措置をとる義務があると明示する。第 7 条は、公正で有利な労働条件を享受する権利を詳細に説明し、公正な賃金、安全で健康的な労働条件、同等の昇進機会、休息・余暇および労働時間の合理的制限、定期的な有給休日を挙げている。第 8 条は、すべての人が自分の経済的および社会的利益を増進し保護するために労働組合を結成し、自分が選択した労働組合に加入する権利について説明している。このような労働組合は、法律で定められたもの以外の国家安全保障または公共秩序のために、または他人の権利と自由を保

⁴⁴ ローマ規定、第 7 条 (2) (c) 項。Prosecutor v. Kunarac et al、IT-96-23/IT-96-23/1、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所、2001 年 2 月 22 日の判決、段落 539。Prosecutor v. Kunarac, Kovac and Vukovic, IT-96-23-A, 2002 年 6 月 12 日、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所上訴部、段落 117。Prosecutor v Taylor, SCSL-03-01-T、シエラレオネ特別裁判所裁判所、2012 年 5 月 18 日判決、段落 446。

⁴⁵ 犯罪構成要件参照、国際刑事裁判所に関するローマ規定締約国総会、1 次会期、2002 年 9 月 3-10 日、第 7 条(2) (c) 項、脚注 10。Prosecutor v. Kunarac et al、IT-96-23/IT-96-23/1、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所裁判所、2001 年 2 月 22 日判決、段落 541。Prosecutor v. Kunarac et al、IT-96-23-A、2002 年 6 月 12 日、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所上訴裁判所、第 117 条。Prosecutor v. Taylor, SCSL-03-1-T、シエラレオン特別裁判所裁判所、2012 年 4 月 26 日判決、段落 448。

⁴⁶ Prosecutor v. Kunarac et al、IT-96-23-A、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所上訴裁判所、2002 年 6 月 12 日判決、第 119 条。Prosecutor v. Kunarac et al、IT-96-23/IT-96-23/1、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所裁判所、2001 年 2 月 22 日の判決、第 542 条および 543；Prosecutor v. Taylor, SCSL-03-1-T、シエラレオネ特別裁判所裁判部、2012 年 4 月 26 日判決、段落 447。調査委員会報告書、A/HRC/25/63、段落 1048。

⁴⁷ 強制労働要素を考慮する上で、欧州の人権制度は個人の意志に反してなされる作業要素に加え、避けられない苦難を伴う作業として説明する。例えば X v. Federal Republic of Germany を参照 (Application No. 4653/70)、欧州人権委員会 (1974)。

護するために必要なもの以外のいかなる制限も受けず、自由に活動する権利がある。労働組合を結成し加入する権利は、市民的・政治的権利規約第 22 条に明示された結社の自由に対する権利の一部とされる。

31. 朝鮮民主主義人民共和国は、前述の人権義務をかなりの部分、国内法に反映しており、これは別添 2 で確認することができる。しかし、本報告書に示された陳述が描写した全国的に制度化された国家主導の強制労働の場合、現実において公正で有利な労働条件に対する権利を侵害する特徴を見せている⁴⁸。

⁴⁸ 国際および国内の法的フレームワークのより詳細な内容は、本報告書の別付 1 と別添 2 に記載されている。

Ⅲ. 方法論

32. 本報告書は、2015 年 6 月から 2023 年 5 月までの期間に、朝鮮民主主義人民共和国を離脱し、現在大韓民国に居住する強制労働被害者および目撃者を対象に、人権高等弁務官事務所が遂行した深層面談 183 件を含む複数情報源を元に作成された。朝鮮民主主義人民共和国政府が公開した情報、国連人権条約機関の最終見解と非政府機関発行の刊報告書を含めて公開された情報も参考にした。

33. 人権高等弁務官事務所は、本報告書のためのすべての面談および意見聴取活動を、独自の標準慣行および方法論に従って遂行した。害のない原則を適用し、監視および調査に被害者中心のアプローチを適用した。人権高等弁務官事務所は、面談遂行時、性認知感受性と年齢を考慮して接近し、情報源の機密を厳しく維持し、面談の前・後および面談中に必要なすべての保護規定を適用した。人権高等弁務官事務所は、本報告書に引用されたすべての面談対象者に十分な情報を提供した後、面談対象者が提示した情報を公開報告書に使用できるかどうかについて尋ね、同意を得た。報告書本文に含まれる被害者の陳述内容に加え、別添 3 は、人権高等弁務官事務所が 2015 年から 2023 年の間に面談した脱北者陳述で強制労働に関する内容を抜粋して掲載した。

34. 朝鮮民主主義人民共和国へのアクセスが不可能であり、人権高等弁務官事務所は、強制労働およびその他の人権侵害に関して収集した情報および陳述を、確認したり追加的に収集することに依然として困難を経験する。ただし、人権高等弁務官事務所は、面談対象者の信頼性および信憑性、提供された情報の正確性、類似した事実関係およびタイプに関連する陳述間の一貫性、その他ソースから収集した情報との一貫性を評価した。人権高等弁務官事務所は、独立して遂行した 18 人との面談が、加害容疑者および方法において強制労働という一貫した様相を明らかにし、一部の事例では、人道に反する犯罪としての奴隷化にも至ると結論付けた。この時、人権高等弁務官事務所やその他の団体が収集した様々な情報とも比べて検討した。人権高等弁務官事務所は「信頼できる合理的な根拠」の基準を適用して結論付けた。

35. 人権高等弁務官事務所は、本報告書の発刊前、朝鮮民主主義人民共和国政府に報告書を伝達し、事実関係に対する見解を求めた。

IV. 朝鮮民主主義人民共和国内の強制労働の類型

i. 拘禁施設内労働

36. 朝鮮民主主義人民共和国内の刑務所およびその他の拘禁施設は、当該国経済を回していくのを支える強制労働を大量に提供している。(労働を通じて拘禁者が犯した「軽犯罪」に対して「教養」を施すという目的で運営される)「労働鍛錬隊」、(労働を通じて「犯罪」を犯した拘禁者を「教化」するという目的で運営される)「教化所」、(未決拘禁施設である)「集結所」、(政治犯収容所である)「管理所」に拘禁された人々の人生は強制労働で綴られている⁴⁹。

37. 人権高等弁務官事務所は「不法越境」罪で朝鮮民主主義人民共和国に強制送還された後、拘禁されたまま強制労働を遂行しなければならなかった 100 人以上の女性と面談を行なった。不法越境罪で拘禁され、強制労働を強いられた女性が男性より比率的に多いが、これは既婚女性のほうがより自由に国家が配置する職場をやめて小規模商行為を通じて家計所得をあげることができるからである。これにより既婚女性は国境付近の地域を含め、より自由に移動が可能なため、国境を越えるかなり危険な移動が可能な機会がより多く、強制結婚や売春を目的とした人身売買に遭う危険にもさらされる⁵⁰。女性は、拘禁状態で性暴力を含むジェンダーに関わる暴力とジェンダーに関わる身体および言語的暴力を受け、生理用ナプキンを含む女性の衛生に必要な施設や物品へのアクセスが妨げられ、強制中絶を含む性的および再生産健康および権利が侵害され、ジェンダーに関わる保健医療サービスの提供を受けられていない⁵¹。

38. 朝鮮民主主義人民共和国刑法と行政法は、労働を通じた「教養」と「教化」をするよう規定している⁵²。国際標準に従えば、労働は収監者の矯正と社会復帰を促し、出所後ふたたび地域社会に適応し統合されるのを助けるための重要な手段である⁵³。収監者の処遇に関する最小限の国連基準（ネルソン・マンデラ規

⁴⁹ 「The Parallel Gulag: North Korea's 'An-jeon-bu' Prison Camps」(もう一つの収容所：朝鮮民主主義人民共和国の安全部刑務所)、北朝鮮人権委員会、2017; 「The Hidden Gulag Second Edition: The Lives and Voices of 'Those Who are Sent to the Mountains'」(隠された収容所：「山に追放された人々」の人生と声)、北朝鮮人権委員会、2012。

⁵⁰ 調査委員会報告書、A/HRC/25/63、段落 365、377、491。

⁵¹ 拘禁施設内の女性が経験するジェンダーによる人権侵害事例の分析および被害者の陳述は、朝鮮民主主義人民共和国内に拘禁された女性を対象とした人権侵害：「依然として苦しむ…」を参照、国連人権高等弁務官事務所、2020 年 7 月。女性差別撤廃委員会、朝鮮民主主義人民共和国に関する最終見解、2017 年 11 月 8 日、CEDAW/C/PRK/CO/2-4、段落 27。

⁵² 朝鮮民主主義人民共和国刑法（2015）第 28 条。朝鮮民主主義人民共和国行政罰法（2011）第 17 条。

⁵³ 受刑者処遇に関する最小限の国連基準（ネルソン・マンデラ規則）、規則 4（1）。囚人の処遇に関する最小限の国連基準は、1957 年の国連総会で初めて採択され、以後 2015 年ネルソン・マンデラ規則に改正および採択された。この規則は、国が拘禁施設内の処遇に関連して優先的に参照する基準とみなされ、受刑者の処遇を調べて点検する際の主な基準とする。国際慣習法の適用は例外にしてもネルソン・マンデラ規則自体は国家に拘束力を発揮しないが、市民的・政治的権利委員会は国際収監基準を満たすためには必ずネルソン・マンデラ規則を遵守しなければならないと確認した：2010 年 10 月 25 日市民的・政治的権利委員会が採択した意見で Communication（個人通報）No. 1018/2008, McCallum v South Africa 事件、段落 6.8（「自由を奪われた人は、何よりも、囚人の処遇に関する最小限の国連基準に基づいて

則)は今日、収監者処遇において全世界的に通用する標準として機能している。当該規則によれば、受刑者に「労働および／または社会復帰のための活動に積極的に参加する機会が与えられなければならない、これに対しては医師またはその他の資格を有する保健医療専門家が収監者の身体的・精神的適合性があると確認することを条件」としている⁵⁴。実際、市民のおよび政治的権利委員会は、受刑者に労働の機会を提供しないことを人権侵害の例として挙げている⁵⁵。

39. 司法部の判断で拘禁された個人に「一般的に要求」される作業は強制労働に該当しない⁵⁶。例えば掃除や料理のように収監施設内の日常的な作業や、目標が設定されている職業教育のような収監者の社会復帰に役に立つ作業を収監者に要求することは許容可能である⁵⁷。また、国際人権基準は、犯罪に対する合法的な刑罰として「重労働」を宣告することを許容している⁵⁸。

40. 経済的・社会的・文化的権利委員会は、収監施設内の強制労働を禁止するよう勧告⁵⁹するが、有罪宣告を受けた者を対象とした矯正措置および刑罰もこれに該当する⁶⁰。ネルソン・マンデラ規則は、矯正作業が「性質上、苦痛を与えるものであってはならない」と言及しているが、このような作業によってもたらされる身体および精神的苦痛と悲しみを言う⁶¹。従って拘禁施設内での強制労働の禁止と関連して、国家が国際人権義務に反していないかどうかを判断する基準として、該当する作業自体と処遇および条件が拷問、非人道的または屈辱的待遇や処罰に該当する行為であるかどうかを注視しなければならない⁶²。国際法上、このような行為の禁止は絶対的であり、いかなる場合でも例外(derogation)と看做すことはできない⁶³。

扱われなければならない。2005年3月17日、市民的・政治的権利委員会が採択した意見でCommunication(個人通知) No. 1134/2002、Fongum Gorji-Dinka v Cameroon 事件、段落5.2。2007年7月20日 市民的・政治的権利委員会が採択した意見 Communication(個人通報) No. 1173/2003、Benhadj v Algeria 事件、段落8.5。1997年7月28日。市民的・政治的権利委員会が採択した意見で Communication(個人通報) No. 632/1995、Potter v New Zealand 事件、段落6.3(「市民のおよび政治的権利規約の解釈に重要なガイドライン」と該当する規則を参照)。市民的・政治的権利委員会、最終見解：イギリス、CPR/C/79/Add. 55、段落24。

⁵⁴ ネルソン・マンデラ規則、規則96(1)。

⁵⁵ Communication(個人通報) No. 797/1998、Lobban v Jamaica 事件、2004年3月16日 市民的・政治的権利委員会が採択した意見、段落8.1。

⁵⁶ 市民的・政治的権利規約第8条(3)(c)(i)項。強制労働条約(1930年、第29号)、段落2(2)(c)。

⁵⁷ M. Nowak, UN Covenant on Civil and Political Rights: CCPR Commentary (国連市民的・政治的権利規約：一市民的・政治的権利委員会の解説)、(NP Engel : Kehl, 2005) 205 ページ。

⁵⁸ 市民的・政治的権利規約第8条(3)(b)項。

⁵⁹ 経済的・社会的・文化的権利委員会、最終見解：シリア、E/C.12/1/Add.63、段落34。

⁶⁰ 経済的・社会的・文化的権利委員会、最終見解：アゼルバイジャン、E/C.12/1/Add.104、段落45。

⁶¹ ネルソン・マンデラ規則、規則97(1)。

⁶² 同上。

⁶³ 市民的・政治的権利規約第7条および第10条(1)項。人種差別撤廃条約第5条(b)項。児童権利条約第37条

(a)および(c)。市民的・政治的権利規約第10条(1)項によれば、国家は自由を奪われたすべての人が人道的かつ人間の固有の尊厳性が尊重される扱いを受けることを保証する積極的な義務を有する。市民的・政治的権利委員会一般コメント20号段落2とネルソン・マンデラ規則1を参照。この義務の絶対的性格については、市民的・政治的権利規約第4条(2)項を参照。拷問防止協約第2条(2)項および(3)項、第16条、拷問防止委員会、一般論評2号、段落1および段落5。

41. 国際刑事法は、どのような作業が強制労働と判断されるかを評価するにあたって、拘禁施設内の処遇と環境を考慮しなければならないと強調する。例えば、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所の控訴裁判所は、Krnjelac の判決で深刻に過密化された環境、嘆かわしい衛生状態、十分でない食糧、施錠されたドア、頻繁な殴打、精神的虐待、過酷な居住環境のために受刑者が作業に同意することは不可能であったはずであるため、強制労働を強いられる状況にあったと見た⁶⁴。人権高等弁務官事務所が 2015 年から収集した多数の目撃者の陳述によると、該当国内の拘禁施設の環境と処遇は前述の状況と類似している。

42. 朝鮮民主主義人民共和国内の拘禁施設で収監者を懲戒したり、作業ノルマを満たすよう強要するために物理的暴力を使用する事例が前述の基準を破ったケースである。人権高等弁務官事務所は、このような暴力に言及する被害者の陳述を記録した。

「トウモロコシや唐辛子を植えるなどの手作業をした。農業をした経験がなく、土地を掘ったこともなかったため、作業が遅かった。すると罵倒され、処罰され、殴られさせられた。抗議できなかった。殴られても我慢するしかなく、殴られないよう努力した。仕事は大変だったが、働かせることだけが目的だった。農作物を育てることが目的ではなく、単に処罰だけが目的だった。9 月が過ぎると土地は凍り陽は当たらない。凍った土地を掘って再び埋めさせられる。苦痛だった。私が仕事をしなかったり、仕事が遅かったりすると私を殴ったが、作物が成長しないことには関心がなかった。」⁶⁵ (男性、2015 年⁶⁶、教化所)

43. 厳しい業務ノルマを満たしていない場合、他の形態の処罰が下される。例えば、作業量を追加されたり、食糧を減らされたり、寒い日に強制的に屋外に立たされたりする。

「人工まつげとネックレスの金属の留め金を作る班に割り当てられた。最初の数日は教育を受け、次に、1 日のノルマが割り当てられた。ノルマに満たないと殴られた。食事量も減らされる」⁶⁷ (男性、2011 年、教化所)

44. 国家は、収監者を適切に人道的に扱い、また、国際人権法に従った更生作業が人道に反する環境で行われることのないよう保障する義務がある。例えば、健康、安全、産業災害および職業病に関連して必ず保護措置を講じる必要がある⁶⁸。脱北者はしばしば（建設、農業、木材伐採、炭鉱およびその他の鉱

⁶⁴ Krnjelac, ICTY T. Ch. II (旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所)、2002 年 3 月 15 日、段落 193-5。

⁶⁵ KOR/21/0027。この報告書で使用されるこのような形式のシリアル番号は、人権高等弁務官事務所が機密を維持して行った面談を指す。

⁶⁶ 当該年度は、引用句に起きたと言及される事件がどの年にあったことを指す。年度が言及されていない場合は、該当する面談の対象者が関連情報を提供していない場合、または保護のために関連情報を削除した場合である。

⁶⁷ KOR/20/0026。

⁶⁸ ネルソン・マンデラ規則、規則 101 (1)。

山作業など）肉体的にきつい作業をさせられただけでなく⁶⁹、保健および安全保護措置も存在しなかったと説明する。

「セメントを車に載せ降ろししていたのが（つらくて）記憶が最も多く残っている。痰を吐くとセメントの塊がポロポロと出る。呼吸しないわけにはいかないので常にセメントが喉に入っていた。マスクや手袋などはまったくなかった。服も自分の私服を着ていた…手を洗ってもセメントがきれいに取れず、手がひび割れた。」⁷⁰（女性、2009年、労働鍛造隊）

45. 収監者は作業に不可欠な機械や装置なしで肉体的に厳しい作業を強制された。

「農作業をする1班に割り当てられた。トウモロコシ、白菜、大根を育てた。機械はなかった。もともと牛が引く荷車を人間が7、8人で引いた。畑に生えている生のトウモロコシ、白菜、大根をこっそり食べた。」⁷¹（女性、2014年、教化所）

過去に収監された彼らはまた、受刑者がいかなる保護措置もなく、過酷な気象条件の下で作業した結果、けがや病気を得たとも説明した。

「地面に座って作業するため足が凍傷になった。[私も]木を伐りに行って、足が凍傷に[なった]」⁷²（男性、2013年、集結所）

保健および安全措置の不在については、資格を持つ医療陣、医薬品および医療装備を含め拘禁施設内に保健医療がないためにさらに深刻化する⁷³。このこと自体が国家の人権義務違反である⁷⁴。

46. 受刑者は、労働を遂行するのに必要な、適切なレベルの栄養価のある食事と飲料水を取ることができなければならない。脱北者は重労働をしなければならない収監施設内で、自身が経験し、目撃した栄養失調および飢餓状況を、人権高等弁務官事務所に説明した。

⁶⁹ KOR/16/0020, KOR/16/0034, KOR/17/0023, KOR/17/0047, KOR/17/0076, KOR/17/0078, KOR/20/0005, KOR/20/0006, KOR/20/0007, KOR/20/0013, KOR/20/0016, KOR/20/0035, KOR/21/0001。また、北朝鮮人権市民連合の「北朝鮮の疲れた石炭輸出：政権を維持する多段階収益構造」（2021年4月）を参照。

⁷⁰ KOR/20/0013。また、KOR/20/0005, KOR/20/0011, KOR/21/0001, KOR/22/0012 参照。

⁷¹ KOR/20/0018。

⁷² KOR/20/0015。また、KOR/16/0020 参照。

⁷³ KOR/18/0027, KOR/18/0029, KOR/18/0050, KOR/18/0078, KOR/18/0081, KOR/19/0005, KOR/19/0010, KOR/19/0011, KOR/19/0015, KOR/19/0032, KOR/19/0036, KOR/19/0042, KOR/19/0043, KOR/19/0044。

⁷⁴ 経済的・社会的・文化的権利規約第12条によるものでもある。また、ネルソン・マンデラ規則、規則24、25、および女性非拘禁者の処遇および女性犯罪者の非拘禁措置に関する国連規則（バンコク規則）、規則10も参照してください。

「自分は建設班にいた。冬には遠くまで薪を取りに行かなければならなかった。他には建設用レンガを作った。とても大変だった…すごく空腹だった。雑草や草を摘んで食べて病気になったりした。」

⁷⁵ (男性、2006 年、教化所)

47. 人道的な労働条件を満たすためには、拘禁者に要求される作業量も規制されなければならない。法律または行政規則で 1 日の最大作業時間を設定し⁷⁶、週間に少なくとも 1 日を休日として指定しなければならないし、受刑者の処遇の意味で、また社会復帰のために教育を受けたり活動をしたりに十分な時間も確保する必要がある⁷⁷。脱北者は、人権高等弁務官事務所に朝鮮民主主義人民共和国内の拘禁制度上、過度な作業時間について一貫した陳述をしている。

「ノルマが多かった。そのため夜寝る時間に働かなければならない時もあった」⁷⁸ (男性、2011 年、教化所)

48. 収監者に加えられる厳格な統制により、精神的ストレスはさらに加重される。2013 年に集結所に収監されていたある女性は、「トイレに行きたい時は警護員に報告しなければならなかった。警護員はほとんど 20 代前半だった。警護員から 1 メートルほど離れて立ってトイレに行きたいと言わなければならなかった。1 メートルより近くに寄ると殴られることがある」と説明した⁷⁹。2013 年に集結所に収監されたある男性は、収監者は 20 人から 30 人のグループで作業場に移動して働き、「警護員 2、3 人が自動小銃を着用した状態で監視」していたと陳述した⁸⁰。この男性は「私たちが外に連れて行く時は私たちを一人ずつ並ばせ、靴ひものような紐でつないで作業場に向かわせた」と述べた。2011 年に集結所に収監されたある女性は「代替的に兵長 1、2 人が武装したまま私たちを連れて作業場に行き、保安員が同行した」と述べた⁸¹。

49. 国際労働機関強制労働協約によれば、裁判を通じて収監者の有罪が確定した場合にのみ労働を要求することができるが、これは強制労働に関する重要な人権基準である⁸²。有罪宣告を下されていない収監

⁷⁵ KOR/22/0003。

⁷⁶ ネルソン・マンデラ規則、規則 102 (1)。

⁷⁷ ネルソン・マンデラ規則、規則 102 (2)。

⁷⁸ KOR/20/0026。

⁷⁹ KOR/16/0020。

⁸⁰ KOR/20/0015。

⁸¹ KOR/20/0008。

⁸² 国際労働機関強制労働協約 (第 29 号)、第 2 条 (2) (c) 項。市民的・政治的権利規約第 8 条は、強制労働禁止が「犯罪に対する刑罰で重労働を伴った拘禁刑を科することができる国で、権限ある裁判所によりそのような刑の宣告による重労働をさせることを禁止するものである。解釈されない」と言及し、続いて強制労働は「作業または役務として…裁判所の合法的命令によって抑留されている者またはそのような抑留から条件付釈放中の者に通常必要とされるもの」を含まないとしている。

者が行う作業は、必ず自発的に行われなければならない⁸³。朝鮮民主主義人民共和国の行政処罰法では、裁判や司法部の介入なしに労働鍛錬刑を最大 6 ヶ月まで科することができることになっているが、これは強制労働とみなされる⁸⁴。人権高等弁務官事務所と面談したある脱北者は次のように説明した。

「裁判はなかった。労働鍛錬隊にすぐ送られた… *****にある現場で公園を建てる作業に割り当てられた。建設に関連するあらゆる仕事をした。現場を掃除し、砂と砂利を運び、石を砕いた」⁸⁵（女性、2019 年、労働鍛錬隊）

同様に、集結所を含む未決拘禁施設に、犯罪に対する有罪判決も受けないまま収監され、労働をするよう強要された人々も強制労働被害者とみることができる⁸⁶。

50. 司法手続きを経た個人でも、朝鮮民主主義人民共和国内の弁護士へのアクセス権を含め、公正な裁判に対する権利が侵害されることが蔓延しているため、強制労働被害者に該当する⁸⁷。さらに、意見を述べ表現する自由や集会および結社の基本的な権利を行使したという理由で拘禁された場合、国際人権法上、恣意的拘禁とみなされる⁸⁸。人権高等弁務官事務所と面談した人たちの中で、労働鍛錬刑や教化刑を受けて重労働をさせられた大部分の場合、（国内移動および出入国等の）移動の自由、（海外情報を受信するなどの）表現の自由といった基本的な人権を行使する「犯罪」を犯したことについて刑を宣告された。このような事例では他の強制労働要件も見られるが、拘禁状態で「政治的強圧や教育の手段、あるいは政治的見解、または既存の政治・社会・経済的制度に思想的に反対する見解を持っているか、表現したことに対する処罰」として、あるいは、「労働規律の手段」および「人種、社会、国籍または宗教的理由から生じる差別待遇の手段」として労働を利用したからである⁸⁹。

⁸³ ネルソン・マンデラ規則、規則 116。

⁸⁴ 朝鮮民主主義人民共和国行政処罰法によると、「労働教養処罰」を 5 日以上 6 ヶ月以下まで科することができる（第 18 条）権限を持つ公務員は、「社会主義法務生活指導委員会」（第 333 条）と「人民保安機関」（第 337 条）を含む。

⁸⁵ KOR/20/0032。

⁸⁶ 統一研究院北朝鮮人権白書（2020）は、73 頁から 83 頁にわたって労働鍛錬隊と集結所内の重労働事例に言及する。続いて当該事例は、市民的・政治的権利規約第 8 条 3(b) 項に述べられているように、権限ある裁判所の宣告による場合ではないため、強制労働事例に該当すると見た。

⁸⁷ KOR/17/0123, KOR/18/0027, KOR/18/0031, KOR/18/0032, KOR/18/0050, KOR/18/0058, KOR/18/0060, KOR/18/0074, KOR/18/0077, KOR/18/0078, KOR/19/0001, KOR/19/0002, KOR/19/0004, KOR/19/0011, KOR/19/0015, KOR/19/0030, KOR/19/0042, KOR/19/0044, KOR/19/0049, KOR/20/0006, KOR/20/0007, KOR/20/0010, KOR/20/0016, KOR/20/0018, KOR/20/0024, KOR/20/0026, KOR/21/0027。

⁸⁸ 国連市民的・政治的権利委員会一般論評第 35 号、段落 17。

⁸⁹ 国際労働機関強制労働廃止条約（1957 年、第 105 号）、第 1 条 (a)、(c)、(e) 項。調査委員会は「政治犯収容所と同様に、一般刑務所でも収監者は強制労働に動員され、鉱山、工場、農場および伐採場を運営する。この事業からの収益は、教化所に再投入されるようには見えない」と言及する。段落 801。

51. 国際標準は、収監者が民間事業の一環として、または経済発展のために非自発的な作業をした場合に強制労働に該当する可能性がある」と明らかにしている⁹⁰。これは強制労働の搾取的性格を見せており、人権高等弁務官事務所が記録した被害者の陳述とも相通ずるものである。

「鍛錬隊に行ってから朝起きて5時から働いた。鍛錬隊員たちの畑があるのだが、青唐辛子、キュウリ、トウモロコシ、大豆など、鍛錬隊の職員たちの食糧を育て、職員たちはこれを売って着服していた。」⁹¹（女性、2016年、労働鍛造隊）

52. 強制労働だけでも深刻な人権侵害だが、これに加え、朝鮮民主主義人民共和国の矯正制度下では、政治制度や指導層にとって脅威とされる個人を特定し、彼らを対象に強制労働が広範囲で体系的に利用されていると判断するに十分な相当量の情報が収集された。そのため、個々の国家公務員が国際刑事法上、人道に反する犯罪としての奴隷化に責任があると判断される可能性がある。

53. 調査委員会は、2014年の報告書で、朝鮮民主主義人民共和国において（政治犯収容所である）管理所などで人道に反する犯罪としての奴隷化が行われていたし、今も行われていると見られる合理的な根拠が存在すると結論付けた⁹²。

「収監者はしばしば栄養失調と病気で弱り切り、文字通り働いている最中に死ぬこともある。収監者がこの状況から脱出できる可能性はない。強制労働の不履行は、即決処刑、拷問と、飢餓を悪化させる配給量の削減を含む過酷な処罰につながる。警備の厳しい完全制御区域からの脱出はほとんど不可能である。脱出を試みる者は即決処刑される。収監者は日常的に彼らに拷問を加え、彼らの性的権利と再生産権を許さない収容所当局の完全統制の対象である。」⁹³

54. 調査委員会は、一般刑務所（教化所）にも奴隷化が存在すると結論付けた。

「拘禁施設の種類によって強制労働に処する環境に違いがある。朝鮮民主主義人民共和国の一般刑務所のすべてで国際刑事法が定めた厳しい基準による奴隷化が発生するわけではない。しかし、教化所、特に鉦山刑務所の収監者が遂行しなければならない強制労働の種類、期間、および強度は、奴隷化と見なす基準を満たしている。調査委員会はこのような結論を下す上で、作業ノルマを満たせなかったり、脱獄を試みた者に科される故意的な飢餓、非人道的な生活条件と過酷な処罰など、全体的な脈絡を考慮する。」⁹⁴

⁹⁰ 同上、第1条（b）項。また、国際労働機関、強制労働廃止一雇用主と事業体のための便覧。

⁹¹ KOR/21/0003。

⁹² 調査委員会報告書、A/HRC/25/63、段落 1023, 1034, 1048, 1049。

⁹³ 調査委員会報告書、A/HRC/25/63、段落 1049。

⁹⁴ 同上、段落 1078。

55. 人権高等弁務官事務所ソウル事務所が 2015 年に開所して以来、朝鮮民主主義人民共和国内の刑務所で人道に反する犯罪としての奴隷化が行われ、依然として行われているという調査委員会の結論を支持できる追加的な情報を収集し、中央化されたりポジトリに保存した。一部は本報告書にも含まれている。人権高等弁務官は 2021 年 2 月、人権理事会に次のように報告した。

「人権高等弁務官事務所は、面談対象者が説明した強制労働環境に関連する法的基準で分析したとき、収監者に対する統制の程度、移動の自由の全面不在、逃走阻止・処罰措置、非人道的環境と身体的暴力および精神的脅威の使用、収監者の労働により国家機関および／または個人が利得を得た可能性等に注目する。もし調査委員会が示唆したように、上記行為が民間人を対象とした広範なおよび／または体系的な攻撃の一環として発生したと、権限のある裁判所が判断する場合、これは人道に反する犯罪としての奴隷化または「身体または精神的・肉体的健康に対して重大な苦痛や重大な被害を意図的に引き起こす、類似の性格の他の非人道的行為」に該当する可能性がある。⁹⁵

56. 朝鮮民主主義人民共和国は、2020 年 1 月にコロナウイルス感染症-19 に対応するために独自の制限措置を施行することでさらに孤立した。これにより、人権高等弁務官事務所は、適切な食糧と保健医療へのアクセスにおいて拘禁施設内環境がさらに悪化した可能性があることを強調したい。また、基本的な必須財の輸入がない状況の中で、強制労働への依存度がさらに大きくなった可能性がある⁹⁶。

ii. 国が強制的に割り当てた職場

57. 国際法上、強制労働を判別する際の最も基本的な基準は、自発的に選択し、受け入れた仕事であるかどうかである。経済的・社会的・文化的権利規約第 6 条は、「すべての人が自由に選択または受諾する労働によって生計を営む権利」を認めている。国際労働機関条約第 29 号によれば、個人が適当な期間内に事前告知をして懲罰、処罰あるいは処罰の脅威を受けずに自由に雇用状態を中断できないのであれば強制労働とみなすことができる。雇用主を変えることができないように禁止することを「強制労働の危険を高める最も根本的な要素」とみなす⁹⁷。この原則は国際労働機関雇用政策協約（1964 年、第 122 号）に明示されている「自由に選択された雇用」の概念にも説明されている。国際労働機関雇用サービス条約（1948 年、第 88 号）によると、国家は労働の供給と需要を最適化できるように職業間の移動および地域間の移動を容易にする義務がある。

58. 朝鮮民主主義人民共和国内では学業や軍服役を終えた個人全てを国家が職場に配置し、それに応じて

⁹⁵ A/HRC/46/52、段落 66。

⁹⁶ 朝鮮民主主義人民共和国内の人権状況に関する国連事務総長報告書参照（2022 年 7 月 29 日）、A/77/247、段落 30。

⁹⁷ 国際労働機関、Observation(意見) Committee of Experts on the Application of Conventions and Recommendations(条約および勧告履行専門家委員会) —2018 年採択および第 108 回国際労働総会（2019 年）発刊。

居住も決定される。朝鮮労働党は、工場、鉱山、建設事業所などを含むすべての職場配置を全面的に独占して管理する⁹⁸。国連市民的・政治的権利委員会は朝鮮民主主義人民共和国社会主義労働法に憂慮を表明し、強制労働を禁止する市民的・政治的権利規約第 8 条と矛盾する点を指摘した⁹⁹。経済的・社会的・文化的権利委員会は、2003 年、朝鮮民主主義人民共和国に「皆が自由に自分の職業と職場を決定する権利を保障する立法措置をとるよう」促した。同委員会は「現在の国家が強制的に配置した職場で勤務させる制度は労働に対する権利を完全に保障できない可能性がある」と懸念を表した。これは個人が自由に自分の職業と職場を決定する権利に反するためである。¹⁰⁰

59. 職業や職場を選択する自由の欠如は、朝鮮民主主義人民共和国内の市民的および政治的権利が抑圧され、個人が自分の意思を表したり、自らの人生を設計する能力を発揮できない、より大きな文脈の中に現れる。これは、市民的・政治的権利規約第 22 条で保障する「すべての人は、自己の利益を保護するために労働組合を結成し、これに加入する権利を含む他人との結社の自由に対する権利」に違反するものでもある¹⁰¹。労働者は、結果的に自分の職業と職場を選択することを含む、条件と処遇の改善を国家に団体として要求することができない。国民は、親戚の後ろ盾があったり、国家公務員に賄賂を支払う能力がないとしたら、どこで何をして働くかに対する選択権はほとんどない¹⁰²。

「卒業すると一部は軍に行き、一部は工場に配置され、また一部は突撃隊で仕事をする。」¹⁰³ (女性)

60. 就職差別は、社会階級制度である「成分」によって発生する¹⁰⁴。成分制度は、国民一人一人の国家に

⁹⁸ 統一研究院、北朝鮮人権白書 (2013)、355-356 ページ。

⁹⁹ 特に社会主義労働法第 2 章第 14 条および 18 条を参照する。社会主義労働法第 14 条は、「朝鮮民主主義人民共和国の労働者は共産主義の理想を実現するために闘争する革命の担当者である。労働を愛し、労働に誠実に参加することは公民の荣誉であり、最も神聖な義務である。公民は社会主義共産主義建設のためのやりがいのある労働に資源的に参加しなければならない」と言及する。第 18 条は、「社会主義労働規律は自覚的規律であり、社会主義労働規律を徹底的に守ることは、労働者の適当な義務である。労働者は社会主義労働規律と労働時間を厳密に守らなければならない、制定された手続きを踏まないと勝手に職場をリタルできない」と言及する。市民的・政治的権利委員会、朝鮮民主主義人民共和国第 2 次定期報告書の検討 (2001 年)、CCPR/CO/72/PRK、段落 17。また、社会主義労働法第 4 条も関連しているが、「社会主義のもとで、公民は労働に参加する義務を負う。朝鮮民主主義人民共和国で労働力のあるすべての公民は、自己能力に応じて社会的労働に参加する」と言及する。続いて第 10 条は「国家は計画の一元化詳細化方針に従い、全人民経済的範囲で社会的労働を計画的に、合理的に組織する」と言う。

¹⁰⁰ E/C.12/1/Add.95、段落 14 および 34。朝鮮民主主義人民共和国の第 3 次定期報告書提出期限は、2008 年 6 月 30 日もまだ報告書を提出していない。

¹⁰¹ 経済的・社会的・文化的権利規約 第 8 条 また「すべての人は、彼の経済的、社会的利益を増進し保護するために…労働組合を結成し、彼が選択した労働組合に加入する権利」を保障する。経済的・社会的・文化的権利委員会は 2003 年、朝鮮民主主義人民共和国の経済的・社会的・文化的権利規約の履行を検討したが (第 31 回会期)、次のように勧告した。「36. 委員会は、独立した労働組合を結成する権利とストライキする権利を含む労働組合に関連する権利において、経済的・社会的・文化的権利規約第 8 条に適合するよう国内法を検討することを締約国に勧告する。

¹⁰² KOR/22/0020。

¹⁰³ KOR/22/0012。

¹⁰⁴ 朝鮮民主主義人民共和国は、社会階級制度である成分制度が国内で実行されないという立場を固守する。すべての国民がすべての領域で同等の権利を持って享有すると主張し、国内法は平等と非差別の原則を保障すると述べている。普遍的定例人権レビュー実務グループ報告書、朝鮮民主主義人民共和国、A/HRC/42/10、段落 70 参照。

対する忠誠心を判定し、その程度によって大きく「核心」、「動揺」、「敵対」の3つの階級に分類する¹⁰⁵。成分制度は国家が政府の統治にとって脅威となりうると考えられる人々を効果的に監視し、疎外し、政府の安定に重要であると考えられる忠誠心のある階層を良い職場と居住地に割り当てるなどの方法で褒賞を提供できるようにする¹⁰⁶。

「人々は自分の能力、関心、能力に応じて仕事をするができなければならない。今は家族の背景によって職場が決まる。人々は自分がまったく関心がないか、能力に合わない仕事に配置されて働いている。」¹⁰⁷ (女性)

ただし、成分が高くて特別待遇を受ける人もどこで何をして働くか、自分が選ぶことはできないのは同じだ。

「選択の自由がない。金日成大学を卒業しても、党が定めた場所で働かなければならない。」¹⁰⁸ (女性)

61. 国家が割り当てた職場で仕事をして、報酬や配給は常に少なかったり、まったくない。

「農場で3年間働いた。朝8時30分から夕方6時30分まで働いた。農場で食事をもらえなかったの
で、食べるものを家から持っていかなければならなかった。」¹⁰⁹ (女性、2015年)

成分が高い人は職場でより良い条件と処遇を享受する可能性がある。

「労働者に配給と報酬をくれる仕事もある。そんな場合は経済的に恵まれている。そういう仕事は、
家族の背景や社会的地位がいい人に回る。」¹¹⁰ (男性)

62. 社会が女性という性に妻、母、誰かの世話をする者という役割を付与することにより、既婚女性は家

¹⁰⁵ 成分制度は下位51のカテゴリを持っている。歳月の経過に伴い、実際のカテゴリーは調整されたものと思われる。

「敵対」に分類された人々には、過去の地主の子孫、1910-1945年の植民地時代、日本人の下で働いたとされる人々、大韓民国に親戚がある人々、キリスト教信者を含む。統一研究院、北朝鮮人権白書(2020)参照、257-271ページ。また、北朝鮮人権委員会の2021年報告書「South Africa's Apartheid and North Korea's Songbun: Parallels in Crimes Against Humanity (南アフリカ共和国の人種差別政策と朝鮮民主主義人民共和国の成分制度：人道に反する犯罪の類似性)」も参照する。

¹⁰⁶ このような差別は、市民的・政治的権利規約第2条および経済的・社会的・文化的権利規約第2条を含む人権条約による朝鮮民主主義人民共和国の国家的義務にも反する。また、国際慣習法として広く通用されている世界人権宣言第2条にも反する。

¹⁰⁷ KOR/20/0009。以下も参照のこと：「Understanding Modern Slavery in North Korea (朝鮮民主主義人民共和国の現代的形態の奴隷制を理解する)」、Walk Free Foundation (ワークフリー財団)、2017、14-15ページ。

¹⁰⁸ KOR/20/0038。

¹⁰⁹ KOR/20/0005。

¹¹⁰ KOR/20/0035。

族の世話をするために国家で割り当てた職場を辞めることが許される¹¹¹。これにより、女性が小規模な民間の商行為により自由に参加することができるようになり、結果的に多くの家庭の女性が家長としての役割を果たす。その結果、女性は大黒柱、主婦、家族の世話をする者といった、すべての役割を遂行しなければ圧迫を受けることになり、結局ジェンダーによる人権侵害を受けることになる。例えば女性が家族を経済的に支える方法を模索する過程で、海外に人身売買され、強制結婚や売春に携わられる。ある脱北者は、国家が強制的に割り当てる職場で、報酬もなく働く制度によって、男性の主体性、自主性、尊厳が打撃を受けると言うが、これは彼が家長としての役割をどのように果たすかによって、彼の価値が決まるといったジェンダー規範によるものである。

「19 歳で中国人男性に人身売買された。北での生活は経済的にも社会的にも大変だった…父の給料は 100 ウォンだったが、朝鮮労働党に献金したら 30 ウォンしか残らなかった。父が党员だったから仕事を抜けることはできなかった。母は病気だった。そのため私が家長（大黒柱）の役割を果たさなければならなかった。チャンマダン¹¹²でセリを売った…。そう、お金を出さなければならなかった。お金を出さないと商品を取られてしまう。野菜を売るには 50 ウォンから 100 ウォンを払わなければならなかった。」¹¹³（女性、2008 年）

63. 人々は無理をして職場に出るしかないが、それは行政的処罰で労働鍛錬隊に送られたり¹¹⁴刑務所に収監されることを避けるためである。

「保衛指導員が…教化所に送るぞ、と脅迫した。一日二日仕事を休むと、保安署に話すぞと脅迫された。飢え死にしても国家の仕事をしろと言っているのと同じだった。」¹¹⁵（男性）

国家が割り当てた職場で働くことを強制するのに、国家レベルで別の方法を動員することもある。例えば、他の権利を享受するのに必要な身分証の発行を受けるには、国家割り当て職場で働かなければならない。

「18 歳だった年の 12 月に年上の隣人と**へ旅行に行った。何度か行ったところだ。ところが今回は旅行許可証がなくて逮捕された。私はまた（幼くて）身分証がなかったので、旅行許可を得ること

¹¹¹ 「北朝鮮女性の日常生活」、キム・ウォンホン、統一教育院（2014 年 10 月）、42 ページ。北朝鮮人権白書 2021、統一研究院（2021 年 10 月）、420-423 ページ。「The Resurgence of a Market Economy in North Korea（朝鮮民主主義人民共和国内市場経済の復活）」、Andrei Lankov、Carnegie Endowment for International Peace（カーネギー国際平和財団）（2016）。

¹¹² チャンマダンは、朝鮮民主主義人民共和国内の地域市場を指す。

¹¹³ KOR/21/0021。

¹¹⁴ KOR/20/0008、KOR/20/0013、KOR/20/0016、KOR/21/0003。行政処罰法第 115 条は、「無職のチンピラを使ったり、無断欠勤をした者には 3 ヶ月以下の労働教養処罰を与える。情状の重い場合は 3 か月以上の労働教養処罰を与える」と明示している。既婚女性は家庭生活だけすることが許されるが、依然として人民班を通じた動員によって仕事をするよう割り当てられる。（本報告書の「労働動員」部分参照）

¹¹⁵ KOR/20/0015。

ができなかった。身分証があれば、国家が割り当てた職場に行かなければならないため、身分証明書の発行申請をしなかった。」¹¹⁶ (女性、2007 年)

64. 人権高等弁務官事務所が面談した脱北者が述べた次の事例を見ると、国家が割り当てた職場で勤務しながら生計を立てる際、どんな困難を経験するのかが分かる¹¹⁷。

「職場では配給も食糧も月給も何もくれない。家では男が…お金を稼ぐべきなのだが、職場に出なければ労働団連隊に送られる。家族の生計のためお金を稼ぐ代わりに、やることなくとも職場に出なければならぬということだ…だから女性がお金を稼がなければならない」¹¹⁸ (女性)

「[息子]の名前が職場に登録されている。職場が生産するものがないため、「収益班」が別にある。「収益班」は、年に特定の金額を稼いで職場に納めなければならない。それで息子が農場で働いてお金を稼ぎ、稼いだお金を職場に納めた。お金を稼ぐ方法を知っている人たちは、そんなふうに生きている。職場では一日中何もせずに座っているだけだ。お金を稼ぐことができる人たちは、自分の生計を立て、職場に納金もする。中央当局の命令でこのように運営されるわけではない。職場で独自に運営している」¹¹⁹ (女性)

65. 賄賂を渡す余裕がある人々だけは、国家が割り当てる職場から離れて、自分でお金を稼ぐことができる¹²⁰。しかし、依然として虐待と搾取に脆弱な環境に置かれている。

「3 年後から農場に行かなくなった。自分で働いて当局にお金を出すので動員に行かずに済んだ。私はまだ農場に籍を置いている。夫も農場に籍を置いているが、仕事には行かない。夫は自分で畑をしている。山の木を切り、畑にした。森林で仕事をする。6 ヶ月間農場の仕事に行かない代わりに 600 ウォンを出した。私たち夫婦二人の分をすべて出す余力はなかったので、夫の分だけを全部出して、私の分は出せなかった。保安員がやってきて、農場での仕事をせず、賄賂も出さない私に嫌がらせをした。お金を出さなければ労働鍛錬隊に送ると脅した」¹²¹ (女性)

66. 報酬がないため、労働者の中で飢餓や栄養失調で苦勞する人がいるという¹²²。また、国家が割り当て

¹¹⁶ KOR/21/0021。

¹¹⁷ 労働者に適切かつ公正な報酬を保障するようにした経済的・社会的・文化的権利規約第 7 条による国家義務に違反したものである。

¹¹⁸ KOR/20/0011。また、KOR/22/0008。

¹¹⁹ KOR/20/0011。材料と電気の不足はまた、国家が運営する職場が事実上機能していないという意味でもある。その結果、管理者は収益活動を模索することになる。関連する内容については右を参照のこと：KOR / 20/0034。

¹²⁰ KOR/20/0008、KOR/20/0026、KOR/20/0034。

¹²¹ KOR/20/0005。

¹²² KOR/16/0088。

た仕事が肉体的にきつく危険な仕事である場合もある。

「建設会社に炭鉱に行かされた。… 月給はもらっていない。… 炭鉱にいるときは朝 8 時から晩 7 時まで働いた。条件は難しかった。ビニール製の仮設の宿舎で過ごした。そこにいたときは秋だったが、暖房もなかった。ちゃんとした床ではないので寒かった。肉体的にもきつく危険な仕事だった」

¹²³ (男性、2014 年)

労働者にいかなる権限も権利も保障されない抑圧的な勤務環境には、ジェンダーによる問題も存在する。女性労働者は職場の管理者からセクハラに遭うリスクが大きく、管理者はこのような行為をしても処罰されないことがある。

「知りあいの先輩が作業班班長に性的暴行を受けたが、誰にも言えず、じっと耐えなければならなかった。先輩は自殺未遂までするほど悩んでいたが、何の対応もできなかった。ちょっと綺麗な女性にはみんな性暴力を受けるみたいな雰囲気だった。」¹²⁴ (女性、2000 年代初頭)

67. 国家が割り当てた職場は、政治的強圧や教育の手段としても利用される。国家が国民の居場所を管理し統制することができる。職場では、朝鮮労働党党員と保安員と治安関係者が毎週思想注入の手段として「自己批判と相互批判」の時間を組織する。このような批判の時間に深刻な思想的逸脱がばらされるかもしれないという圧迫が常にあり、労働者が恣意的拘禁に遭うなど、深刻な人権侵害を受ける結果につながる可能性がある。

「[朝鮮労働党レベルで毎週団体で批判する時間である]生活総和で批判された人は、その犯罪が大きいと懲戒を受ける…生活除隊は不名誉なことだ。職場の配置を一番つらいところに行かされることもある。…生活総和をして組織生活を強化するのは、言うことを聞かせようとするものだ」¹²⁵ (女性)

iii. 軍の徴集

68. 国際基準上、「全面的に軍事的な性格の作業について義務的な、兵役法に従って強要される」作業だけが強制労働に含まれない¹²⁶。この規定は、公共作業に徴集兵を招集することを防止することが目的であり、国際労働機関協約第 105 号第 1 条(b)に関連内容が明示されるに至った。この条項によれば、強

¹²³ KOR/21/0022。

¹²⁴ KOR/16/0088。

¹²⁵ KOR/21/0002。

¹²⁶ 国際労働機関強制労働協約 (1930 年、第 29 号)、第 2 条 (2) (a) 項。市民的・政治的権利規約第 8 条は、軍事的性格の役務および良心的兵役拒否が認められている国においては、良心的兵役拒否者に法律により要求される国民的役務は強制労働に含まれないと明示する。

制および強要された労働は、「経済発展のために労働を動員して利用する手段」として使用できない。

69. 上で強調したように、強制労働と見なされるかどうかを決定する主な基準は選択可能かどうかである。軍入隊を自由に決定したという前提のもと、自発的に軍服務をする場合、国際労働機関の強制労働条約（第29号）の義務軍服務関連条項は適用されない¹²⁷。朝鮮民主主義人民共和国では、このような選択権は与えられない。全軍服務法（2003年）によると、男女とも義務的に相当期間軍服務をしなければならないが、男性の場合最長10年まで徴集される。19歳だった2010年に徴集されたある男性は、「軍服務をするかしないかの選択権はなかった。平均10年服務する」と回想した¹²⁸。成分が低い若い男性は10年より長い期間服務することもあり、さらに過酷な労働をさせられることもあった¹²⁹。

70. 監禁の脅威が加わるという点で、軍服務と重労働の強制性を確認することができる。

「弟は軍服務時の訓練の代わりに重労働を遂行する部署で働いた。弟は逃げたが、軍の上官に捕まって教化所に送られた。北朝鮮では軍隊でも、教化所でも、農場でも、仕事がとてもきつい。問題は、食べ物がないため、みんな労働するにはひ弱すぎるということだ」¹³⁰ (女性)

71. 義務軍服務制度内で非軍事的活動が遂行されたとしても、国際労働機関協約第29号が扱う範囲を超える特定の状況もある。例えば条約第29号第2条(2)(d)項が許容しているように、民間人と同様に国家緊急状態時労働を提供するよう徴集兵を召集することができる。空兵隊または類似の部隊で働く徴集兵が軍事訓練の一環として道路や橋の建設などに投入されることもある¹³¹。

72. しかし、人権高等弁務官事務所が記録した陳述内容は、前項の例外に該当しないが、陳述に言及された作業は広範囲にわたっており、搾取的な特性を持っているからである。徴集兵は建設や農業部門で必要に応じて定期的に無給労働を提供しなければならない。

「軍服務中、戦闘員ではなく労働者として都市に来る兵士たちがいる。私たちが兵士を実際に目にすることもあつたし、劣悪な環境にいることも見てとれる」¹³² (男性)

¹²⁷ 国際労働総会、第101次、2012: General Survey of the Committee of Experts on the fundamental Conventions concerning rights at work in light of the ILO Declaration on Social Justice for a Fair Globalization (公正なグローバル化のための社会定義について国際労働機関の宣言に基づく労働権に関するコア条約に関する専門家委員会のコメント)、2008。段落275。

¹²⁸ KOR/21/0025。

¹²⁹ KOR/21/0024。もう一つの面談対象者は、軍徴集期間が14年だと述べた (KOR/16/0068)。「軍服を着た囚人：北朝鮮軍人権「実態報告書」、北朝鮮人権情報センター、2022、108-118 ページも参照する。

¹³⁰ KOR/22/0016。

¹³¹ General Survey of the Committee of Experts (専門家委員会の意見)、段落275。

¹³² KOR/21/0024。

他の徴集兵の場合、軍服務、労働、思想訓練が混ざった状況に置かれる。

「8時間のパトロールをした後、4～5時間ほど追加で仕事をする。畑仕事に動員されるか、山に木を伐りに行く。自由時間には、金正恩の指導内容や朝鮮労働党 10 大原則などを学習しなければならない。拘禁されている感じだった…」¹³³ (男性、2011 年)

移動の自由をはじめとする徴集兵を対象とする国家の統制は憂慮すべき水準であるが、一部の事例で徴集兵が強制労働に動員される程度を考えると、国際人権法上、奴隷制に該当すると言える。

73. 徴集兵には選択権が与えられず、彼らに要求される作業が搾取的性格を有することに加えて、徴集兵に要求される作業は、公正で有利な労働条件に関連する他の人権義務の違反である可能性がある。例えば、過酷な作業特性、保健および安全措置の不在、適切な食糧と水の未提供、適切な医療の未提供などの問題がある可能性がある。過去に徴集された人たちは、作業がつらく危険であり、適切な保健や安全措置もないと述べている。

「兄は除隊を控えた 30 歳の時に、軍隊の仕事で工事していた時、坑道が崩れて戦死した。」¹³⁴ (女性)

74. 国家が強制する業務ノルマが相当多いため、労働者の保健および安全がさらに脅かされているが、前述の事例で徴集された人は次のように回想する。

「五つの組がトンネル工事をしていた。組別にトンネルの一部区間を貫くよう割り当てられた。時間が足りなくてまともに考えられずに作業しなければならなかった。それで、ある時は一つの組がすぐ隣にいる組のことを考えずに爆破させて事故が起きたりもした。爆破日程が決まっていたが、急いで進めなければならず、他の組のことを考慮せずに爆破を進めた（結果だ）。」

このような建設現場で死亡した被害者家族は国家からこれといった補償を受けていないものと思われるが、前述の事例で徴集された人は次のようにも回想する。

「そのような事故で死んだ人は近くの山に埋められている。家族は夫や息子が軍服務中に死亡したという通知を受けるが、金銭的な補償はない。」

看護師として 1999 年から 2004 年まで軍服務をしながら軍人を治療していた人は、食糧と医療サービスの不足によって、徴集兵がどれほど過酷な環境にさらされるかを語った。

¹³³ KOR/21/0025。

¹³⁴ KOR/17/0128。

「外科看護員として勤務した。傷の手術や治療や処置をした。軍部隊が新設だったため、兵士たちの怪我が多かった。兵士たちは、虚弱が原因の場合も多かったし、建設作業中にケガをして来ることが多かった。虚弱が原因で来る兵士は、たいてい結核になるが、肉体的に弱く仕事がきついせいだ。打撲症から肋膜炎になり、そこから結核が進行する。結核病棟が別にあり、そこで集団で治療していたが、栄養失調患者を別に集めて治療したのではなく、結核まで進行した人をそこで治療した。」¹³⁵ (女性)

10 年間徴集されていた経験を語りながら「拘禁されていたようだった」し、「みんな空腹だった。栄養失調に苦しむ人が多かった。みんなお腹が空いていて虚弱だった」と陳述した場合もあった¹³⁶。過去に徴集されていた男性が人権高等弁務官事務所に以下のように述べたように、休息や余暇のための時間もほとんど与えられなかった。

「毎日働いて日曜日は休む時もあった。日曜日だからといってみな休んだわけではなかった。休んだ日曜日には睡眠不足を少し解消したり、洗濯をしたり風呂にも入ったり外で運動したりした…部隊から出ることはできなかった…」¹³⁷

75. 徴集兵が強制労働をしている間、報酬が非常に少額であったり全くないことからしても、徴集兵が搾取されているということが確認できる。

「軍服務は対価を望んでする仕事ではないにしても、10 年間も無報酬労働をする。下戦士の兵士の月給は 50 ウォン…士官長の生活費は 240 ウォンだった。」¹³⁸ (女性)

iv. 突撃隊

76. 朝鮮民主主義人民共和国が国家レベルで組織したもう一つの強制労働動員制度は「突撃隊」である。突撃隊という用語は、「鼓舞的に生産的で情熱的な労働」という表現から来ている。突撃隊は旅団、大隊、中隊など軍と同様の形態をとったり¹³⁹、国家が推進する特定事業を完遂するために臨時に結成された労働者集団の形態をとったりする¹⁴⁰。作業は主につらい肉体労働で、建設や農業部門に派遣される事

¹³⁵ KOR/21/0002。また、KOR/21/0023、KOR/21/0031。

¹³⁶ KOR/21/0025。

¹³⁷ 同上。

¹³⁸ KOR/21/0003。また KOR/21/0024。

¹³⁹ KOR/20/0035。

¹⁴⁰ 「Why North Korea introduced its own version of alternative civilian service(朝鮮民主主義人民共和国はなぜ代替服務制度を導入したか。」、Andrei Lankov、NK News、2022 年 3 月 25 日。

例が多かった¹⁴¹。全国民が義務的に参加する国家組織である青年同盟¹⁴²および女性同盟¹⁴³などが、突撃隊構成員の選抜において積極的な役割を果たす。国家が運営する職場は職場別に特定の人数の労働者を選抜して突撃隊に送るように求められる¹⁴⁴。選抜され借り出された労働者の給料は元の職場で支給される¹⁴⁵。労働省の担当者が青年同盟とともに個人の家を訪れ突撃隊員を募集することが確認されている¹⁴⁶。

77. 金を払える人は突撃隊に動員されずにすむ。

「2017 年、突撃隊で 2 ヶ月ほど働いた。家を建てる仕事だった。職場に金を払って抜けることができず、2 ヶ月間給料もなく突撃隊で働かなければならなかった。私が突撃隊に行っている間、妻が金を稼いで家族を食べさせていた…突撃隊員は貧しい家の出身だ。金を払って動員からはずしてもらうことができないのだ」¹⁴⁷ (男性)

突撃隊に借り出される場合、残された家族にどのような財政的な圧迫があるのかを示す事例でもある。

78. 貧しく社会的に疎外された人が特に突撃隊動員に脆弱であり、時には長期間にわたって動員される。ある脱北者は人権高等弁務官事務所に対し、8 歳の頃両親が死亡した後、家なき子となって一人でコッチェビ（浮浪児）として暮らしたが、19 歳になった 2015 年に社会安全省に逮捕され、それ以後突撃隊に送られたと話した。

「山に行き、汽車の線路に敷く木を集めた…他のコッチェビもいたし、農場で働く人もいた… 自分は逃げていなかったら、ずっと突撃隊にとどまっていただろう。何年もそこで働いている人たちを見た。」¹⁴⁸

逮捕と拘禁の脅威を加えた状況は、国家が強圧的に突撃隊員を募集していたことの傍証である。

「逃げると軍党に報告され、軍党は安全部に伝え、安全部が逮捕する。そして短期で鍛錬隊に送られる」¹⁴⁹ (男性)

¹⁴¹ KOR/20/0003, KOR/20/0021, KOR/20/0034, KOR/20/0035, KOR/21/0014, KOR/22/0020.

¹⁴² KOR/16/0014。

¹⁴³ KOR/20/0021。

¹⁴⁴ KOR/22/0004。

¹⁴⁵ KOR/20/0002。

¹⁴⁶ KOR/22/0019。

¹⁴⁷ KOR/20/0034。

¹⁴⁸ KOR/20/0028。

¹⁴⁹ KOR/20/0034。

79. 過去に突撃隊員として借り出されて働いていた人たちは、突撃隊員として働いていたとき、医療および安全措置がなかったと述べた。作業の種類によって必要な機械や装備もなく働いたと述べる¹⁵⁰。作業中にケガをした人たちにも支援はほとんどなかった。

「突撃隊で働いていた間、建物が崩れて足を怪我した。国家事業をして怪我をしたのに、仕事から抜けたければ金を出せと言われた。」¹⁵¹ (女性)

過去に突撃隊員として働いていた人たちは、1日に12時間以上仕事をし¹⁵²、休憩や余暇時間はなかったと述べた。

「一日に二、三時間しか眠れなかった…休日はなかった」¹⁵³ (男性、2016年)

80. 突撃隊に配置されていた間、十分とは言えないものの食糧や宿舍が提供されたと陳述する人が大多数だったが、一部は何も提供されず、報酬も受けていないも同然だったと述べた。

「月に3000ウォンの生活費が支給されたが、タバコ2箱ほどしか買えない金額なのであまり役に立たなかった」¹⁵⁴ (女性、2006年)

強制的に突撃隊に配置された人々は食糧が深刻に不足し、結果的に栄養失調が蔓延したと説明する。

「女性の30%は栄養失調の状態だったのに仕事はしていた。」¹⁵⁵ (女性、2006年)

居住地から遠く離れた場所に配置された場合、家族や友人や近所などの社会的関係の助けも受けられなくなり、栄養失調がさらに深刻になるしかない¹⁵⁶。

81. インタビューの対象者が述べるところによれば、突撃隊員は事業が完了するまで数ヶ月または数年間作業場で生活しなければならなかった¹⁵⁷。人権高等弁務官事務所に説明したところによれば、居住およ

¹⁵⁰ KOR/16/0088, KOR/20/0034.

¹⁵¹ KOR/20/0029. 보건의료 부재 관련, KOR/22/0004.

¹⁵² KOR/16/0088.

¹⁵³ KOR/20/0035. 또한 KOR/22/0004.

¹⁵⁴ KOR/16/0088.

¹⁵⁵ 同上.

¹⁵⁶ KOR/20/0034.

¹⁵⁷ KOR/22/0004.

び業務環境は適正な水準の居住基準にはまったく及ばないものだった¹⁵⁸。

「建設現場の状況は悪かった。トイレもなく、食事也十分ではなく、宿舎もひどい状況だった。雨漏りし、冬には暖を取る薪を燃やすこともできなかった」¹⁵⁹（女性、2008 年）

82. このような現場では、女性には特に性的暴力の危険に対して脆弱である。

「女子小隊は小隊長と部隊長を除いて、幹部はすべて男だったが、その全員が女性に酷いことをした。性的暴行を受けた女性が多かった」¹⁶⁰（女性、2006 年）

性的暴力被害者が異議を申し立てる窓口もなく、責任を問う手続きもない。

「政治部長に性的暴行を受けた女性は問題提起をしたが、何の支援も受けられず、結局こっそり逃げ出していった。突撃隊政治指導員（政治部長）は人民委員会所属だが、当時政治指導員は女性たちを侍らせて遊んでいた。」¹⁶¹（女性、2006 年）

83. 面談対象者の大多数は強圧的に突撃隊に借り出されたと述べたが、面談対象者によると一部は朝鮮労働党員になるのに有利だという理由で自発的に突撃隊員になった者もあった。

「突撃隊の女性たちの一部は、私と同じく入党しようと志願した人々だったが、70%は強制的に送られてきた人々だった。」¹⁶²（女性、2006 年）

ただ、「自発的に」突撃隊員になった場合でも、自由に決められる範囲がどの程度かが問題となる。特に強圧的な状況の下で決定を下さなければならないことが多いからだ。さらに、志願して突撃隊となつたとしても、国家は突撃隊員として働く人々の人権を保障する義務がある。つまり、公正な業務条件、

¹⁵⁸ 経済的・社会的・文化的権利規約第 7 条は「公正で有利な労働条件をすべての人が享受する権利」を保障するが、これは「安全で健康な労働条件」、「休息、余暇および労働時間の合理的な制限、祝日の報酬、定期的な有給休暇」が含まれる。世界保健機関と国際労働機関は 2021 年に世界中の状況を調べた報告書を発刊したが、朝鮮民主主義人民共和国の職業関連の保健および安全に対する懸念を提起した。（「WHO/ILO Joint Estimates of the Work-related Burden of Disease and Injury（職業関連疾病および負傷負担に対する世界保健機関／国際労働機関の共同推定値）、2000-2016」、2021 年 9 月 17 日）。同報告書は、朝鮮民主主義人民共和国内の労働者安全において相当な後退があったと推算した。すなわち 2000 年労働者 10 万人当たり 56.2 件の死亡が発生し、2016 年は 10 万人当たり 79.5 件の死亡が発生した。この数値は、報告書に含まれる 182 カ国の数値のうち最も高い（60 ページ）。（週 55 時間以上の）過度な勤務時間による脳卒中で死亡した件数を見ても、朝鮮民主主義人民共和国は最も高い死亡件数を記録し、さらに悪化する状況を報告書は把握している。すなわち 2000 年労働者 10 万人当たりの脳卒中死亡件数は 17.5 件、2010 年は 27.5 件、2016 年は 28.1 件を記録している（67 ページ）。

¹⁵⁹ KOR/21/0014。

¹⁶⁰ KOR/16/0088。

¹⁶¹ 同上。

¹⁶² 同上。党加入関連 KOR/20/0003、KOR/20/0013。強制募集関連 KOR/20/0021、KOR/21/0030。

食糧、保健医療などへのアクセスが保障され適切な生活水準を享受できるようにする義務がある。

84. 突撃隊はまた、政治的な強圧と教育がなされる場所でもある。2017 年に突撃隊に動員され、建設作業に投入された男性は、人権高等弁務官事務所で次のように述べた。

「毎週土曜日に思想教育があった。労働者がその週にした作業について反省する時間だ。また、1 週間の間、政治的に正しくないことを言ったかどうか反省する。「逃げたかった」と言った人もいたが、これも思想的な問題とされた。また、金正恩の命令がある場合、政治指導員が当該命令を伝える。毎朝思想的な目的で新聞を読まなければならなかった。」¹⁶³ (男性)

v. 作業動員

85. 強制または強要された労働に、「完全な自治国国民の通常の市民的義務の一部を構成する作業または役務」は含まれないが¹⁶⁴、国際標準では「市民的義務」を限定的に解釈することを要求している¹⁶⁵。国際労働機関の強制労働協約の文言と精神に反する形態の強制的義務を正当化するために、市民的義務を理由に挙げてはならない。したがって、通常の重要度を有する公共作業が強制されるなど、公共の目的のために遂行する仕事は「通常の市民の義務」とは見なせないが、このような作業が「経済発展のために労働を動員して利用する手段」に該当する限り、国際労働機関協約第 105 号でも禁止している。

86. 女性同盟や青年同盟などの団体は、独自に突撃隊に送り込む者を募集する役割を果たし、これに加えて人民班と協力して地域内で遂行されるべき、より非定期的な無給¹⁶⁶公共作業に人材を投入する¹⁶⁷。

「北朝鮮では、誰もが組織、団体、または機関に所属しなければならない。再配置を受けると自動的に自分が所属する団体から連絡が来る。私は女性連盟から連絡が来た… 農繁期には畑仕事を手伝わなければならない。田植えから草刈り、収穫まで、米栽培のあらゆる段階にわたって農作業を手伝う。堆肥も持って行かなければならない。冬にそれぞれの家のトイレから堆肥をもちよる。集めた堆肥を納めなければならない農場も決まっている。」¹⁶⁸ (女性、2001)

¹⁶³ KOR/20/0034。

¹⁶⁴ 国際労働機関強制労働協約（第 29 条）、第 2 条 (b) 項。

¹⁶⁵ 国際労働総会第 101 回会期、2012: General Survey of the Committee of Experts on the fundamental Conventions concerning rights at work in light of the ILO Declaration on Social Justice for a Fair Globalization（公正なグローバル化のための社会正義に関する国際労働機関の宣言に従う労働権に関する重要な条約に関する専門家委員会のコメント）。段落 277。

¹⁶⁶ KOR/20/0011。

¹⁶⁷ KOR/18/0017、KOR/20/0019、KOR/20/0011、KOR/20/0032、KOR/20/0026。

¹⁶⁸ KOR/16/0017。

人権高等弁務官事務所と面談したある脱北者は、2014 年に人民班動員の時の経験を話した。当時、金日成の銅像と金正日の銅像を建てるのに動員され、6 ヶ月間働いた。

「砂を運んだり石を砕く作業をした。毎日動員された。道内の全住民がこのように動員された。報酬を受ける人は一人もいなかったが、住民は愛国者としてしなければならない仕事だと考えるのが当然だとされていた。」¹⁶⁹ (女性)

87. 脱北者は女性が性別固定観念により当然しなければならないとされている他の世話や家事労働に加え、動員され仕事もしなければならなかったと説明した。

「毎日仕事に行かなければならなかった。午後4時まで働き、昼食は弁当を持って行かなければならなかった。4時以降は家事をした。幼稚園に行かせるには小さすぎる子供たちを預ける託児施設があるが、子供を託児施設に預けるには、月に3000ウォンを払わなければならなかった。」¹⁷⁰ (女性)

公務員に賄賂を渡す余裕がある場合にのみ、動員を抜けることができる。

「建設現場に行きたくないなら、金を出せと言われる。行かない代わりに5000ウォンくらい出すことになる…お金がある人はそれができるが、そんなお金がある人は数少なく、大多数は動員されていく。」¹⁷¹ (女性)

88. 社会安全省が逮捕と拘禁で脅している状況からして、動員が強制的に行われていることは明らかだ。

「特別な理由なしに人民班作業に出ないと、分住所で2～3日ほど拘禁されることがある。…人民班長が我が家を担当する分住所保安員に言いつける、保安員がやって来る。作業を3回抜けると労働鍛錬隊に行かせるぞと脅迫する。」¹⁷² (女性)

89. 児童も学校や青年同盟などの団体を通じて体系的になされる強制労働動員に対して脆弱である。国連児童権利委員会は2017年「[朝鮮民主主義人民共和国内で]児童が教育、身体および精神発達および安寧を阻害する様々な作業に動員されるという情報に相当な懸念」を表明した。以下の作業が含まれる。

a. 一日のかなりの時間を（「経済課題」という名目のもとに）志願して農場や鉱山で働いたり、山で木を伐ったり、近所や村で草取りをしたり、道路を補修したり、銅像を掃除したり、森林化事業に参加したり、建設作業に参加するように求められる。これは子供の教育、健康、休息、そし

¹⁶⁹ KOR/18/0019。

¹⁷⁰ KOR/16/0019。

¹⁷¹ KOR/20/0011。

¹⁷² KOR/16/0019。

て余暇に対する権利を阻害し、これらの仕事から抜け出すために代わりに金を払わなければならないという慣行がある。

- b. 子供は大規模に農作業に動員されることもあるが、一日の作業時間がかなり長く、時には一ヶ月ほど動員されることもあり、その期間中は家族と離れて過ごす。
- c. (軍に似た青年建設旅団である) 突撃隊に 16 歳と 17 歳の子供を収容して 10 年間働かせたりする。突撃隊の場合、労働時間が長く、身体労働強度が強く、児童の教育アクセシビリティが制限されている¹⁷³。

90. 金正恩国務委員長の 2022 年の演説は、児童が住宅建設を含む大規模農業および建設現場に日常的に投入されていることを明らかにした¹⁷⁴。国営メディアも定期的に建設、鉱山および農業部門で「成果」を出す青年突撃隊の「闘志」を絶賛している¹⁷⁵。

91. 児童労働は強制労働とみなされる。児童は十分な情報に基づいた判断により同意することができないからであり、またこのような労働によりもたらされる弊害のためでもある。単に作業がきついことだけが問題なのではなく、児童の教育および健康、そして身体的・知的・精神的・道徳的または社会的発達に有害な影響を及ぼすからである¹⁷⁶。国連の児童の権利に関する条約によると、「当事国は経済的搾取や危険、児童の教育に妨げになる、または児童の健康、身体的、知的、精神的、道徳的、または社会的発達に有害な如何なる労働の遂行から保護されるべき児童の権利を認める。」¹⁷⁷

「学校での強制労働が深刻だ。2 年生から同盟に加入するが、9 歳、10 歳にしかならない子供たちも国家のために強制的に動員される。川岸を掃除したり、木を植えるなどの仕事をさせられる。幼い頃から国家のために働かなければならないのだ」¹⁷⁸ (男性)

vi. 海外労働者

92. 朝鮮民主主義人民共和国は、数十年にわたって海外労働者制度を運営してきた。労働者は貴重な外貨収益を稼いで政府に納めることを求められる。労働者は自ら志願したり、海外派遣の意思を職場に示す

¹⁷³ CRC/C/PRK/CO/5、段落 54。

¹⁷⁴ 「今回、万景台革命学院の子供たちを大平地区の住宅建設に動員させた目的も、子供たちが現実の中に入り、党政の正当性を実感し、愛国の精神も育ち、強い意志と困難を克服する精神を育て、働く方法も学びつつ、祖国の将来を担っていく責任感ある主体として育つようにすることにあります。革命学院では、閲兵式や軍事訓練、社会主義大建設、農村支援をはじめとする様々な機会に、学生たちが試練や難関の前でも躊躇することなく、前に向かって突進していく強い意志と精神力を育てるための事業を、意図的に組織し、着実に実践していかなければなりません。」、金正恩総秘書革命学院創立 75 度記念演説、2022 年 10 月 14 日、出典：朝鮮中央通信。

¹⁷⁵ 朝鮮中央通信記事参照：「西浦地区新街建設場で青年突撃隊員たちの闘争勢い増幅」、2023 年 4 月 10 日。

¹⁷⁶ 児童権利条約、第 27 条。

¹⁷⁷ 児童権利条約、第 32 条。

¹⁷⁸ KOR/17/0082。

方法で（以後、国家当局の選別を経て）海外に派遣される。あるいは、職場レベルで国家当局と協議して強制的に派遣することもある¹⁷⁹。脱北者は政府が厳格な統制を行うと説明したが、特に国家保健省は海外労働者派遣を調整し、派遣後、海外で彼らを監視した。朝鮮民主主義人民共和国は、原則として、国民が自由に海外に旅行したり、自ら海外で所得を上げることができないようにしている。

93. 朝鮮民主主義人民共和国から派遣した海外労働者を受け入れた国の多くは、朝鮮民主主義人民共和国と外交関係を結んでおり、政治・歴史・経済的關係が深い。一部の国では労働関連基準が緩い場合もあるかもしれない。労働基準がより厳しい国の場合、民間企業および採用代行業者が自国国内法に違反して朝鮮民主主義人民共和国出身労働者を雇用しているものと思われる¹⁸⁰。安全保障理事会決議 1874 号により設立された（朝鮮民主主義共和国対象安全保障理事会制裁措置の履行を検討した）専門家パネルによると、朝鮮民主主義人民共和国出身労働者はアジア、ヨーロッパ、アフリカに位置する国々で情報技術、建設、電子、農業、医薬、木材伐採およびサービス産業に従事している。朝鮮民主主義人民共和国出身労働者を受け入れた国が、かつては少なくとも 45 カ国に達したことが知られている¹⁸¹。人権高等弁務官事務所が面談した複数の男性は、主として建設・農業部門に割り当てられたり、医療専門家として従事したと述べ、女性は一般的にサービス部門に従事した¹⁸²。

94. 国連安全保障理事会は 2017 年 12 月決議 2397 号を採択して懸念を表明したが、先の禁止措置にもかかわらず、朝鮮民主主義人民共和国国籍者が依然として海外で働いて外貨を稼ぎ、朝鮮民主主義人民共和国が禁止された核および弾道ミサイルプログラムの運用にこれらの外貨収益を使用していると指摘した。当該決議は国連加盟国に、朝鮮民主主義人民共和国労働者および政府から安全監督管理者として派遣された者全員を本国に即刻、あるいは決議採択日基準以降 24 ヶ月以内に送還するよう命じた。適用可能な国内または国際法によって送還が不可能な場合のみ、例外とされた¹⁸³。専門家パネルは、2023 年 9 月の中間報告書で、コロナウイルス感染症の流行に伴い、朝鮮民主主義人民共和国の国境が遮断され、加盟国が朝鮮民主主義人民共和国出身労働者を送還するのに困難をきたしているとして述べている。情報技術、飲食業、建設および医療部門に依然として朝鮮民主主義人民共和国労働者が従事する場合があった¹⁸⁴。

¹⁷⁹ 「ポーランド、モンゴル内の北朝鮮海外労働者の人権実態：北朝鮮外の北朝鮮」、北朝鮮人権情報センター、2016 年 12 月、34 ページ。

¹⁸⁰ 同上、22-24 ページ。

¹⁸¹ シン・チャンフン、コ・ミョンヒョン、Beyond the UN COI Report on Human Rights in DPRK（朝鮮民主主義人民共和国国内人権に関する国連調査委員会報告書を超えて） /contents/asan-report-beyond-the-coi-dprk-human-rights-report/.

¹⁸² 男性海外労働者の場合、伐採業、鉱業、農業だけでなく、情報通信部門では熟練労働者として、女性海外労働者の場合は織物工場、食品生産工場およびその他のサービス部門で勤務するものと把握されている。以下を参照のこと。「ロシアの朝鮮民主主義人民共和国海外労働者：労働条件と人権」、北朝鮮人権情報センター、2016；「ポーランド、モンゴル内の北朝鮮海外労働者の人権実態：北朝鮮外の北朝鮮」、北朝鮮人権情報センター、2016 年 12 月。「Dispatched: Mapping Overseas Forced Labor in North Korea's Proliferation Finance System」（海外労働力は、朝鮮民主主義人民共和国の拡散金融にどのように活用されるかについての追跡）、C4ADS（米国先進国防研究センター）、2018。

¹⁸³ S/RES/2397（2017）。

¹⁸⁴ S/2023/656。

コロナウイルス感染症の拡散防止のため 2020 年初めから施行された国境遮断措置により、多くの労働者が中国やロシアの一部の地域に残されていた¹⁸⁵。一部の国では、朝鮮民主主義人民共和国国籍者が就労ビザを学生ビザに切り替え、制裁措置の適用を受けずに仕事をしていた¹⁸⁶。一部の国は、国連安全保障理事会決議により、朝鮮民主主義人民共和国に 2019 年 12 月までに送還しなければならない該当国籍の海外労働者ビザを、人道的事由で延長するしかなかったと報告した。これは、2020 年初めからコロナウイルス感染症の流行によって朝鮮民主主義人民共和国の国境が遮断されたためだ¹⁸⁷。

95. 一部の研究結果と人権高等弁務官事務所が記録した陳述は、朝鮮民主主義人民共和国の海外労働者制度の抑圧的で搾取的な性格を明らかにしたが、これは強制労働に該当する可能性がある¹⁸⁸。これらの分析によれば、国際労働機関が提示する「強制労働指標」¹⁸⁹の相当項目が観察されている。（例えば、適切な報酬のない強制的な長時間勤務、給与の未払いおよび過剰な控除、管理者の厳格な監視と移動および情報の自由の制限による労働者の孤立、労働者に対する脅威および脅迫、パスポートおよびその他の法的書類の押収、適切な食糧および医療が保証されていない不適切な居住環境、暴力的な環境で働かされても雇用主の変更が不可能な労働者の状況など。）したがって、朝鮮民主主義人民共和国から派遣され海外労働者については強制労働慣行の可能性がある。

96. 適切な報酬のない長時間勤務は、国際労働機関の「強制労働指標」の一つである。人権高等弁務官事務所が面談した複数の海外労働者は、身体的にきつい作業を長時間遂行しなければならなかったと述べた。朝早くから夜遅くまで、1 日 12 時間から 16 時間まで、ほぼ休憩や休日もなく働いたと伝えている¹⁹⁰。一週間に 1 日の休日があったと述べる場合が多数あったが、一部は 1 ヶ月に休業日は 2 日だったと述べた。休日の有無も管理者の裁量にかかっていた¹⁹¹。課された業務量を完了できない場合は、さらに長時間の勤務をしなければならなかったり、そうでない場合は月給が差し引かれたり月給を全額受け取れなかったりした¹⁹²。適切な報酬なしで長時間勤務し、劣悪な職場環境にさらされる状況は、朝鮮民主主義人民共和国出身の海外労働者が派遣されるほとんどの国で国内法違反である可能性がある。

¹⁸⁵ S/2022/132。

¹⁸⁶ S/2023/656。

¹⁸⁷ S/2022/668。

¹⁸⁸ 統一研究院、北朝鮮人権白書（2022）。また、R. Breuker と I. van Gardingen (eds)、「People for Profit North Korean Forced Labour on a Global Scale（利益のための人々 - 世界的な次元の朝鮮民主主義人民共和国の強制労働）」、Leiden Asia Centre、2018 参照。T. Gyupchanova, “Labor and Human Rights Conditions of North Korean Workers Dispatched Overseas: A Look at the DPRK’s Exploitative Practices in Russia, Poland, and Mongolia（海外に派遣された朝鮮民主主義人民共和国労働者の労働と人権状況：ロシア、 、モンゴルにおける搾取的慣行）”、Cornell Int’l Law Journal、51、183（2018）。

¹⁸⁹ 国際労働機関「強制労働指標」2012。

¹⁹⁰ KOR/16/0068。また、KOR/21/0057。

¹⁹¹ 統一研究院、北朝鮮人権白書（2022）、682 ページ。

¹⁹² 朝鮮民主主義人民共和国内の人権状況に関する特別報告官総会報告書、A/70/362。

「住宅地の建設現場で働いた。塗装をしたりタイル作業をした。建設現場に必要なすべての種類の仕事をした。冬には10時間から12時間働いたが、昼間が短いからだ。夏には1日17時間から18時間働いた。夜12時になってやっと宿舎に戻り、1日5時間くらい寝た。昼食とおやつを食べる時間が休憩時間だった。月に休日は1日だった」¹⁹³ (男性、2014年)

97. 月給を支給しなかったり、支給を留保することもまた別の「強制労働指標」である。朝鮮民主主義人民共和国出身の海外労働者は、就業国で運営される会社ではなく、本国国家機関と連携した会社で月給をもらう。海外労働者が働く会社の雇用主は、朝鮮民主主義人民共和国の会社が運営する口座に労働者の給料を預ける¹⁹⁴。雇用した会社が支払う給料の一部だけが労働者の手にわたる。海外労働者によると、朝鮮民主主義人民共和国政府が給料のかんりの部分を持っていくが、国家寄与金と勤務地での生活費名目だという。過去に海外労働者として働いていた人たちによると、月給の80～90%は国家に納め、残りの給料で生活必需品を購入した後、残った金が本国の家族に送られた¹⁹⁵。一部の労働者は少額の給料までも管理者の裁量により支給の可否が変わったと報告した。一部は月給額をきちんと教えてくれなかったと話し¹⁹⁶、宿舎や勤務地で朝鮮民主主義人民共和国関係者に追加的に搾取されることもしばしばだったと説明した¹⁹⁷。人権高等弁務官事務所が面談した過去の建設部門海外労働者は、現場で負傷したにも関わらず、会社を通じて国家に寄与金を納めなければならなかったと述べた¹⁹⁸。

「稼ぎの60%は政府に行く。20%は食費などの生活費に使い、残りは自分たちのものになる。だが残りの金も我々に渡すか渡さないかは上司の胸先三寸だ。20%を全部くれるのではなく、タバコと日用品を買えばなくなるほどだけくれる。毎月くれるわけでもなく、気まぐれにくれる。20%に相当する金をくれることは絶対になかった。」¹⁹⁹ (男性)

98. 海外労働者として働いた彼らは、少ない給料にもかかわらず、朝鮮民主主義人民共和国で稼ぐよりはましだったと述べた。海外で3年から5年ほど勤務すれば、より自由に勤務地から出ることができ、近隣地域で自由契約で働く機会を探す、主に建設部門だったという。このような場合でも国に一定金額を納金しなければならないが、労働者が追加的に収入を得る余地が少しは生じた²⁰⁰。

¹⁹³ KOR/16/0068。

¹⁹⁴ 朝鮮民主主義人民共和国内人権状況に関する特別報告官総会報告書、A/70/362。

¹⁹⁵ KOR/16/0071。また KOR/22/0010。

¹⁹⁶ KOR/21/0022、KOR/22/0008。

¹⁹⁷ KOR/22/0018。

¹⁹⁸ KOR/22/0011。

¹⁹⁹ KOR/21/0057。

²⁰⁰ KOR/21/0026。

「仕事を終えてからは、他の場所で個人的に他の仕事をして生計を立てる。」²⁰¹ (男性)

99. 別の「強制労働指標」として海外労働者の孤立した状態が挙げられるが、外部情報へのアクセスがほとんど許されず、移動の自由が深刻に制限される。朝鮮民主主義人民共和国は、保安担当者を海外に派遣し、海外労働者を監視させる²⁰²。保安担当者は労働者を常時監視し、朝鮮民主主義人民共和国政府の規則と規定を厳しく遵守させる。過去の海外労働者は、統制制度が厳格だったと述べた。移動の自由がなく、会社がパスポートを押収した状態で、勤務地から出ることはできず、狭い居住施設に集まって生活し、国家保衛省関係者が居住施設を見張ることが多かった²⁰³。労働者は同僚と会話する時も常に気をつけるしかなかった。一緒に働く仲間の中に政府のスパイがいることがあるからである²⁰⁴。

「ロシアで働く労働者500人当たり保衛員が1人ずついる。我々は作業班に分かれて働くが、保衛員が作業班長に作業班所属人員を監視させ、作業班長は毎日保衛員に報告する。」²⁰⁵ (男性)

100. 朝鮮民主主義人民共和国当局は、通信と情報へのアクセスを常に厳格に統制している。過去の海外労働者は、本国にいる家族と連絡できる電話機の使用も制限的だったし、本国に送る手紙は保衛員が事前に読んで検閲した²⁰⁶と述べた。宿泊施設で新聞、インターネット、テレビを見ることにも制限があり、自由な情報アクセスは不可能だったと報告した²⁰⁷。海外労働者はまた、心理的な圧迫と孤立を経験するが、これは家族と長期間離れて過ごすためだ²⁰⁸。

「勤務地を離れることはできない。最初に到着した時、テレビもなく映画も見られなかった。『資本主義』だからだ。後になって作業班長が事務所にテレビを買ってきたため、こっそり見た。映画は見られなかった。新聞はない…月に一度手紙は送れるが、保衛員が検閲する。私たちが不適切なことを書いた場合、保衛員が破ってしまう。北から私たちに送ってきた手紙も同じだ。」²⁰⁹ (男性)

101. 適切な医療および安全措置なしに基準以下の労働および居住環境にさらされることもまた「強制労働指標」にある項目である。過去の海外労働者の陳述によれば、彼らは危険な環境の中で作業しなければならず、基準以下の居住環境に置かれた。多くの労働者が作業現場に置かれたコンテナでぎゅうぎゅう

²⁰¹ KOR/21/0057。また、KOR/21/0058。

²⁰² 統一研究院、北朝鮮人権白書（2022）。

²⁰³ KOR/16/0068。また、KOR/20/0042 と KOR/22/0021。

²⁰⁴ KOR/22/0011。

²⁰⁵ KOR/16/0068。

²⁰⁶ KOR/21/0057。また KOR/22/0010。

²⁰⁷ KOR/16/0068。また、KOR/16/0071。

²⁰⁸ KOR/21/0012。

²⁰⁹ KOR/21/0057。また KOR/22/0010。

詰めになって生活した。これらの場所のほとんどは数百人が共用の浴室を使用するなど衛生環境が劣悪であり、洗濯や清掃の施設も備えていない。朝鮮民主主義人民共和国の会社が労働者の給料から食費を控除しているにもかかわらず、労働者は質の低い不十分な量の食事しか与えられなかった²¹⁰。

「北の労働者は臨時のコンテナで生活する。きちんとした宿舍もない。」²¹¹ (男性、2020 年)

102. 勤務地で医療・安全対策が適切に行われていない場合が多い。情報によれば、事故が発生した場合、地域当局に報告されず、代わりに保安担当者が処理していたようだ²¹²。過酷な労働条件によって労働者は必然的に医療および安全に関する問題に見舞われる。海外労働者は、仕事のせいで病気になったり怪我をした場合も、治療費を自分で負担したと話した。現場で怪我をした場合でも、会社を通じて国に寄付金を納めさせられることには変化がない²¹³。

「健康は悪化したが、依然として1日に12時間働かなければならなかった。長期間[暑い国の熱気の中で]働いたので労働者たちはみな腎臓を傷めていた」²¹⁴ (男性、2016 年)

「3 階建ての建物から落ちてしまい、数ヶ月間仕事できずベッドに横たわっていた。しかし、怪我のため働けない時も会社には金を払わなければならなかった。貯めた金が少しあったため、病気の時になんとか会社に金を払うことができた。」²¹⁵ (男性)

103. 脆弱性を狙うという点も有意な「強制労働指標」である。朝鮮民主主義人民共和国出身の海外労働者は海外派遣に志願して出てくるし、一部は海外労働者に選ばれるために賄賂を渡すこともある²¹⁶。海外労働者になれば、本国では不可能な水準の給料を受けられることができると思うからであり、個人が努力して勝ち取った機会である可能性がある²¹⁷。しかし、だとしても、その制度は抑圧的で搾取的な性質を持っている。人権高等弁務官事務所が面談した海外労働者の多くは、自分がどんな形で契約したことになっているのか、海外に初めて派遣される時、どのくらいの給料をもらってどんな種類の仕事をするのか知らなかったと述べた。海外労働者選抜過程も差別的だ。人権高等弁務官事務所が面談したある脱北者は、経験があつて成分の良い労働者は海外派遣に出たがるが、海外派遣の機会には賄賂を出すことが

²¹⁰ 統一研究院、北朝鮮人権白書（2022）、682 ページ。

²¹¹ KOR/22/0008。

²¹² 朝鮮民主主義人民共和国内の人権状況に関する国連特別報告官総会報告書、A/70/362。

²¹³ KOR/22/0011。また、KOR/16/0071 参照。

²¹⁴ KOR/16/0071。

²¹⁵ KOR/22/0011。

²¹⁶ 統一研究院、北朝鮮人権白書（2022）。

²¹⁷ KOR/21/0026。

できる人たちにのみ与えられると説明する²¹⁸。

「多くの住民が海外に出て、建設などの部門で働きたがる。そのため海外労働者の選抜は競争がとても激しい。家族、親戚、友人の背景など、特定の条件が合わないと選ばれない。」²¹⁹ (男性)

104. 月給や労働条件に抗議して組織的な行動をしたり、不満を口にした場合、朝鮮民主主義人民共和国に送還される可能性があるという脅威によって、抑圧的で搾取的な状況が維持される。労働者は、仕事がいまひとついかなかったり、規則に違反した場合は送還される可能性があると言われる。勤務地を離脱して捕まった場合も、朝鮮民主主義人民共和国に送還される²²⁰。

「保衛員に北に帰りたいと言った。もちろん、私の意図は南に来ることだった。しかし、私は逮捕され手錠をかけられた…近いうちに北送される状況だった」²²¹ (男性)

²¹⁸ KOR/20/0042、KOR/21/0022、KOR/22/0006。

²¹⁹ KOR/21/0011。また KOR/22/0008、KOR/22/0009。

²²⁰ 朝鮮民主主義人民共和国内の人権状況に関する国連特別報告官総会報告書、A/70/362。

²²¹ KOR/22/0018。

V. 結論

1. 朝鮮民主主義人民共和国の国民は、広範囲で多層にわたる強制労働制度を通じた統制の中で搾取されている。強制労働制度は、国民の利益よりも国家の利益のために運営されている。強制労働は国家に無給労働を提供し、国家は強制労働を手段として国民を統制および監視し、思想を注入する。
2. 強制労働は、国家の矯正制度、学校、国家が強制的に割り当てる職場、軍徴集、突撃隊、人民班、女性同盟、海外労働者制度を通じて体系的に運営されている。このような制度には共通の人権侵害行為が発生するが、当該侵害は強制労働を構成する要件でもある。例えば、個人が労働の種類や勤務地の位置を選ぶことができず、労働に対する報酬が適切でないか、まったく提供されず、適切な休息や休日なしに長時間働き、作業自体が身体的に過酷で、適切な職業保健および安全措置がないことにより、仕事に関連する傷害や病気に対する保健医療を受けることができないといった問題がある。労働組合を構成する権利を否定するなど、他の人権侵害によって、強制労働がより広範囲にまかり通っている。
3. 人権高等弁務官事務所はまた、政府関係者が業務ノルマを満たしていない労働者を暴力で、あるいは残忍で非人道的で屈辱的な方法で扱う事例が蔓延していることも記録したが、このような事例は特に拘禁施設で頻繁に発生する。突撃隊に派遣された場合や軍徴集兵が行う作業など、現場に長期間派遣される強制労働の場合、宿舍や食糧が適切に提供されないという人権侵害も発生し、栄養失調や飢餓事例も報告される。加えて、現場に派遣される場合、余力のある人は金を使ってよりましな環境を得ることができ、一部は賄賂を使ってまったく強制労働をしないこともある。成分が低いと条件や扱いが劣り、さらにきつい強制労働に動員されやすい一方、国家に対する忠誠心は低いとされるため、海外労働者に派遣される可能性は低くなる。
4. 海外労働は国家の強制労働制度と人権侵害が海外に拡張されたケースである。朝鮮民主主義人民共和国出身の労働者は、権利が侵害されたまま、国家のために外貨を稼ぐ手段としてのみ利用され、労働者が挙げた収益の相当部分は政府に吸い上げられる。搾取的で強圧的な労働環境は、朝鮮民主主義人民共和国の事業体と政府当局が、長時間、適切な報酬なしに、厳しい監視の下で、移動の自由やプライバシーおよび情報アクセスに対する保障もなく、適切な食糧や保健医療も提供せず、不適切な居住環境の中で、強制的に海外労働者を働かせている。
5. 強制労働制度は広範囲に運営されるが、ジェンダーによってその影響の及び方が異なる。物理的に移動しなければならない強制労働環境では、女性は性的暴力に対してより脆弱になる。例えば拘禁施設、突撃隊配置、軍徴集期間中の配置などの状況が含まれる。女性は強制労働に動員されると同時に、固定観念によって女性に偏って課せられる役割もこなさなければならない、子供や高齢者の世話、家事などを求められる。一方、男性がまともな報酬を支給されなかったり、まったく報酬を支給されない国家割り当て職場に出勤しなければならないという厳しい要件があるため、女性が大黒柱としての役割を果たさ

なければならない、負担はさらに大きくなる。だが、その結果、女性は人身売買され、海外で強制婚させられたり売春に従事させられるなど、所得を上げる方法を模索する過程で、ジェンダーベースの暴力という人権侵害にさらされる程度がさらに深刻化する。男性はより長期間軍に徴集され、国家が割り当てた職場に強制的に出勤しなければならない厳しい要件によって、統制や監視を受ける程度がよりひどい。これは、男性のほうが政治的問題を引き起こす可能性が高いというジェンダー的観点によるものである。一方、男性のほうが既婚女性に比べ、生計を立てるための小規模商行為に参加できる自由が少ないということでもある。児童は学校と青年同盟を通じた強制労働に脆弱であり、1ヶ月近く現場に動員されることもある。

6. 一部の事例で、強制労働に動員される人々が経験する統制および搾取の程度と処遇が「所有」の領域に達していると見ることができるが、これは奴隷化を禁止する人権義務の違反であるだけでなく、人道に反する犯罪としての奴隷化に該当すると言える。特に拘禁施設内や突撃隊での強制労働はこれに該当すると言える。このような強制労働事例で移動の自由を厳しく統制し、通信機器へのアクセスをはじめとする物理的環境を統制し、国家の思想に同意しないことが明らかになった場合、処罰を受けることがあるという脅威が加えられる「生活総和」などを通じて心理的にも統制し、武装した警備を置いて脱出を防止したり阻害しようとする措置を取ったり、業務ノルマに関連して暴力や集団罰などの物理的処罰を行ったり、処罰の可能性で脅し、性とジェンダーベースの暴力や、適切なレベルの食糧、衛生的な生活環境、保健医療へのアクセスを提供しないなどの過酷な処遇や虐待が行われるなどの特徴がある。人道に反する犯罪を含む犯罪に責任がある者に責任を問うことは、まずは朝鮮民主主義人民共和国の義務である。国内的に責任を究明する窓口がない状況では、国際共同体は（国際刑事裁判所への回付など）国際司法制度を通じ、あるいは国内管轄権を通じた訴追をもって、責任究明を推進しなければならない。

7. 朝鮮民主主義人民共和国政府は、国際法上禁止された強制労働制度を撤廃し、あらゆる形態の奴隷制または隷属状態も全面中断しなければならない。そのためには、政府は国民の尊厳が保障される労働を中心とした自発的な労働制度を履行しなければならない。また、これらの労働制度は、国民が自身の願いとニーズを満たすことができる制度でなければならない。

8. 朝鮮民主主義人民共和国政府は、拘禁の可能性を掲げて脅すなど、労働を強制する制度を、個人労働者の自由な選択に基づいた制度に変えなければならない。学校や大学からこのような変化を始める必要がある。児童が自身の身体および精神的能力を開発し、個人の尊厳を尊重され、意味のある仕事をする方向に向かう自由が与えられなければならない。このためには、現在学校内で行われている児童労働制度が廃止されなければならない。

9. 本報告書別添に詳述したように、朝鮮民主主義人民共和国には国際法に基づく人権義務がある。また、複数の国内法を採択しているが、当該法が履行されれば強制労働を防止することができる。例えば職業を選択できるようにし、適切な報酬を提供し、勤務時間を規制し、有給休暇を保障し、出産休暇や非差

別措置を含む女性労働者のための支援²²²、児童権の保護、職業保健および安全、保健医療の提供などに関する国内法の規定がある。しかし、朝鮮民主主義人民共和国内では、これらの国際義務や国内法が履行されていない。

10. 朝鮮民主主義人民共和国の相当数の個人が、徐々に小規模商行為を通じて生計を立て家族をやしなっている。当該国政府は搾取および不正腐敗から彼らを保護する措置を含め、これらの商行為を継続できるよう許容する保護措置を取らなければならない。

11. 刑務所およびその他の拘禁施設内の労働は、有罪判決を受けた個人の矯正および社会復帰、また釈放後、地域社会に再適応し再統合されることを支援する方向で再確立される必要がある。基本的な人権を行使したという理由で逮捕したり処罰することなく、行政法令に基づいて労働刑を宣告する慣行を中断するという消極的義務を優先的に履行することで、このような改革を始めることができる。また、独立した司法部と法治主義を確立するという、より広範な改革も同時になされなければならない。また、国際人権法上の拷問や、残酷で非人道的な屈辱的扱いにつながる環境や待遇を解決する努力も必要である。例えば、殴打による収監者懲戒、特に女性収監者に対する性暴力、適切な休息のない長時間労働、質の低い十分な量の食事の提供、保健医療不在、つらい労働に必要な保健および安全措置の不備などを含む。

12. 国際共同体は、朝鮮民主主義人民共和国との経済協力の際に厳格な実地査察を行い、企業と人権履行原則²²³および強制労働と現代的形態の奴隷制を根絶するために設けられた諸々の国際標準に基づいて、朝鮮民主主義人民共和国と直間接的に関連性のあるサプライチェーンを厳格に監視することで、強制労働を撤廃する過程に寄与することができる。朝鮮民主主義人民共和国と協力して労働移住プログラムを運営する加盟国は、制裁措置に関する安全保障理事会の決定に従い、また人権義務により労働が自発的に行われ、労働者に報酬を支給し、良質な労働環境を保障できる厳しい安全措置および監視条件を含む契約を締結するようにする。これには、当該国の領土および管轄区域内で海外労働者を対象に発生した人権侵害事例の全数を調査する義務が含まれる。より長期的な観点から、加盟国は朝鮮民主主義人民共和国に対し、人間の尊厳と労働者の自由な選択を保障する労働改革を含む、人権を中心とした発展方式を採用するか、少なくともそのような方向に進むように促さなければならない。

²²² 男性育児休職は、現朝鮮民主主義人民共和国法制度上保障されていない。

²²³ HR/PUB/11/04、ジュネーブ、2011。

VI. 勧告

朝鮮民主主義人民共和国政府に以下を勧告する。

- 国際法に反するあらゆる形態の強制労働を撤廃し、朝鮮民主主義人民共和国内の労働制度の構造的改革を通じて労働者の権利を中心に据えるようにする。
- 奴隷制および奴隷制類似慣行を撤廃し、国内法上奴隷制および奴隷制類似慣行の定義を正確に明示し、奴隷化を刑事犯罪と定義し、犯罪の深刻さに見合った制裁措置で処罰するようにする。
- 強制労働と奴隷制を撤廃する政策を考案し、改革を履行する上で、男性と女性、男児と女児が直面しているそれぞれ異なる状況と、彼らに及ぼす影響が異なるという点を効果的に扱う。
- 女性の労働市場への参加を制限し、低賃金職種に女性を割り当てるなど、労働に関連して女性を差別的に扱う国内法と政策を検討しなおす。これは、労働に関するジェンダーによる差別的な慣行を禁止するのが目的である。
- 職業の選択を可能にし、適切な報酬を提供し、勤務時間を規制し、有給休暇を保障し、職業保健および安全、保健医療の提供、職場内の業務へのアクセス性および処遇における差別禁止、母性保護、児童権保護、障害者および高齢者等の権利保護等を保障している既存の国内法を履行する。
- 保育において男性と女性が同等の権利と責任があることを認識し、両親がともに職業と家庭内の義務と責任を果たすことができるよう、女性の出産休暇に加え、男性の育児休業制度を設け、これを実質的に履行できるようにするなど、国内法を改正する。
- 強制労働および奴隷化を撤廃する政策を考案し改革を履行する上で、障害者が直面する可能性のある危険に特に注意を払う。例えば障害者が就職時に選択および同意の意思を自由に表明し、強圧を受けずに適切な報酬を受けることができるようにする。
- 労働者個人がやりたいことと働く場所を自由に選択できるよう保障する。強制的性格を持つ国家の職場割り当てを中止し、国家が割り当てた職場に出ないという理由で個人を労働鍛錬隊に拘禁できるようにする行政処罰法を廃止する。
- やりたいことと働く場所を自由に選べるように保障する上で、採用や勤労条件に関してジェンダーおよび社会経済的地位に基づく差別を禁止するなど、非差別の原則を保障する。
- 労働者の権利を保護し増進するための手段として、独立した労働組合設立を可能にするなど、職場の民主化が可能になるよう改革措置を取る。
- 独立した労働組合設立許可に加え、国際労働機関加入国になるために必要な改革および措置を取る。また、特に強制労働、児童労働、結社の自由などに関する協定を中心に、国際労働機関協定締約国への加入を考慮する。
- 人民班を通じた強制的な労働動員を中断し、緊急事態や小規模共同体の役務など、市民的義務に参加する際はあくまでも自発的な参加とするよう保障する。これは国家と国民の間で結ばれた人権を尊重する社会的契約に基づいている。
- 食糧などの主要な商品およびサービスの生産および交換を含み、生計を立てるための正当な活動を犯罪

扱いしない。

- 労働に動員する手段である突撃隊を廃止する。
- 強制的な労働力を供給するための手段として軍徴集兵を活用しない。
- 児童の権利に関する条約に基づく国家の義務を遵守し、児童生徒が社会経済的背景やジェンダーとは無関係に、自分の関心、強み、将来の希望に応じて勉強することができるよう、権限を付与する方向に教育制度を改革する。
- 児童の権利に関する条約に基づく国家の義務を遵守し、学校を通じた組織的な児童労働を中断する。
- 児童が教育過程の一部として「経済課題」を実施しないようにし、関連して経済的状况に関係なくすべての児童が均等に扱われるよう保障する。
- ジェンダー、社会的地位、または両親の政治的見解による児童に対する差別を中止する。
- 公式および非公式部門において、18歳未満の児童のための作業に動員することを明示的に禁止するよう労働および児童関連法規を改正する。
- 既存の国内法をはじめ、関連する国際人権条約を遵守した職業保健および安全制度を設ける。
- 安全保護服を含め、労働者に適切な安全装置を提供する。
- 業務上の怪我や病気の治療に必要な、適切な医療サービスへのアクセスを保障する。
- 強制労働関連事例を含め、人権侵害件を申し立てられる、独立して安全で秘密が保障される窓口へのアクセスを労働者に提供する。
- 刑務所内の労働制度を改革し、有罪を宣告された個人の矯正および社会復帰を助けることができる方向に労働がなされるようにし、国連被拘禁者処遇最低基準規則（ネルソン・マンデラ規則）、女性被拘禁者の処遇および女性犯罪者の非拘禁措置に関する国連規則（バンコク規則）を含む国際人権基準を確実に満たすようにする。
- 収監者が行う作業等を含め、収監者の環境および処遇改善のための措置として、刑務所を点検できる制度を導入する。
- 矯正制度改革の一環として、拘禁施設内の労働条件および処遇がネルソン・マンデラ規則を遵守しているかどうかを観察、点検できるよう、独立した訪問が可能な制度を導入する。
- 受刑者の権利を保護する効果的な監視および責任究明のメカニズムを確保し、受刑者が強制労働関連の事例を含む人権侵害の疑いを報告するための、安全で秘密の保証された窓口へのアクセスを提供する。
- 労働制度を通じた受刑者への人権侵害の疑いについて、公正かつ実質的な方法で即座に調査する。例えば、囚人を殴打したり、仕事のノルマを満たしていないという理由で食事を与えなかったり、性暴力を含むあらゆる残酷で非人道的で屈辱的な処遇を与えているなどの事例を含む。
- 反人道犯罪とみなされる可能性のある深刻な人権侵害の状況を察知し、そのような人権侵害を終息させるよう直ちに措置をとる。このような措置には、人権侵害の疑いを、独立して公正に調査し、責任者に責任を問う意志と能力を発揮するということが含まれる。

国際共同体に以下を勧告する。

- 朝鮮民主主義人民共和国との経済協力においては、厳格な実地査察を必ず行い、企業と人権履行原則お

よび強制労働と現代的形態の奴隷制を撲滅するために設けられた諸々の国際標準に基づいて、朝鮮民主主義人民共和国と直接的に關係するサプライチェーンを厳格に監視する。

- 朝鮮民主主義人民共和国と協力して労働移住プログラムを運営する加盟国は、制裁措置に関する安全保障理事会決定を阻害することなく、労働が自発的に行われ、労働者に適切な報酬を支給し、良質な労働環境を保障するだけでなく、当該国の領土内で海外労働者を対象に発生した犯罪容疑事例の全数を公正かつ効果的に直ちに調査できるようにする厳しい安全措置および監視条件を含む契約を結ぶようにする。
- 国家の力量開発を支援する国連の任務遂行を可能にし、朝鮮民主主義人民共和国が強制労働慣行から脱し、労働者に人間としての尊厳を保障する制度を設けるよう支援する。
- 朝鮮民主主義人民共和国内の重大な人権侵害に対して責任ある者に対し、国際的責任究明を保障するため追加措置を取る。これには、安全保障理事会がこの状況を国際刑事裁判所に回付するか、臨時国際裁判所またはその他の類似メカニズムを確立するための措置が含まれる。
- 可能であれば、朝鮮民主主義人民共和国で国際犯罪を犯した疑いのある者たちを捜査および訴追し、このとき域外管轄権および/または普遍管轄権原則に基づいた方策も活用する。

[別添]

別添 1 :

朝鮮民主主義人民共和国の国際人権義務および強制労働に関する国際標準

別添 2 :

朝鮮民主主義人民共和国内の労働者に関する国内法体系

別添 3 :

人権高等弁務官事務所と面談した脱北者の証人陳述

別添 1：

朝鮮民主主義人民共和国の国際人権義務および強制労働に関する国際標準

朝鮮民主主義人民共和国は、労働に対する権利および職場での権利を遵守する義務があり、これは国際人権条約法上および国際慣習法上の義務を含む。

朝鮮民主主義人民共和国は国連加盟国であるため、国連憲章を遵守する法的義務がある²²⁴。これは**国連憲章**第 55 条および第 56 条を含む²²⁵。

国連憲章

第 55 条

人間の平等権と自決の原則の尊重に基づく国家間の平和的かつ友好的関係に必要な安定と福祉の条件を創造するために、国連は以下を促進する。

- (a) より高い生活水準、完全雇用、文化および教育上の国際協力
- (b) 経済・社会・保健および関係国際問題の解決および文化および教育上の国際協力
- (c) 人種・性別・言語または宗教による差別のない、すべての人のための人権および基本的自由の普遍的な尊重と遵守

第 56 条

すべての加盟国は、第 55 条に規定された目的の達成のために、機関と協力して、共同の措置および個別の措置をとることを約束する。

国連総会は、1945 年 10 月 24 日に国連憲章が効力を発揮した後、1948 年 12 月 10 日に世界人権宣言を採択した。世界人権宣言は、すべての社会の各機関が人権と基本的自由に対する尊重を促進し、これらの権利と自由が普遍的かつ効果的に認識され遵守されるように努めるべきであり、これは、その権利と自由の擁護のための救済措置への同等かつ効果的なアプローチを含むと明記している。**世界人権宣言**は、憲章に含まれる「人権」とは、加盟国に何を示唆するかを 30 の簡潔な条項を通じて説明しているが、これには職場での権利に関する内容も含まれる。

²²⁴ 条約法に関するウィーン条約（1969）、第 26 条から第 33 条。

²²⁵ 国連憲章序文、第 1 条、第 2 条、第 13 条、第 68 条も人権に言及している。

世界人権宣言

第3条

すべての人は、生命と身体の自由と安全に対する権利を有する。

第4条

なん人も奴隷状態または隷属状態に置かれてはならない。あらゆる形態の奴隷制度と奴隷売買は禁止される。

第22条

すべての人は、社会の一員として社会保障を受ける権利を持ち、国家的努力と国際的協力を通じて、そして各国の組織と資源に応じて、自らの尊厳と人格の自由な発展に不可欠な経済的、社会的、文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

1. すべての人は、仕事、職業の自由な選択、正当で有利な労働条件、そして失業に対する保護の権利を有する。
2. すべての人は、差別なく同等の労働に対して同等の報酬を受ける権利を有する。
3. 労働するすべての人は、自分と家族に対し、人間の尊厳にふさわしい生活を保障し、必要な場合に他の社会保障法で補われる正当かつ有利な保障に対する権利を有する。
4. すべての人は自身の利益を保護するために労働組合を結成し、加入する権利を有する。

第24条

すべての人は、労働時間の合理的な制限と定期的な有給休暇を含む休息と余暇の権利を有する。

第25条

1. すべての人は、衣食住、医療および必要な社会福祉を含め、自らと家族の健康と安寧に十分な生活水準を享受する権利と、失業、病気、障害、配偶者死亡、老齢またはその他の不可抗力の状況による生計欠乏の場合に保障を受ける権利を有する。

世界人権宣言を採択した後、国連は世界人権宣言の 30 箇条に付随する細部内容を記述した具体的な人権条約を採択した。

朝鮮民主主義人民共和国は国連の核心的な人権条 9 箇条のうち次の 5 箇条を批准している。

- ・経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約（1981 年 9 月 14 日批准）
- ・市民のおよび政治的権利に関する国際規約（1981 年 9 月 14 日）
- ・女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（2001 年 2 月 27 日）
- ・児童の権利に関する条約（1990 年 9 月 21 日）
- ・障害者の権利に関する条約（2016 年 12 月 6 日）²²⁶

²²⁶ このほかの重要な人権条約には、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約、拷問およびその他の残虐で非人道的または屈辱的な扱いや罰の防止に関する条約、すべての移住労働者とその家族の権利保護に関する国際条約、強制失踪からすべての人を保護するための国際条約がある。

上記の条約により、朝鮮民主主義人民共和国は労働慣行に関し法的拘束力を帯びる義務を負う。

市民的および政治的権利に関する国際規約（以下「市民的・政治的権利規約」）第8条は以下のように規定する。

1. 何びとも、奴隷状態に置かれてはならない。あらゆる形態の奴隷制度および奴隷売買は禁止される。
2. 何びとも、隷属状態に置かれてはならない。
3. (a) 何びとも強制または義務労働をするように要求されない。
(b) 第3項(a)の規定は、犯罪に対する処罰として重労働を伴う拘禁刑を科すことができる国において、権限ある裁判所の刑の宣告により重労働をさせることを排除すると解釈されない。
(c) 本項の目的上、「強制または強要された労働」という用語には、以下を含まない。
 - (i) (b) に記載されていない作業または役務で、裁判所の合法的命令により拘禁されている者またはそのような拘禁から条件付解放中にいる者に通常要求されるもの
 - (ii) 軍事的性格の役務および良心的兵役拒否が認められる国の場合、良心的兵役拒否者に法律上要求される国民的役務
 - (iii) コミュニティの存立または福祉を脅かす緊急事態または災害時に課される役務
 - (iv) 通常の市民の義務に属する作業または役務

市民的・政治的権利規約条項のうち職場での権利保護と直結するその他の条項は次の通りである。

第22条

1. すべての人は、自己の利益を保護するために労働組合を結成し、これに加入する権利を含む他人との結社の自由に対する権利を有する。
2. この権利の行使については、国家安全保障、公共安全、公共秩序、公衆衛生または公衆道徳の保護、または他人の権利および自由の保護のために民主社会で必要であり、法律に規定された制限以外のいかなる制限も加えられない。本条は、軍隊と警察の構成員がこの権利を行使することについて合法的な制限を加えることを妨げない。
3. 本条のいかなる規定も、「結社の自由および団結権保護に関する1948年国際労働機関協約」の締約国がその条約に規定された保障を侵害することができる立法措置を取ったり、これを侵害する方法で法律を適用することを許容しない。

第21条

平和的な集会の権利が認められる。この権利の行使については、国家安全保障、公共安全、公共秩序、公衆衛生または公衆道徳の保護、または他人の権利および自由の保護のために民主社会において必要であり、法律に合致するように加えられる制限以外のいかなる制限も加えられない。

第 19 条

1. すべての人は干渉されず、意見を持つ権利を有する。
2. すべての人は表現の自由に対する権利を有する。この権利を口頭、書面または印刷、芸術の形態または自ら選択するその他の手段を通じて、国境に関係なく、あらゆる種類の情報と考えを求め、受け取り、伝達する自由を含む。
3. 本条第 2 項に規定する権利の行使には、特別な義務と責任が伴う。したがって、そのような権利の行使は一定の制限を受けることがある。ただし、その制限は法律に規定され、次の事項のために必要な場合に限定される。
 - (a) 他人の権利または評判の尊重
 - (b) 国家安全保障、公共秩序、公衆衛生、または公衆道徳の保護

第 9 条

1. すべての人は身体的自由と安全に対する権利を有する。何びとも恣意的に逮捕または拘禁されない。何びとも法律で定められた根拠や手続きに従わずには、自分の自由を奪われない。
2. 逮捕された者は、何びとであっても、逮捕時に逮捕の理由を告知され、自分に対する被疑事実を速やかに告知される。
3. 犯罪の疑いで逮捕または拘禁された者は、裁判所または法律により司法権行使権限を付与されたその他の公務員に速やかに回付され、合理的な期間内に裁判を受けまたは解放される権利を有する。裁判を待っている人を拘禁することを一般原則とすることはできず、その他の司法手続の段階で裁判のために、そして必要に応じて判決執行のために出席することを保証することによって解放することができる。
4. 逮捕または拘禁によって自由を奪われた者は、裁判所がその拘禁の合法性を遅滞なく決定し、その拘禁が合法的でない場合、その解放を命じることができるように、裁判所で手続をする権利を有する。
5. 違法な逮捕または拘禁の被害者は、誰でも執行可能な賠償請求権を有する。

締約国の市民的・政治的権利規約の履行を監督する市民的・政治的権利委員会は、2001 年に朝鮮民主主義人民共和国の履行状況を最後に検討した²²⁷。市民的・政治的権利委員会は、当該国の社会主義労働法第 2 章、特に第 14 条と第 18 条が市民的・政治的権利規約第 8 条と一致したかどうかについて憂慮を表明した²²⁸。朝鮮民主主義人民共和国の国内法体系分析内容は同報告書別添第 2 号に盛り込まれている。

²²⁷ CCPR/CO/72/PRK。該当国の 3 次定期報告書は、2004 年 1 月 1 日の提出期限を超え、現在まで提出されていない。

²²⁸ 朝鮮民主主義人民共和国社会主義労働法第 14 条は、「朝鮮民主主義人民共和国の労働者は共産主義の理想を実現するために闘争する革命の担当者である。労働を愛し、労働に誠実に参加することは公民の荣誉であり、最も神聖な義務である。公民は社会主義、共産主義建設のためのやりがいのある労働に自ら参加しなければならない」と明示している。第 18 条は、「社会主義の労働規律は自覚的規律であり、社会主義の労働規律を徹底的に守ることは、労働者の当然の義務である。労働者たちは社会主義労働規律と労働時間を厳しく守らなければならない、定められた手続きを踏まずに勝手に職場を離れることはできない」と規定している。

市民的・政治的権利委員会は、労働権に関して以下の勧告もした。

27. 委員会は、公共部門の上級職で女性比率が低いことに懸念を表している。また、他の経済部門内の女性の責任権限を含む代表性に関する正確な情報がないことにも懸念を表わす。

締約国は、特に上級職での公共部門の女性参加を拡大することにより、市民的・政治的権利規約第3条および第26条の履行のための措置をとることを求める。また、主要経済部門内の女性の責任権限や報酬など、女性の地位に関する統計情報を委員会に提供するよう要請する。

経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約（以下「経済的・社会的・文化的権利規約」）は、職場での権利を扱う核心的な人権条約の一つであり、朝鮮民主主義人民共和国は重要な義務を負う。

第6条

1. この規約の締約国は、すべての人が自由に選択または受諾する労働によって生計を営む権利を含む労働の権利を認め、同権利を保護するために適切な措置をとる。
2. この規約の締約国が労働権の完全な実現を達成するため取る諸措置には、個人に基本的な政治的、経済的自由を保障する条件下で着実な経済的、社会的、文化的発展と生産的な完全雇用を達成するための技術および職業の指導、訓練計画、政策および技術を含まなければならない。

第7条

この規約の締約国は、特に以下の事項が確保される公正で有利な労働条件をすべての人が享有する権利を有することを認める。

(a) すべての労働者に少なくとも次のことを提供する報酬

(i) 公平な賃金といかなる種類の差別もない同等の価値の労働に対する同等の報酬、特に女性に対しては、同等の労働に対する同等の保守とともに男性が享受するものに劣らない労働条件の保障

(ii) 規約の規定による自分とその家族の品位ある生活

(b) 安全で健康的な労働条件

(c) 年功序列および能力以外の他の考慮によらず、全ての者が自己の職場に適切な上位職に昇進するための同等の機会

(d) 休憩、余暇、労働時間の合理的な制限、祝日の保守、定期的な有給休日

第8条

1. 本規約の締約国は、次の権利を確保することを約束する。

(a) すべての人は、その経済的、社会的利益を増進し保護するために関係団体の規則に従うことを条件に労働組合を結成し、彼が選択した労働組合に加入する権利、そのような権利の行使については法律で定められたもの以外の、国家安全保障または公共秩序のために、または他人の権利と自由を保護するために、民主社会で必要なもの以外のいかなる制限も加えることはできない。

(b) 労働組合が全国的な連合または総連合を設立する権利、および総連合が国際労働組合組織を結成または加入する権利

(c) 労働組合は、法律で定められたもの以外の国家安全保障、公共秩序のため、または他人の権利と自由を保護するために民主社会で必要な制限以外のいかなる制限も受けず、自由に活動する権利

(d) 特定国の法律により行使されることを条件にストライキをする権利

2. 本条は、兵士、警察の構成員または行政管理が転記した権利を行使することに対して合法的な制限を加えることを妨げない。

3. 本条のいかなる規定も、結社の自由および団結権の保護に関する 1948 年の国際労働機関協約の締約国が同条約に規定された保障を阻害しようとする立法措置をとるようにしたり、またはこれを阻害しようとする方法で法律を適用することを許容しない。

第9条

本規約の締約国は、すべての人が社会保険を含む社会保障に対する権利を有することを認める。

第10条

本規約の締約国は、次の事項を認める。

1. 社会の自然で基礎的な単位である家庭については、特に家庭の成立のために、そして家庭が扶養児童の養育と教育に責任を担っている間は、可能な限り広範な保護と支援が与えられる。婚姻は婚姻意思を持つ両当事者の自由な同意の下で成立する。

2. 妊産婦には、分娩前後の適当な期間中に特別な保護が与えられる。同期間中の勤労妊産婦には有給休暇または適当な社会保障の恩恵を受ける休暇が付与される。

3. 家門またはその他の条件によるいかなる差別もなく、すべての子供と年少者のために特別な保護と援助の措置が取られる。子供と年少者は経済的、社会的搾取から保護される。子供や年少者を道徳や健康に有害であったり、生命に危険であったり、または正常な発育を阻害する恐れのある労働に雇用することは、法律により処罰することができる。締約国はまた、年齢制限を定めて、その年齢に達していない子供に対する有給労働への雇用が法律で禁止され、処罰されることができるようにする。

経済的・社会的・文化的権利規約履行監督を担当する経済的・社会的・文化的権利委員会は、2003年に朝鮮民主主義人民共和国の履行状況を最後に検討し²²⁹、職場における権利に関する条項の履行を改善することを勧告した。

32. 委員会は、締約国が国際労働機関に加入し、その後国際労働機関の主な条約を適切な時期に批准することを勧告する。このため、委員会は締約国が必要な法律改革を加速化し、国際労働機関の労使政三者代表制基準を満たすことを勧告する。

34. 委員会は、締約国が立法措置を通じて、誰もが職業と職場を選択する権利を保証することを奨励する。

経済的・社会的・文化的権利委員会は報告書段落 14 で「国家が義務的雇用を割り当てる現制度は労働する権利を十分に保障しないことが懸念され、個人が職業や職場を自由に選択する権利に違反する」と述べている。

35. 委員会は、雇用とより良い生活環境を求めて海外に出国した人々を対象とした処罰を廃止する目的で国内法を検討することを勧告する。

36. 委員会は、締約国が独立労働組合を結成し、ストライキする権利等の労働組合権と関連した国内法を検討し、経済的・社会的・文化的権利規約第 8 条に適合させることを勧告する。

37. 委員会は、締約国が第 3 次定期報告書において、家族手当、障害手当、老齢年金などの社会保障制度上の特典の需給条件に関する情報を提供することを勧める。

38. 委員会は、締約国が社会福祉支出と脆弱階層への公共扶助に対する予算を適切な時期に増大する方策を模索することを勧める。また、求職活動をする人々、特に女性が朝鮮民主主義人民共和国の領土内の雇用を見つけることができる環境を作ることを勧める。

児童の権利に関する条約は、児童と年少者を経済的、社会的搾取から保護する内容の経済的・社会的・文化的権利規約条項をより詳細に規定している。

第 32 条

1. 締約国は、経済的搾取および危険な労働、児童の教育を妨げる、または児童の健康や身体的・知的・精神的・道徳的または社会的発達に有害な如何なる労働の遂行から保護される児童の権利を認める。

2. 締約国は、本条の履行を保証するための立法的、行政的、社会的および教育的措置を講じなければならない。この目的のために、そしてその他の国際文書の関連規定を考慮して、締約国は特に次の措置を講じなければならない。

(a) 単一または複数の最低雇用年齢の規定

(b) 雇用時間および条件に関する適切な規定の策定

(c) 本条の効果的な実施を確保するための適切な処罰またはその他の制裁手段の規定

²²⁹ E/C. 12/1/Add. 95. 該当国の 3 次定期報告書は 2008 年 6 月 30 日期限を超えて現在まで提出されていない。

同条約の履行を監督する児童権利委員会は、朝鮮民主主義人民共和国の履行状況を 2017 年に最後に検討した²³⁰。児童権利委員会が最終見解で朝鮮民主主義人民共和国に提示した勧告には、児童労働問題が含まれていた。

児童労働を含む経済的搾取

54. 国内法上児童労働は禁止されており、児童の「学校実習」参加義務が年に 3 週間だけであるため、児童労働は廃止されたという締約国の立場にもかかわらず、委員会は教育、身体的・精神的発達と安寧を妨げる広範な労働課題が児童に課せられているという情報について、依然として深刻な懸念を表明する。委員会は、次の事項をかなり懸念する。

- (a) 締約国労働法は、18 歳以下の子供の有害または危険な労働を禁止していない。
- (b) 一日の内のかなりの時間を（「経済課題」という名目のもとに）志願して農場や鉱山で働いたり、森で木を伐ったり、近所や村で草取りをしたり、道路を補修したり、銅像を掃除したり、森林化事業に参加したり、建設作業に参加するように求められる。これは子供の教育、健康、休息そして余暇に対する権利を阻害し、これらの仕事から抜け出すためにはお金を代わりに払わなければならないという慣行がある。
- (c) 児童は大規模に農業に動員されることもあるが、一日の作業時間がかなり長く、時には一ヶ月ほど動員されることもあり、その期間中家族から離れて暮らす。
- (d) （軍と同様の青年建設旅団人）突撃隊に 16 歳と 17 歳の子供を収容して 10 年間働かせてもいる。突撃隊の場合、労働時間が長く、身体労働強度が強く、児童の教育へのアクセスが制限される。

55. 最終見解（CRC/C/PRK/CO/4、段落 61）を想起し、持続可能な発展目標の詳細目標 8.7 を参照し、委員会は締約国に次のことを促す。

- (a) 18 歳以下児童が公式・非公式部門で有害または危険な労働に雇用されることを明示的に禁止するために労働および児童関連の法律を改正する。
- (b) 児童が教育過程の一部として「経済課題」を実施しないようにし、関連して経済的状況とは無関係に、すべての子供が均等に扱われるように即時措置をとる。
- (c) 児童が集団農村動員参加を強要されないことを保障し、自発的に参加する者に対しては最低年齢および労働時間制限に関する明確な規定を置く。
- (d) 18 歳以下の児童を突撃隊に割り当てる慣行を禁止し、すべての児童に同等に高等教育を受ける機会を提供する。
- (e) 国際労働機関の最悪な形態の児童労働条約（1999 年、第 182 号）および最低年齢条約（1973 年、第 138 号）批准を目的として国際労働機関の加入を検討し、これに関連して国際労働機関の児童労働撤廃に関する国際プログラムの技術支援を要請する。

²³⁰ CRC/C/PRK/CO/5。

女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する協約は、序文で「家庭と子どもの養育における親の役割」を、第 5 条では「子どもの養育と発展における男女の共同責任」を強調する。これは、国家が家庭や職場で両親の同等の役割へのアクセスを確保する必要があることを意味する。

同条約には労働権と男女平等だけを集中的に扱う条項もある。

第 11 条

1. 締約国は、雇用分野における男女平等の基礎の上で同じ権利、特に次の権利を確保する目的で、女性に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置を取らなければならない。
 - (a) すべての人間の不可侵の権利としての労働の権利
 - (b) 同一の採用基準の適用を含む同一の雇用機会を保証する権利
 - (c) 職業および雇用の自由な選択権、昇進、職場安定および役務に関わるすべての恩恵および条件を享受する権利、並びに見習い、高等職業訓練および反復訓練を含む職業訓練および再訓練を受ける権利
 - (d) 手当を含む同等の報酬を受ける権利および労働の質の評価において、同等の処遇と同等の価値の労働に対する同等な処遇を受ける権利
 - (e) 有給休暇を得る権利および社会保障、特に退職、失業、疾病、病葉、老齢およびその他労働無能力の場合における社会保障に対する権利
 - (f) 健康保護に対する権利および生殖機能の保護措置を含む労働条件の安全に対する権利
2. 締約国は、結婚または母性を理由にした女性に対する差別を防止し、女性の労働に対する有効な権利を確保するために、以下のための適切な措置を講じなければならない。
 - (a) 妊娠または出産休暇を理由とした解雇、および婚姻可否を根拠とした解雇における差別を禁止し、違反時に制裁を加えるようにすること
 - (b) 従前の職業、先任順位または社会保障手段を喪失することなく有給またはこれに相当する社会保障給付を含む出産休暇制を導入すること
 - (c) 特に児童保育施設網の確立と発展の促進を通じて、親が職場での責任および社会生活への参加を家事の義務と並行させるのに役立つ必要な社会保障支援の提供を奨励すること
 - (d) 妊娠中の女性に有害であることが証明されたタイプの作業には、同女性に対する特別な保護を提供すること

締約国の履行を監督する女性差別撤廃委員会は、朝鮮民主主義人民共和国の履行状況を 2017 年に最後に検討²³¹し、労働権に関するいくつかの勧告を採択した。

雇用

35. 委員会は、締約国が女性の雇用へのアクセスを促進するためにとられた措置を歓迎する。また、2015 年に社会主義労働法と女性権利保障法を改正し、女性育児休職期間を 150 日から 240 日に延長した点を高く評価する。それにもかかわらず、委員会は以下について懸念を表明する。

- (a) 労働者は未だに性別に基づいて分離されており、労働関連の法律および指示は女性を特定職種に割り当てることにより他の職種からは排除し、この時女性個人の潜在力を考慮しないまま、女性という集団に結びつけた特性を根拠として職場内男女平等達成を阻害する点
- (b) 継続する女性の上級職へのアクセス制限
- (c) 男性の定年は 60 歳であるのに対し、女性の定年が 55 歳に設定され、年金給付、経済的独立性、意思決定職へのアクセスに影響を与える点
- (d) 同一賃金の統計不在
- (e) 有給または無給の男性育児休職の不在

36. 委員会は、締約国に以下を勧告する。

- (a) 女性の労働市場への参加を制限したり、女性に低賃金の雇用を割り当てる職業割り当て表を含む労働関連の法律と方針を検討し、職場内の性別分離を廃止する。
- (b) 女性の管理者・指導者直給進出を増進し、このために割当制または速進任用制度等の臨時特別措置を導入する。
- (c) 定年を統一するために労働法を検討し、女性に多くの雇用機会と同等の年金給付を提供する。
- (d) 同一賃金に関する統計を定期的に設ける。
- (e) 家庭内の男女間の公平な役割の配分を促進し、そのために出産後に男性育児休職または共同育児休職義務化を導入する。

女性差別撤廃委員会は朝鮮民主主義人民共和国に職場内セクハラ関連勧告も提示した。

37. 委員会は、職場内の女性を対象にセクハラと性暴力が頻繁に発生すると推定されることについて当事国が十分に認めていない点、職場内のセクハラを明示的に不法化する法律がない点、そして救済を受けようとする女性を支援するための専門人材が配置された異議提起制度と保護措置が不足している点に懸念を表わす。委員会は、当事国が最後に 2012 年に改正した刑法を通じて服従関係にある女性に強要し、性交した者に対する処罰を 4 年から 3 年に減らしたことについても懸念を表わす。

²³¹ CEDAW/C/PRK/CO/2-4。雇用

38. 委員会は、締約国が職場内のセクハラを具体的に定義し、不法化する法律を採用し、職場内のセクハラおよび性差別関連の異議を提起できる、機密が維持される独立した安全な制度を設け、加害者に対する適切な処罰を含む効果的な救済手段に被害者がアクセスできるようにすることを勧告する。また、委員会は、締約国が刑法を検討し、強要による性交を含む職場内の強姦を不法化し、強姦と同等に処罰し、職場内の強姦に対する定義は、自発的同意の不在を根拠とし、強圧的な状況を反映することを勧告する。

朝鮮民主主義人民共和国は、障害者の権利に関する条約の締約国として、障害者の労働権に対する具体的な法的義務も有する。

第 27 条

1. 当事国は、他人と同等に障害者の労働権を認める。これには、障害者が障害者に開放的、統合的、アクセス可能な労働市場、および労働環境内で自由に選択または受け入れられた職業を通じて生活を営む機会を有する権利が含まれる。当事国は、雇用期間中に障害を負った者を含む、特に以下の事項のために立法を含む適切な措置を講じ、労働権の実現を保護し促進する。
 - (a) 募集、採用および雇用、雇用延長、昇進、安全かつ衛生的な勤務環境の条件を含め、雇用関連諸事項に関して障害を理由とした差別を禁止する。
 - (b) 同等の価値を有する業務に対する同等の機会と報酬を含む公正で友好的な労働環境、嫌がらせからの保護を含む安全で衛生的な労働要件、および充処理に対する障害者の権利を他者と同等に保護する。
 - (c) 他者と同等に障害者が労働組合権を行使できることを保証する。
 - (d) 一般技術および職業指導プログラム、職業紹介サービス、職業訓練および継続的な訓練に対して障害者が効果的にアクセスできるようにする。
 - (e) 求職、就職、職業維持および復職に対して支援するだけでなく、労働市場で障害者の雇用機会と昇進を促進する。
 - (f) 自営業、企業経営、協同組合の開発および創業の機会を促進する。
 - (g) 公共部門に障害者を雇う。
 - (h) 積極的雇用改善措置プログラム、奨励金およびその他の措置を含む適切な方針および措置を通じて、民間部門における障害者の雇用を促進する。
 - (i) 職場で障害者に合理的な利便性が提供されることを保証する。
 - (j) 公開労働市場で障害者が労働力を習得することを促進する。
 - (k) 障害者のための職業的リハビリテーションおよび専門的リハビリテーション、職業維持および復職プログラムを促進する。
2. 締約国は、障害者が奴隷状態または強制労働に直面することなく、強制または強制された労働から他者と同等に保護されることを保証する。

朝鮮民主主義人民共和国は、2018 年 12 月 19 日に障害者の権利に関する条約の履行を監督する障害者権利委員会に初の定期報告書を提出し、委員会の争点リストに対する回答を 2023 年下半期に提出した。

国際労働機関への加入

朝鮮民主主義人民共和国は国際労働機関に加入していないため、労働権に対する国際的基準を提示することで権威を認められる国際労働機関協約にも一切加入していない。

朝鮮民主主義人民共和国は、国連加盟国として国際労働機関事務総長に国際労働機関憲章による義務を公式に受け入れると伝えれば、自動的に国際労働機関加盟国となる。

国際労働機関憲章に含まれる実質的な義務は、次のように要約することができる²³²。

1. **労使政三者主義(tripartism)**に従う。加盟国は、国際労働総会に労使政三者代表団が参加することに同意する。代表団には、当該国の政府代表 2 名および労使代表各 1 名が含まれなければならない。政府、雇用者、労働者の代表は完全に独立して活動する。
2. **職場内の基本原則と権利を実現する**²³³。加盟国は、国際労働機関の一員としての基本条約(fundamental conventions)で取り上げる基本権関連原則を信義および国際労働機関憲章²³⁴によって尊重、増進、実現しなければならない、その内容は次の通りである。(a) 結社の自由および団体交渉権を実質的に認め、(b) あらゆる形態の強制または強要された労働を撤廃し、(c) 児童労働を効力的に廃止し、(d) 雇用および職業に関する差別を撤廃する。
3. **批准した国際労働協約について定期的に報告し、批准していない条約および勧告について定期的に報告する**。国際労働基準は批准加盟国に拘束力を持つ「条約」または国際法上拘束力のない「勧告」の形で採択される。加盟国の国際労働協約批准は義務ではないが、強力に勧められており、労使政の 3 社が参画して労働基準の批准について定期的に検討しなければならない。批准したか批准していないかに関わらず労働基準の適用は「監督制度」によって管理される。「監督制度」によって独立機構と、労使政の 3 者機構のみならず「特別手続き（陳情または提訴など）」による定期的な検討が進められる。
4. **労働に関して重要度が等しい 4 つの相互依存戦略目標を追求する**²³⁵。これには、(1) 雇用の強化、(2) 社会的保護措置の確立と改善、(3) 社会的対話と労使三者主義の促進、(4) 職場における基本原則と

²³² 障害者の権利に関する条約第 2 条は、「合理的な便宜提供」とは、他人と同等に障害者にすべての人権と基本的な自由の享受または行使を保証するために、それが必要とされる特別な場合は、過度なまたは不当な負担を負わせない、必要かつ適切な変更と調整を意味する」としている。

²³³ Membership in the International Labour Organization（国際労働機関会員）、情報案内、ジュネーブ国際労働機関事務局、2014。

²³⁴ Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work（労働基本原則と権利宣言）、1998。

²³⁵ 国際労働機関は、2021 年 4 月 1 日基準、9 つの条約を基本条約(fundamental convention)に指定し、加盟国がこれを批准するよう促している。9 つの基本条約は次のとおり：強制労働条約（1930 年、第 29 号）およびその議定書（2014 年、P029）。結社の自由および団結権の保護条約（1949 年、第 87 号）。団結権および団体交渉条約（1949 年、第 98 号）。同等報酬条約（1951 年、第 100 号）。強制労働廃止条約（1957 年、第 105 号）。差別（雇用と職業）条約（1958 年、第 111 号）。最低年齢条約（1973 年、第 138 号）。最悪な形態の児童労働条約（1999 年、第 182 号）。

権利の尊重、促進および実現が含まれる。

5. **労働基準を挙げて特定国家の比較優位に問題を提起することはないが、同時に職場内の基本原則と権利侵害を根拠に挙げたり使用して比較優位をとらない。**

普遍的・定例的人権レビュー

主要国連人権メカニズムの一つである普遍的・定例的人権レビューは、人権委員会（Commission on Human Rights）に代わる人権理事会（Human Rights Council）が発足した 2006 年に設立された。この新しいメカニズムは「同僚評価」で行われる。国連加盟国が同僚加盟国の人権状況を検討し、改善事項を盛り込んだ勧告を提示する。すべての国の主権平等原則によれば、審査対象国は、審査の最終段階で実施のために受け入れる勧告と拒否する勧告を選択することになる。国連の 193 の加盟国とも 5 年ごとに検討を受け、朝鮮民主主義人民共和国は現在まで 3 回の普遍的・定例的人権レビューを経て、最近では 2019 年に実施された。

普遍的定例人権レビューを実施する際、加盟国は前述の国家の条約上の義務を反映して朝鮮民主主義人民共和国の考慮のための勧告を提示するが、これには労働権関連義務も含まれる。

2014 年の第 2 次普遍的定例人権レビュー²³⁷

124. 75 特に食糧権、教育権、労働権に関して女性を男性と同等に扱うようにする。

（イタリア）

124. 138 国民に適してより安全な労働環境を提供するための実質的な措置を講じる。

（ニカラグア）

124. 128 集会および結社の自由という基本権を保障することにより、すべての個人の思想、良心および宗教の自由を保障する。（カナダ）

124. 130 国民が表現の自由を行使できる環境を造成するための措置を拡大する。（インドネシア）

124. 151 すべての経済的、社会的、文化的権利を実現するための努力を続ける。（バングラデシュ）

124. 180 農村地域の持続的な経済的、社会的、文化的発展のための措置を継続する。（キューバ）

²³⁶ ILO Declaration on Social Justice for a Fair Globalization（国際労働機関公正なグローバル化のための社会定義に関する宣言）、2008。

²³⁷ A/HRC/27/10。

2019 年第 3 次普遍的定例人権レビュー

126. 180 女性に対する差別的条項を特定し改正する目的で法律を強化し、このとき特に教育および雇用のアクセシビリティを扱う条項に集中する。（コートジボワール）
126. 199 障害者の社会参加を拡大するための措置を追加導入する。例えば、公共の場所の物理的障害物を取り除き、障害者に対する偏見を取り除くための認識向上キャンペーンを拡大する。（シンガポール）
126. 138 市民的・政治的権利に関する国際規約の基準に適合するよう特に表現の自由および情報に接近する自由に関する法律および国家政策を検討する。（コスタリカ）

特別手続き

3 つの国連主要人権メカニズムの残りの 1 つは、人権理事会が任命する特別手続き制度である。「特別手続き」とは個人またはグループの形態の独立した人権専門家を指す名称であり、彼らは人権問題について報告し、助言を提供する。彼らを指す名称は特別報告官、特別代表、実務グループ、独立専門家などがある。

朝鮮民主主義人民共和国は国家別特別報告官が割り当てられた国家の一つだ。特別報告官は、国連人権理事会の委任権を受けて該当国の状況を調べ、当該国政府が不足している点に対応できるよう交流を図る²³⁸。朝鮮民主主義人民共和国は、その特別手続きを認めるか、またはその特別手続きと協力していない。

この委任権限は、朝鮮民主主義人民共和国内の変化する人権状況に対する最新動向を定期的に報告する重要なメカニズムである。朝鮮民主主義人民共和国は、その委任権限を認めず、委任権限を持つ遂行者の国家訪問も許可していないが、特別報告官は年に 2 回周辺地域を訪問し、政府関係者および脱北者をはじめとする非政府関係者を会う。これに基づいて、毎年人権理事会および総会に報告書を提出し、朝鮮民主主義人民共和国、その他の関連国、および国連が、不足する部分にどのように対応すべきかについての専門家の勧告を提示する²³⁹。

²³⁸ 人権委員会決議 2004/13 により設立。

²³⁹ 朝鮮民主主義人民共和国内人権状況に関する特別報告官総会報告書、A/75/388。

別添 2：

朝鮮民主主義人民共和国内の労働者に関する国内法体系

朝鮮民主主義人民共和国は国内法制度を通じて労働権に関する重要な保護措置を明示している。その基準と現実との間の大きなギャップは、同報告書に記載されている。

職業選択の自由

社会主義労働法（以下「労働法」）第 1 章第 1 条は、「社会主義のもとで労働は搾取と圧迫から解放された労働者の自主的で創造的な労働」とであると明言している。

労働法は自律的な職業選択権を明示している。第 5 条には「すべての労働者は希望と才能に応じて職業を選択し、国家から安定した雇用と労働条件を保障される」とある。これは憲法第 70 条にも言及されているが、「公民は労働に対する権利を有する。労働能力のあるすべての公民は、希望と才能に応じて職業を選択し、安定した雇用と労働条件を保障される」と該当条項は規定している。しかし、労働法第 4 条は「社会主義のもとで、公民は労働に参加する義務を有する²⁴⁰。朝鮮民主主義人民共和国で労働能力のあるすべての公民は、自らの能力に応じて社会的労働に参加する」と規定している。

勤務時間と有給休暇

労働法第 10 条は、次のように規定する。「国家は計画の一元化、細部化方針に基づいて全人民経済的範囲で社会的労働を計画的に、合理的に組織する。」

国内法により勤務時間と有給休暇金額が規定されている。労働法第 12 条は、「国家は、労働者が労働過程で消費した力を回復できるように十分な休息を保障し、全般的無償治療制と先進的な労働保護制度を通じて労働者の生命と健康を保護する」と明示する²⁴¹。これを朝鮮民主主義人民共和国労働保護法（以下「労働保護法」）が補充するが、第 35 条は次のように規定する。「労働と休息を正しく組み合わせることは、労働者の労働生産効率を高め、文化情緒生活を十分に保障するための重要な条件だ。機関、企業所、団体は労働者の労働と休憩組織を組んで、彼らが健康な体で労働に誠実に参加するようにしなければならない。

労働法第 16 条は、「労働者の 1 日の労働時間は 8 時間である。国家は労働の大変な程度と特殊な条件によっては 1 日労働時間を 7 時間または 6 時間とする。3 人以上の子供を持つ女性労働者の 1 日労働時間は 6

²⁴⁰ 労働義務に強制、強要、処罰または処罰の脅威が伴う場合、強制労働に該当する可能性がある。

²⁴¹ 朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法（以下「憲法」）第 56 条にも明示されている。

時間とする」と規定している²⁴²。

労働法第 33 条は、次のように再度強調する。「国家は労働者の労働生活組織で 8 時間働き、8 時間休んで 8 時間学習する原則を徹底的に貫徹する。国家機関、企業所、社会協同団体は、労働と休息と学習を正しく配合し、労働者の労働を正規化し、学習を正常化し、休息を十分に保障しなければならない²⁴³。

労働法第 63 条は、超過勤務について次のように規定する。「労働者は一日の労働時間が終われば休息する。経済機関、企業所などは労働者に時間外労働をさせることはできない。」²⁴⁴

また、労働保護法第 37 条は、「機関、企業所、団体は、労働者に定められた労働時間を超えて労働をさせてはならない。やむを得ない事情で時間外労働をさせようとする場合には、当該労働行政機関の承認を受けなければならない」と規定する。

国内法は週 6 日制を保障するが、労働法第 64 条は次のように明示する。「労働者は週に一日ずつ休息を保証される。国家的に制定された祝日と日曜日は休みとする。国家機関、企業所、社会協同団体はやむを得ない事情で休日日に労働者を働かせた場合には、1 週間以内に必ず代休を与えなければならない²⁴⁵。

有給休暇について第 65 条は、「労働者、事務員、協同農場員は、毎年 14 日間の定期休暇と、職種に応じて 7 日～21 日間の補充休暇を受ける」と規定する²⁴⁶。

女性労働者に関する別途条項

労働法第 59 条は、「国家は女性労働者の労働保護事業に特別な関心を向ける。国家機関、企業所、社会協同団体は女性労働者のための労働保護衛生施設を十分に備えなければならない。女性にはつらく健康を害する作業をさせることができず、乳幼児がいたり妊娠した女性労働者たちには夜間労働をさせることはできない」と規定している²⁴⁷。朝鮮民主主義人民共和国女性権利保障法（2010 年最初採択、2015 年最終修正

²⁴² 参考として、国際労働機関監督機関は他の管轄権の同様の条項を差別的と判断した。家庭の義務をほとんど女性が負担するものと仮定し、同等の雇用機会を奪うからである。勤務時間に関する内容は、労働保護法第 36 条にも記載されている。「労働者の一日の労働時間は 8 時間だ。しかし、物理的に厳しい部門と特殊な条件で働く労働者の一日の労働時間は、それより短く定めることができる。労働時間を定める事業は内閣の承認を受け、中央労働行政機関が行う。

²⁴³ 憲法第 30 条もまた、1 日の勤務時間は「8 時間である」と明示する。

²⁴⁴ 参考として、超過勤務には上限があり、合意によるものであれば国際労働基準により禁止されない。雇用主は生産の変動に対応しなければならない、労働者は過剰勤務を所得増大の機会と見なして歓迎することがよくある。国際労働機関の労働時間の短縮に関する勧告（1962 年、第 116 号）を参照のこと。

²⁴⁵ 労働保護法第 39 条にも言及される。

²⁴⁶ 憲法第 71 条および労働保護法第 40 条参照。

²⁴⁷ 労働保護法第 24 条は、「機関、企業所、団体は妊娠した女性労働者に産前産後休暇に入る前まで、軽い仕事をさせ、乳幼児を持つ女性労働者に授乳する時間を保障しなければならない」と明示する。女性権利保障法第 30 条は、妊婦や幼児を育てる女性に夜間勤務をさせることを禁止している。また、労働保護法第 38 条は、「機関、企業所、団体は

補充、以下「女性権利保障法」)は、第 26 条から第 35 条まで女性の労働権を規定する。女性権利保障法第 31 条は、「3 人以上の子供を持つ女性労働者の 1 日の労働時間は 6 時間であり、生活費を全額支払う」と明示する。適用法第 26 条は、「女性は労働分野で男性と平等な権利を有する。地方人民委員会と当該機関は、女性が男性と平等に労働に参加できる権利と労働保護を受ける権利、社会保障を受ける権利を保障しなければならない」と規定する。

労働法は女性育児休職のみを第 66 条に規定しているが、「女性労働者は定期および補充休暇以外に勤続年限にかかわらず産前 60 日、産後 180 日間の産前産後休暇をとる」と明示する²⁴⁸。男性育児休暇に関する規定はない。

女性権利保障法第 34 条は、不当解雇を禁止しているが、「機関、企業所、団体は、本人の要求がある場合を除いては、結婚、妊娠、産前後休暇、授乳期間などのことを理由で女性を職場で解雇してはならない。」と規定している

さらに憲法第 77 条は、「女性は男性と同じ社会的地位と権利を有する。国家は、産前後休暇の保障、複数の子供を持つ母親のための労働時間の短縮、産院、保育所と幼稚園網の拡張、その他の施策を通じて母親と子供を特別に保護する。国家は女性たちが社会に進出するためのあらゆる条件を整える」と規定する。

子の世話に関して、労働法第 31 条は、次のように規定する。「国家は女性労働者が社会的労働に積極的に参加できるようにあらゆる条件を保障する。地方政権機関と該当国家機関、企業所、社会協同団体は、女性が働きやすいように、保育所、幼稚園、児童病棟、便宜施設を設けなければならない、職場に出られない女性が希望に応じて働けるように家内作業班、家内協同組合などを組織しなければならない²⁴⁹。さらに、女性権利保障法第 27 条は、「地方人民委員会と当該機関は女性が社会的労働に積極的に参加できるように、あらゆる条件を十分に保障しなければならない。該当機関、企業所、団体は職場に通う女性が労働に安心して参加できるよう、保育所、幼稚園、便宜施設などをよく整え、すぐに運営しなければならない。」と規定する。

児童の権利保護

女性労働者に体質的特性を考慮して、厳しい労働、健康に有害な、または危険な労働をさせてはならない。乳幼児や妊娠中の女性労働者には、夜間労働、時間外労働、休息日労働をさせることができず、特別な理由がない限り、女性を機関、企業所、団体は解雇することはできない。女性労働者が働けない職種を定める事業は、内閣の承認を受け、中央労働行政機関が行う」と明示する。

²⁴⁸ 女性権利保障法第 33 条は「女性労働者には定期および補充休暇以外に勤続年限にかかわらず産前 60 日、産後 180 日間の産前産後休暇を与える」と定めている。また、労働保護法第 40 条は「女性労働者には定期休暇と補充休暇のほか、産前産後休暇をさらに与える。定期休暇と補充休暇は翌年に渡すことはできない」と明示する。

²⁴⁹ 労働保護法第 21 条は、「当該機関、企業所、団体は合宿施設、食堂、洗面場、理髪所、休憩室、保育所、幼稚園をはじめとする便宜施設を備え、正常に運営しなければならない」と明示する。

労働法第 72 条は、「国家は労働する年齢に達するまでの労働者の子供たちに義務教育を与え、彼らを大学までの各級学校において無料で勉強させる。すべての児童・生徒は国から学生服と教科書を廉価で供給され、大学や高等専門学校の学生は奨学金を受ける」と規定している。

国内法は労働可能な最低年齢を定めているが、労働法第 15 条は「朝鮮民主主義人民共和国で労働する年齢は 16 歳からである²⁵⁰。朝鮮民主主義人民共和国児童権利保障法（2014 年）第 19 条は、「朝鮮民主主義人民共和国では児童労働を厳しく禁止する²⁵¹。機関、企業所、団体と個別の公民は、児童に労働をさせることができない」と明示する。

給与

労働法第 37 条は、「労働者は、性別、年齢、民族別にかかわらず、同じ労働については同じ報酬を受ける」と規定する²⁵²。

さらに、第 38 条は「国家は労働者が労働過程で消耗する肉体的および精神的力を回復させ、彼らの生活を保障する原則から、生活費等級制を定める」と明文化している。

憲法第 70 条は、「公民は能力によって働き、労働の量と質によって分配を受ける」と規定する。

業務上の健康と安全²⁵³

労働法第 54 条は、次のように規定する。「国家機関、企業所、社会協同団体は、労働安全教養事業体系を立て、労働者に労働保護政策と労働安全技術知識を体得させ、労働保護事業を大衆自身の事業に確実に転

²⁵⁰ 国際労働機関の最低年齢条約（1972 年、第 138 号）および最悪な形態の児童労働条約（1999 年、第 182 号）は、すべての締約国が 18 歳未満の者を危険な作業に雇用または従事するよう許可することを禁止する。危険な職業および活動のリストは、雇用主および労働者と相談して作成されなければならない。危険な作業は普遍的に最悪の形の児童労働と考えられ、事業体は関連国内法が存在しなくてもこれを遠ざけるように注意しなければならない。

²⁵¹ 憲法第 31 条にも言及される。朝鮮民主主義人民共和国児童権利保障法第 2 条によると、16 歳までを児童とみなす。児童の権利に関する条約第 1 条は、「児童とは、児童に適用される法律により、より早期に成人年齢に達しない限り、18 歳未満のすべての人をいう」と明示する。

²⁵² 女性権利保障法第 31 条は、「機関、企業所、団体は同じ労働に対して女性に男性と必ず同じ労働保守を与えなければならない」と明示する。国際労働機関同等報酬条約（1951 年、第 100 号）は、同等の価値の労働に対する同等の報酬を要求し、これは同等の労働に対する同等の報酬よりも広い概念で、同一または類似の仕事の間の比較だけでなく、互いに異なるが価値がある同等の仕事の間の比較も必要であると述べる。

²⁵³ 参考として、社会主義経済体制は作業環境（産業衛生）内の災害管理に科学的に接近する傾向があり、社会的側面（例えば、雇用主および労働者のリスク評価参加）を比較的あまり強調しない。国際労働基準は「予防安全と保健文化」の概念を前提とする。これは、安全で健全な労働環境に対する権利をあらゆる次元で遵守する文化を意味するが、権利・責任・義務が確立し、予防の原則が最優先となる体系を通じて安全で健全な労働環境を確保するのに、政府、雇用主、労働者がすべて積極的に努める特徴を示す[国際労働機関産業安全保健増進体系に関する条約（2006 年、第 187 号）第 1 条(d) 参照]。社会主義的法治制度の下でしばしば省略される基本産業安全保健基準は、安全でない労働を拒否する権利（作業停止権）であるが、これは国際労働基準上保護される権利である。例えば、国際労働機関産業安全衛生条約（1981 年、第 155 号）第 13 条は、「生命または健康に急迫し、これを深刻に脅かす合理的と考えられる作業を中断した労働者は、国内の条件および慣行により不当な仕打ちから保護される」と明示する。

換しなければならない。労働者に労働保護政策とその部門の労働安全技術知識を体得させないかぎり、誰も彼らを働かせることができない²⁵⁴。第 55 条は、「労働者に安全で文化衛生的な労働条件を確保することは、すべての国家機関、企業所、社会協同団体の最重要事業だ。国家機関、企業所、社会協同団体は、労働安全施設や高熱、ガス、塵などを防ぎ、採光、照明、通風などをよく保障する産業衛生条件を備え、それを絶えず改善完備し、労働災害と職業性疾患をあらかじめ防止し、すべての労働者が安全で文化衛生的な職場で働くことができるようにしなければならない」と明示する。

労働保護法も安全で健康的で衛生的な労働環境を保証する。第 3 条は、次のように規定している。「労働者の生命と健康を国家が全面的に責任を持って世話することは、社会主義制度の本性的要求である。国家は労働者に労働保護の恩恵が適正に行きわたらせ、彼らがより安全で文化的な衛生的な条件で健康な体として存分に働くようにする。」²⁵⁵

労働法第 56 条は、「国家機関、企業所、社会協同団体は、生産および作業組織に先立って労働安全状態を具体的に調べ、労働者の生命と健康を損なう危険な箇所を適時に取り除かなければならない。生産過程に事故リスクが生じたときは、直ちに生産を停止し、危険な箇所を整備した上で生産を継続しなければならない」と規定する。労働保護法第 17 条は、「機関、企業所、団体は事故を防ぐための安全装置、保護装置、信号装置などの労働安全施設を備えなければならない。労働安全施設を備えなければ、労働者に仕事をさせることはできない」と規定する²⁵⁶。

²⁵⁴ 労働法の次の条項もこれを補う。第 9 条：「労働安全教養事業を強化することは、労働過程に労働災害と健康上の被害を受けさせないようにするための前提条件である。機関、企業所、団体は労働安全教養体系を整え、労働者に対する労働安全教養事業を正常に進めなければならない。第 11 条：「機関、企業所、団体は、労働安全教養を様々な形式と方法で堅実に進め、労働者が国家の労働保護政策と労働安全技術知識、労働安全規定、労働安全操作法、労働衛生知識などを正確に知るようにしなければならない。第 12 条 7 項：労働安全教育を受けていない労働者には、仕事をさせてはならない。第 15 条：「当該教育および養成機関では、労働安全工学と労働保護学を必須科目として定め、それに対する教育を強化しなければならない。」

²⁵⁵ 労働保護法は、労働安全教育、休息権、危険部門労働者のための特別処遇、職業性疾患で働けなくなった労働者の再配置、労働安全規定、産業災害などに関する条項を置いている。第 16 条ないし第 20 条は、国家機関、企業所、社会協同団体が安全装備を含む適切な労働環境および施設を保障し、事故を防止する義務を課す。第 16 条：「労働保護のための条件保障は、労働者に安全で文化衛生的な労働条件を設けるための重要な事業である」。第 17 条：「機関、企業所、団体は事故を防ぐための安全装置、保護装置、信号装置などの労働安全施設を備えなければならない。労働安全施設を備えていないと、労働者に仕事をさせることはできない。第 18 条：「機関、企業所、団体は労働安全施設に対して点検保守を定期的に進行し、不備な労働安全施設を適時に整備しなければならない。」第 19 条：「機関、企業所、団体は、労働安全施設の正常な稼働を保障しなければならない。設置された労働安全施設は、労働行政機関と当該監督統制機関の承認なしに解体できない。第 20 条：「機関、企業所、団体は、高熱、ガス、ほこり、騒音、振動、湿気、放射線、細菌による被害を防ぎ、衛生学的要求に合わせて採光、照明、通風、暖房条件などを保障しなければならない。高熱、有害物質が定められた限界を超えところでは、労働者に仕事をさせることはできない。第 25 条および第 26 条は、安全で衛生的な労働環境を確保するための検査に関する内容を記載する。第 25 条：「設計機関と機関、企業所、団体は、生産建物や施設物を建設する場合、労働安全、労働衛生のような労働保護条件が十分に揃うようにしなければならない。建物や施設は、そこから発生する可能性のある有害物質が隣接地区に与える影響を考慮して合理的に配置しなければならない。第 26 条：「機関、企業所、団体は、労働安全施設、労働衛生条件の測定および検査を正常に進めなければならない。この場合、測定設備、検査機構は正常に検査し、合格した条件でのみ使用しなければならない。」

²⁵⁶ 労働保護法第 6 章は、労働安全規律の確立に関する内容を盛り込んでいる。第 7 章は、安全を確保するための予防策と、再発防止のために産業災害に対する調査手続を規定する。第 63 条は、事故「審議」の際、以下を論じなければならないと明示する。 1) 産業災害が発生した日時、場所、過程。 2) 産業災害の原因。 3) 作業現場での（事故前）労働保護実態。 4) 産業災害による損失。 5) 産業災害に対する責任者。 6) 被害者とその家族の補償方法。 7) 産業災害防止対策。労働保護法第 8 章は、労働保護政策の実施を確保するための国家の役割を規定している。

労働法第 60 条は「国家は労働者に労働保護用具を保障し、作業必需品および栄養剤を無償で供給する。労働者は、作業時に指定された労働保護用具と作業必需品を必ず使用しなければならない」と規定している²⁵⁷。労働保護法第 6 条は、「国家は労働保護部門への投資を系統的に増やし、その物質技術的手段を十分に備えて近代化するようにする」と明示している。

労働者の保健医療

労働法第 58 条は、「国家機関、企業所、社会協同団体は、労働者の健康保護のための検診を定期的に組織し、労働者の健康に必要な措置を適時に取らなければならない」と規定している²⁵⁸。

さらに、第 79 条は、次のように規定する。「国家はすべての労働者に完全な無償治療剤による医療上の恩恵を与える。労働者、事務員、協同農場、および彼らの扶養家族は、治療、介護、予防、出産などのすべての医療サービスを無償で受ける。」

労働法第 68 条は、「労働者は労働による分配に加えて、多くの国家のおよび社会的恩恵を受ける」と規定し、第 69 条は「国家は労働者に便利で文化的な住居と合宿施設を保障する。国家は農村文化住宅を国家負担で建設し、協同農場員がそれを利用できるようにする」と明示する。これに加えて、第 71 条は「国家は労働者の子供たちを現代的な設備を備えた保育所、幼稚園において国家と社会の負担で育てる」と規定する。

障害者

朝鮮民主主義人民共和国障害者保護法（以下「障害者保護法」）第 5 章（第 30 条から第 41 条まで）は、複数の保護措置を規定している。第 34 条は、「機関、企業所、団体は障害者の労働保護条件を十分に備えな

²⁵⁷ 労働保護法第 17 条および第 27 条から第 34 条までもこれを規定している。第 17 条：「機関、企業所、団体は、事故を防ぐための安全装置、保護装置、信号装置などの労働安全施設を備えなければならない。労働安全施設を備えていないと、労働者に仕事をさせることはできない。第 27 条：「有害労働、高熱労働、重労働をする労働者には、作業対象と性格に応じて作業必需品、労働保護用具、栄養剤、洗浄剤、薬剤のような労働保護物資を供給する。」第 28 条：「機関、企業所、団体は、労働者に定められた供給対象と基準に従って該当する労働保護物資を供給しなければならない。生産現場で科学研究、実習をする研究者、実習生と必要に応じて動員された人員にも職種により労働保護物資を供給しなければならない。労働保護物資の供給対象と基準を定める事業は、内閣の承認を受け、中央労働行政指導機関が行う。第 29 条：「国家計画機関と当該機関、企業所、団体は労働保護物資の生産、供給計画を立て、間違いなく実行しなければならない。」第 30 条：「労働保護物資は無償または有償で供給する。労働保護物資を無償で供給する場合には、すでに使用していたものを回収しなければならない。第 31 条：「機関、企業所、団体は、労働保護物資保管施設を備え、労働保護物資が損傷したり汚染されないようにしなければならない。損傷または汚染された労働保護材料は、随時修理または交換しなければならない。第 32 条：「機関、企業所、団体は難しく、厳しい労働、有害労働をする労働者に栄養剤と保護薬剤、解毒剤のようなものを定められたとおりに供給しなければならない。第 33 条：「炭鉱、鉱山、林業、水産、地質探査部門のような困難で厳しい部門で働く労働者には、布、食料品、嗜好品などの優待物資を供給する。優待物資の供給対象と基準を定める事業は、内閣の承認を受け、中央労働行政指導機関が行う。第 34 条：「鉄道輸送、炭鉱および別に定めた部門の労働者には、制服を供給する。制服を供給する部門と対象、供給基準を定める事業は内閣が行う。」

²⁵⁸ 労働保護法第 22 条も次のように規定する。「保健機関は、機関、企業所、団体に病院または診療所を合理的に配置し、労働者に対する健康診断と治療予防事業を責任をもって行わなければならない。労働災害リスクが特に大きい機関、企業所、団体には義務的に病院または診療所を置かなければならない。」

なければならない。必要な労働保護条件を備えていなければ、障害者に労働をさせることはできない」と明示する。第 32 条は、「機関、企業所、団体は障害者を配置する場合、その障害程度と性別、年齢、体質を考慮して適材適所に配置しなければならない。この場合、障害者の意見を十分に聞かなければならない」と明示する。さらに、第 37 条は「労働に参加する障害者は十分な休息を保障される。機関、企業所、団体は障害者に労働と休息を正しく組織し、心身の安定と休養、療養を優先的に保障しなければならない」と規定している。

労働法第 73 条は、次のように規定する。「国家は労働災害、疾病、負傷で労働能力を一時的に失った労働者に国家社会保険制による一時的補助金を与え、その期間が 6 ヶ月を超えると国家社会保険制による労働能力喪失年金を与える。」²⁵⁹ 障害者保護法第 40 条は「国家は労働能力を完全に喪失した障害者に補助金を与える」と明示し、第 41 条は「国家は労働能力を完全に喪失した障害者の意思により養生院または養老院で安定した生活を保障する。」と規定する。

また、労働法第 77 条は「国家は労働災害、疾病、負傷などの原因で労働者が死亡したときは、彼らの養育を受けてきた扶養家族に遺族年金を与え、世話をする人がいない子供たちは国家が引き受けて育てる」と規定する。

高齢者

労働法第 74 条は、「国家は男性 60 歳、女性 55 歳に達した労働者に一定の勤続労働者年限を有する場合に老年年金を与える」と規定する²⁶⁰。しかし朝鮮民主主義人民共和国年労者保護法（2012）第 33 条は、知識があり能力のある高齢者が勤務を続けようとする場合、必要に応じて適切な職種で働けるようにする。

労働保護法第 8 条は特に注目に値するが、「国家は労働保護分野で他の国、国際機関との交流と協力を発展させる」と規定している。

²⁵⁹ 朝鮮民主主義人民共和国社会保険および社会保障法（2021 年改正）第 2 条は、労働能力を喪失した人々は社会保障の恩恵を受けると明示する。「社会保障とは、高齢であったり、病気やけがで労働能力を失った人、世話をする人がいない老人や子供、障害者の生活と健康を国家と社会の負担で保障する人民的施策である。」労働保護法第 23 条は、職業性疾患で労働能力を喪失した人を適切な職種に再配置しなければならないと規定する。「労働行政機関と機関、企業所、団体は、職業性疾患で当該職種で働けなくなった労働者を適時に職業に配置しなければならない。」

²⁶⁰ 性別によって老齢年金受給年齢が差異の場合、性差別に該当する。

別添 3 :

人権高等弁務官事務所と面談した脱北者の証人陳述

以下は、人権高等弁務官事務所が 2015 年と 2023 年の間面談を進行した脱北者が朝鮮民主主義人民共和国内の強制労働に関連して提供した陳述の一部である。各引用句の終わりの括弧内の時期と場所は、その状況をいつ、どこで経験したのかを意味する。

朝鮮民主主義人民共和国内の強制労働の種類

i. 拘禁施設内労働

「私たちは期限内に仕事を終わられないことがよくあって、このため殴られた」²⁶¹ (2008 年、社会安全性集結所、女性)

「監房ごとに班長（他の収監者を監督するために刑務所関係者が指定する収監者）がいる。私がノルマを満たしていない理由を説明し始めたら、班長は私を叩くように指示された。…班長は私を棒で叩いた。私たちが働いている部屋で殴った。刑務官たちはしばらく見守り、やがて班長にやめろと指示した。班長が他の収監者を叩くことを嫌がると、刑務官は班長を叩いた。」²⁶² (2014 年、社会安全性集結所、女性)

「大きな丸太を持ち上げなければならなかったが、重いのでゆっくり行ったら殴られた。働く時は監督官 1 人と装填された銃を持った兵士 2 人が監視した。誰かが逃げようとする場合にのみ銃を撃ったが、私の仕事のできが気に入らないと、銃で私を殴ったりした。」²⁶³ (2006 年、教化所、男性)

「一日のノルマを満たせないと、監房にいる 8 人ともが罰を受けた。罰は労働時間やノルマを増やすことだったりした。」²⁶⁴ (2014 年、社会安全性集結所、女性)

「編み物班には収監者が 40～50 人ほどいた。編み糸を 900 グラム提供されるが、これで上着を 1 つ半分ほど編むことができた。帽子を編む時は糸を 20～25 グラム提供されたが、これで帽子 1 つぐらい編むこと

²⁶¹ KOR/17/0063。また、KOR/17/0075、KOR/17/0076。

²⁶² KOR/17/0125。

²⁶³ KOR/22/0003。また、KOR/20/0016。

²⁶⁴ KOR/17/0125。

ができた。服や帽子が十分に編めない場合は、独房に送られたり、食べ物を減らされた。夜に巡回勤務をするという罰を与えられることもあった。」²⁶⁵（2012 年、教化所、女性）

「[処罰で]真冬に外に立たされ、ひどい凍傷になった人もいた。」²⁶⁶（2009 年、労働鍛錬隊、女性）

「10 メートルの丸太を、雪道を引いて降りて来る時に、急な坂のところで丸太が勢いよく先に滑って行ってしまい、後ろから来ていた木も滑り降りてきたため、転んで腰を痛めた。」²⁶⁷（2011 年、教化所、女性）

「腕だけでレンガを運び上げるため、レンガが落ちることもあった。それで、脚や腕や背中を怪我する場合もあった。」²⁶⁸

「私は労働鍛錬隊に 1 ヶ月行かされた。本当につらい労働だった。… 薪を集めなければならなかったが、何の装備も提供されず、素手で働かなければならなかった。」²⁶⁹

「鍛錬隊で過ごした一年半の間、農場で働いていたが、私たちの口に入るものはなく、農作物がどこに行くかはわからなかった。… 食べるものが何もないので、すぐ虚弱になり栄養失調になった。」²⁷⁰

「私は農場で 3 ヶ月間、獣のように昼も夜も働いた」²⁷¹（2007 年、集結所、女性）

「[囚人は]仕事には 7 時半頃出る。仕事がたくさんあれば夜 10 時まで働かされることもあった。休息は保証されていない。」²⁷²（2013 年、集結所、男性）

「午前 5 時に起きなければならなかった。午前 7 時半に集まった後、8 時に仕事に出て、夕方 9 時に戻っ

²⁶⁵ KOR/20/0003。

²⁶⁶ KOR/17/0075。

²⁶⁷ KOR/20/0011。

²⁶⁸ KOR/18/0027。

²⁶⁹ KOR/22/0012。

²⁷⁰ KOR/22/0017。 KOR/17/0075、KOR/17/0128、KOR/20/0011 も参照。人権高等弁務官事務所が記録した拘禁のうち、栄養失調に関する事例は以下に挙げられる。 /18/0032、KOR/18/0035、 KOR/18/0075、 KOR/19/0003、 KOR/19/0004、 KOR/19/0011、 KOR/19/0015、 KOR/19/0027、 KOR/19/0032、 KOR/19/0034、 KOR/19/0036、 KOR/19/0042、 KOR/19/0043、 KOR/19/0044、 KOR/19/0051。人権高等弁務官事務所が記録した拘禁の中で十分に質の高い食事が足りなかった事例は、以下に挙げられる。KOR/17/0123、KOR/18/0050、KOR/18/0053、KOR/18/0074、KOR/18/0075、KOR/19/0002、KOR/19/0004、KOR/19/0010、KOR/19/0011、KOR/19/0013、KOR/19/0027、KOR/19/0032、KOR/19/0037、KOR/19/0046。

²⁷¹ KOR/17/0117。

²⁷² KOR/20/0015。 KOR/20/0031 および KOR/17/0075 も参照されたい。

た。賃金ももらえずに1日14時間働いた。強制労働だった。」²⁷³

「午前6時に起きて6時半に朝食を食べ、午前7時半からノルマが終わるまで働いた。普通、夜9時か10時に仕事が終わった。」²⁷⁴

「建設現場で働かなければならなかった。…私たちが行った労働に対する報酬は集結所に送られた。」²⁷⁵
(2013年、集結所、女性)

「保安局集結所は人々を連れて行って働かせる。…保安局集結所が「私たちの」労働に対する対価としてお金を受け取る。」²⁷⁶ (2013年、集結所、男性)

「集結所内でも働かされ、会社、各単位農場でも働かされた。私たちを連れて行って働かせると集結所がお金をもらう。〔収監者たちはお金をもらえなかった。〕清津市のある職場は、収監者を30人、20人などと要求することができる。1人当たり、例えば2万ウォンという決まった金額を支払うのだろうが、集結所の人たちは一生懸命働いた。」²⁷⁷ (2010年、集結所、女性)

「集結所から個人の家に行って家事をさせられた。労働に対する報酬は集結所が取り上げた。」²⁷⁸ (2011年、集結所、女性)

「中国に輸出する刺繍製品で稼いだ収益は、男性収監者の食事に使われた。」²⁷⁹ (2011年、教化所、女性)

「例えば、レンガ工場で働くことになれば、レンガ工場でもらうお金を警護が受けとり、道の集結所所長に渡すシステムだ。労働対価が収監者の手にわたることはない。」²⁸⁰ (2013年、集結所、男性)

ii. 国が強制的に割り当てた職場

「私たちにとって重要な問題を自分で決定することができない。就きたい職業に志願することもできない。」

²⁷³ KOR/17/0047。

²⁷⁴ KOR/18/0027。

²⁷⁵ KOR/16/0020。

²⁷⁶ KOR/20/0015。

²⁷⁷ KOR/20/0013。

²⁷⁸ KOR/20/0008。

²⁷⁹ KOR/17/0126。

²⁸⁰ KOR/20/0015。

いろいろな指示を受ける…自分で考えて決定を下すことは許されない。」²⁸¹（男性）

「職場の配置を受けたが、農村（暮らした故郷）の農場員を割り当てられた。私は出身の成分が農園だった[2]。」²⁸²（女性、2013 年）

「父は職業があったが、労働の代価として食糧や賃金を受け取ったことがない。」²⁸³（女性）

「国が提供するものは何もなかった。労働者も賃金をもらえなかった。無償で労働を提供したのだ。」²⁸⁴（女性）

「国家が雇用した人でさえ、誰も給与や食糧配給をもらっていない」²⁸⁵（男性）

「苗木園では食用作物を栽培したわけでもなく、従業員は給与をもらってもいなかったため、人々はそので働くことに関心がなかった。…私も苗木園で働いていたが、報酬をもらわなかった。苗木園から砂金採取できたので、そこで働いたのだ。金の販売で得られた収益は、一部を苗木園に支払い、残りのお金が私たちのものになった。」²⁸⁶（男性、2017 年）

「鉾山で働いたが、給与は支払われなかった。給与がなかったので、盗んだ金を売ってお金にし、そのお金で米を買った。自分が食べる野菜はうちの庭で育てた。」²⁸⁷（女性、2015 年）

「生地工場で働いたが、それでも給与は受けとっていない。毎月報酬の代わりにトウモロコシ 5 キロを受けとった。自分が育った都市で働いた。生産量があまりなかったため、工場の上級管理者は従業員を休ませて、これに対する対価を支払わせる形でお金を稼いでいた。上級管理者は工場職員から 4 千ウォンとか 5 千ウォンを取っていた。休みの日には商売をしてお金を稼ぐために副業をしたりした。副業で麺、果物、野菜を売った。安い値段で買った物を市場で売って稼いだ。」²⁸⁸（女性）

「私たちは何ももらえないので、商売をするしかない。しかし、割り当てられた職場に 3 日間行かなけれ

²⁸¹ KOR/22/0010。

²⁸² KOR/21/0003。

²⁸³ KOR/20/0023。

²⁸⁴ KOR/20/0021。

²⁸⁵ KOR/20/0034。また、KOR/20/0002、KOR/21/0022、KOR/21/0030、KOR/22/0020。

²⁸⁶ KOR/20/0007。

²⁸⁷ KOR/20/0006。

²⁸⁸ KOR/22/0012。

ば、捕まえるかもしれない。」²⁸⁹（男性）

「北では職場に出勤しなければ、労働鍛錬隊に行かなければならないが、本来の配給をもらえないことに對して問題提起することができない。基本的な食べ物や着る物をくれて、食べていけるようにしてくれなければならないのに、大金を望むわけでもないのに、基本的なことを何もしてくれない。」²⁹⁰

「人は生活を維持するために仕事をしなければならず、労働に対する対価をもらってそのお金で生活を維持する。しかし朝鮮民主主義人民共和国の場合、労働者の給与が1ドル未満である。生き残る方法は2つだけだった。夫が会社で違法にお金を集めるか、妻が働いてお金を稼ぐ。だが、これも合法ではない」²⁹¹（男性）

「副業をするには時間が足りないし、取り締まりがあれば、逮捕され拘禁される可能性があるため商売をすることができなかった。北の一般国民は、私が描写したような状況にある。北の国民のうち、エリートと国営企業所の官僚たちは報酬をもらっているが、一般国民は生計維持に困難をきたしている。」²⁹²（男性）

「北朝鮮で公式の職業がない人たちは労働鍛錬隊に収監される処罰を受ける。だから問題やゴタゴタを避けるためには職場に登録しなければならない。…国家が割り当てた仕事を抜けるのに3万ウォンを払って、別の仕事でお金を稼ぐほうがいい。…私は給料をもらっていなかった。…書類上だけ、その国営機関所属だったが、仕事を抜けて家にいたので、毎月お金を支払っていた。…公式の職場に登録されていないと違法なので、登録は続けた」²⁹³（男性、2019年）

「公式の職場がありながら、漁師として働く男性が多かった。企業所に名前だけ上げておいて、商売で生計を維持する女性も多かった。大部分、賄賂を渡さなければならず、渡さないと労働鍛錬隊に送られた。」²⁹⁴（男性）

「毎日仕事に出かければ、お金を出す必要はないが、お金を稼ぐこともできない。」²⁹⁵（女性）

「過去2～3年間、この研究所は職場で働く人々を対象に革命授業を行った。過去には週に1、2回教育を受けた。しかし、大韓民国の文在寅（ムン・ジェイン）大統領が金正恩と会った後、革命授業が週に3回

²⁸⁹ KOR/20/0034。

²⁹⁰ KOR/21/0003。

²⁹¹ KOR/22/0010。

²⁹² KOR/22/0009。

²⁹³ KOR/20/0035。

²⁹⁴ KOR/21/0030。

²⁹⁵ KOR/22/0012。

に増えた。私たちは大韓民国とアメリカの両方が敵であり、変わることはないと学んだ。人々は大韓民国とアメリカに対する幻想を持たないよう教えられた。全国民を対象とした教育だが、私たちは職場で教育を受けた。学生は学校で教育を受ける。各授業は 2～3 時間行われ、すべて義務的に参加する必要があった。聞くことしか許されず、質問はできなかった。人民班委員会の会議とは違う。」²⁹⁶（女性、2019 年）

iii. 軍の徴収

「軍で建設に動員されたり、農村支援などをするとき、目的を達成するためさらに努力し、金正日方針を先頭に立って貫徹する仕事をした。」²⁹⁷（女性）

「規程上では政治学習の後、水曜日、金曜日だけ[軍事]訓練をすることになっている。特殊機動隊の場合、毎日[軍事]訓練をする。だが実際は訓練をせず作業だけしていた。*****に行って作業（労働）して、建物を建てたり壁を塗ったりした。」²⁹⁸（男性）

「平壤市内の大規模建設作業はほとんど軍人が遂行した。」²⁹⁹（男性）

「パトロール隊員として配置された後、再び南浦と平壤の建設部門に配置された。一言で言って、建設労働者として働いたのだ」³⁰⁰（男性）

「軍に服務しなかったが、母が病弱だったので 1～2 年ほど延期したかった。だがすぐに入隊して建設現場で働くよう強要された。普通考える軍服務のように感じられなかった。」³⁰¹（男性）

「北で道路建設を担当した軍団に所属していた。…該当軍団で 2011 年から 2016 年まで働いた。私たちの部隊は平壤に駐留しており、大部分は平壤内の道路建設を担当した。軍団所属兵士の数は正確にはわからないが、3 万から 4 万人程度だったと推定する。我々は、国家の監督の下、あらゆる高速道路と主要道路の建設を担当した。アスファルトやコンクリートの道路を建設した。メンテナンス業務もした。」³⁰²（男性）

「15 年間、軍服務をしながら安全事故で命を失う人をたくさん目撃した。…高速道路建設のため、415 メ

²⁹⁶ KOR/20/0001。また KOR/20/0037。

²⁹⁷ KOR/21/0003。

²⁹⁸ KOR/20/0024。

²⁹⁹ KOR/16/0068。

³⁰⁰ KOR/21/0025。

³⁰¹ KOR/21/0031。

³⁰² KOR/22/0010。

ートルに達するトンネルを貫通しなければならなかった。通過する山に合わせてトンネルを貫通する場合、長さは390メートルに設定しなければならなかったのに、官僚らが金日成の誕生日が4月15日だからと言ってトンネルの長さを415メートルに設定したのだ。このトンネル建設の過程で、多くの人が安全事故で命を落とした。」³⁰³（男性）

「賃金はずっともらっていない。…公式的には給与があったが、事実上もらえず、それさえ金額が少なすぎて意味がなかった。」³⁰⁴（男性）

「義務軍事服務期間が終わって中尉に昇進した。月に3千ウォンから4千ウォンもらった。給料が本当に少なかった。1ドルが5000ウォン以上だったから、月給は1ドル以下だったことになる。」³⁰⁵（男性、2016年）

iv. 突撃隊

「[逃げたものの]捕まった人たちが、突撃隊に帰りたくないと言うと、労働鍛錬隊に送られる。」³⁰⁶（女性）

「体調が悪くて仕事ができない状況でも、小隊長がやって来て仕事場に引っ張っていかれた。仕事をしないと中隊長が殴った。」³⁰⁷（男性、2015年）

「国から報酬も何も受けていなかったの、食べ物も自分で準備しなければならなかった。」³⁰⁸（女性）

「仕事に対する対価として配給や給与を受けたことは一度もない。」³⁰⁹（女性、2016年）

「旅団の軍人たちが、腹が減りすぎてしょっちゅう盗みを働いたため、評判が悪かった」³¹⁰（男性）

「食料が足りなかった。みんな機会さえあれば生き残るために食べ物を盗んだ。」³¹¹（女性、2008年）

³⁰³ KOR/16/0068。

³⁰⁴ KOR/21/0025。

³⁰⁵ KOR/22/0010。

³⁰⁶ KOR/20/0013。

³⁰⁷ KOR/20/0028。

³⁰⁸ KOR/20/0021。

³⁰⁹ KOR/20/0003。また、KOR/20/0035、KOR/22/0004。

³¹⁰ KOR/16/0014。また、KOR/20/0034、KOR/22/0004（食糧不足関連）。

³¹¹ KOR/21/0014。

「雑穀米 150 グラム程度を 1 日 3 回くれた。あんなに仕事をするのに、1 日に雑穀米 450 グラムでは十分
なはずなかった。時には雑穀米の代わりに指 3 本ぐらいの大きさのジャガイモを 5 つもらったが、雑穀米
かじゃがいものどっちかをもらったのであって、両方をもらうことはなかった。 …お腹が空いて 2 ヶ月
半後に逃げだしてチャンマダンに戻った。」³¹²（男性、2015 年）

「生活環境は見るべくもなかった。冬には寒さを遮れなかった。布団をもらいはしたが、暖かさを感じる
には足りなかった。電気がなかったため、夏も扇風機や照明を利用できず、代わりにろうそくを使用し
た。」³¹³（女性、2004 年）

v. 作業動員

「5 月から苗木を植え替えなければならなかった。仕事の期限もあった。 [また]草抜きなど他の作業もし
なければならなかった。秋には収穫をした。各段階ごとに動員された。冬は、各人民班の構成員はそれぞ
れ堆肥 1 トンを納めなければならなかった。」³¹⁴（女性）

「日常の中でも毎朝、人民班が「世帯別動員」をした。朝食前に実施しなければならなかった。最近は一
パート建設のために「世帯別動員」をしたが、例えば砂を運んだり、鉄道を掃除したり、鉄道に使う石を
持って行った。危険な仕事ではなかったが、まったく休めなかったので、精神的にきつかった。毎日「午
前 5 時に起きてまた働かなければならないのか」と思った。」³¹⁵（女性）

「私たちの地域では月に 2～3 回無報酬労働をしなければならなかった。場合によってはもっと頻繁にさ
せられた。道路建設や畑仕事に、だいたい 1 日程度作業するのに動員されたが、報酬はなかった。冬は少
なかった。人民班に動員されたのだ。」³¹⁶（男性）

「55 歳未満の女性はみな女性同盟に加入するが、毎日女性同盟に建設現場に行かされて「ソレンイ（甕の
蓋）」に建設用のモルタルを入れてアパートの 3 階まで運ばなければならなかった。」³¹⁷（女性）

「村で処理することがある場合、村の代表は市党組織の指示を受けた。村代表が住民動員のために各人民
班長に課業を割り当てた。…その 1 つが桑を育てることだった。必要な量の桑を育てられない場合、現金
を出して不足分を立て替えなければならなかった。女性同盟員たちに毎年割り当てられていた。桑の木を

³¹² KOR/20/0028。

³¹³ KOR/22/0004。

³¹⁴ KOR/16/0019。

³¹⁵ KOR/20/0032。

³¹⁶ KOR/20/0026。

³¹⁷ KOR/20/0011。

育てて葉を摘まなければならない。私たちの地域だけでなく、全国的にやっていた。春と夏には桑の作業を 20 日間しなければならなかった」³¹⁸ (女性)

「昨年 4 月に出産した子が今年 1 歳を過ぎて、女性同盟生活をしなければならなくなった。出産後 1 年くらいの母親は女性同盟生活をしなくてもよい。職場がない女性はみな女性同盟生活をしなければならない。妊娠中は女性同盟生活をしなくてもよい。赤ちゃんを建設現場に連れて行く人もいる。出たくない場合はまたお金を払わなければならない。」³¹⁹ (女性)

「妻はお金を稼ぐためにかつらを作り帽子を編んだりした。主婦だったが、女性同盟員で、同盟が組織する動員事業に参加しなければならなかった。妻は時間があればかつらと帽子を作っていた。」³²⁰ (男性)

「近所の住民の中で、ただでさえ生活が苦しいのに、人民班がさかんに動員したものだから自殺した女性がいた。母の知り合いだったので、母から自殺だと聞いた。自殺は反逆罪なので、その人の親戚は社会生活や職場での昇進ができなくなった。」³²¹ (男性)

「人民学校も労働に動員されて薪を集めてきたり、田植えを手伝ったり、小さい子も例外なくこき使われていた。」³²² (女性)

「青年だけでなく、兵士たちも他の道から動員されていた。子供たちは授業が終わった後、2 時から 4 時まで現場に動員され、細々した仕事をさせられていた。」³²³ (男性)

「子供は草取りなどの農作業を手伝うために学校で動員された。子供も国に貢献させるのだと言っていた。農業の繁忙期には、スプーンを持ち上げるだけの力がある者は、みな働かなければならないと金正恩が直接指示を下した。中学生のときは、年に 10 回ほど動員された。高校時代には春に田植えのために約 1 ヶ月間家を出て農場に動員された。私は行かなかったが、先生に言い訳をしたら、ただ受け入れた。親が子供が病気だと言えば良い。でも原則として、すべての子供が参加しなければならない。」³²⁴ (男性)

vi. 海外労働者

³¹⁸ KOR/17/0009。

³¹⁹ KOR/20/0011。

³²⁰ KOR/20/0007。

³²¹ KOR/21/0030。

³²² KOR/18/0036。

³²³ KOR/20/0035。

³²⁴ KOR/22/0019。また、KOR/16/0095 と KOR/17/0002。朝鮮民主主義人民共和国内の児童労働に関する詳細な分析については、以下を参照のこと。「北朝鮮児童強制労働報告 Unending Toil: Child Labor within North Korea,」 ソントンマンサ、2018 年 1 月 23 日。

「公式業務は住宅建設だった。インテリア、レンガ積み、壁塗り、タイル貼りなどをした。非公式業務[自由契約業務]も同じだった。…建設現場で寝た。8時から12時まで働いて、1時間昼食の時間があり、再び午後10時まで働いた後、寝た。毎日10時間から12時間働き、休業は日曜日だけだった。」³²⁵（男性）

「1日12時間働いた。***で家を建てていた。ブロックとタイルを敷いた。気温が摂氏50-60度にまでなった。セメントも塗った。歩道を舗装したりもした。いずれも野外作業で、とてもきつかった。土ぼこりと高い湿度のため本当に大変だった。…天候のせいで汗が出すぎて肌もぼろぼろになった。」³²⁶（男性）

「労働時間がとても長かった。日の出前から日がすっかり暮れるまで続いた」³²⁷（男性）

「午前8時に仕事を始め、1日15時間から16時間働き、時には一晩中働く。しかし1ヵ月後、国が設定したノルマを満たすことができなければ、その奴隷労働に対して給料を全くもらえなかった。」³²⁸（男性）

「私たちがノルマを満たしていることを確認するために、班長がついてまわった。10時間以内にノルマを満たすことができなかった場合は、さらに2時間働かなければならず、そうしなければ休ませてくれなかった。」³²⁹（男性）

「月給の80%以上を国家が持っていった」³³⁰（男性、2016年）

「私がもらうべき報酬をもらっていたならば、私は韓国に来ようとはしなかった！私は建設測量の専門家だったが、帳簿も管理したのでお金をどれくらい持っていかれたのか知っている。脱北者の一部は労働に対する対価を受けられず、ロシアを去った。これは人権問題だと思う。北の労働者は中国、ロシア、カタール、アラブ首長国連邦、モンゴルで働いているが、給与の10%しか支払われていない。」³³¹（男性、2014年）

「給与をもらったが、私がした仕事に比べて十分ではなかった。それでも故郷に持って帰るためにお金を節約しようと努力した。」³³²（女性、2020年）

³²⁵ KOR/21/0057。

³²⁶ KOR/16/0071。

³²⁷ KOR/21/0012。

³²⁸ KOR/21/0026。

³²⁹ KOR/21/0057。

³³⁰ KOR/16/0071。また KOR/22/0010。

³³¹ KOR/20/0042。

³³² KOR/22/0021。

「国家保衛省が（寄与金をもっと出せ）とプレッシャーをかけるので***にある職場を離れた。」³³³（男性）

「脱北者が発生したため、企業所が私たちのパスポートを持っていた」³³⁴（男性、2014 年）

「あまり眠れなかった。自由がなかったし、いつも統制を受けていた」³³⁵（女性、2020 年）

「同僚の中にもスパイがおり、彼らは国家保衛省の役人に報告しなければならない。何かの行動をするときも、仲間の労働者と話をするときも気を付けなければならない。」³³⁶（男性、2017 年）

「スマートフォンはインターネットに接続できるため許可されなかった」³³⁷（男性）

「スマートフォンでインターネットに接続すればラジオを聴いたり映像を視聴することができるため、国家保衛省の管理者が厳しく統制した」³³⁸（男性、2016 年）

「私はコンテナに住んでいた。長さは5メートルで、8人で一緒に暮らした。」³³⁹（男性）

「縦横約4メートル、5メートルの部屋で6人から7人が一緒に暮らした。」³⁴⁰（男性、2016 年）

「疲労のため、安全事故と死亡事故が多く発生した。状況があまりに悪くてロシアの会社が（朝鮮民主主義人民共和国の）企業所に職員が死亡しないよう、休憩を与えるように言ったが、（朝鮮民主主義人民共和国の）企業所は言うことを聞かなかった。私も多くの事故を目撃した。」³⁴¹（男性、2014 年）

「私は定期的に睡眠薬と鎮痛剤を飲んだ。…薬を買うとお金もなくなった。薬なしでは生きていけなかった。仕事をするために体を管理しなければならなかったのも、貯蓄はまったく不可能だった。」³⁴²（男性、2016 年）

³³³ KOR/22/0018。また、KOR/22/0011、KOR/22/0015。

³³⁴ KOR/20/0042。

³³⁵ KOR/22/0021。

³³⁶ KOR/22/0011。

³³⁷ KOR/16/0068。

³³⁸ KOR/16/0071。

³³⁹ KOR/16/0068。

³⁴⁰ KOR/16/0071。また KOR/22/0011。

³⁴¹ KOR/20/0042。また、KOR/21/0012。

³⁴² KOR/16/0071。

United Nations Human Rights Office

・ Palais des Nations

CH 1211 Geneva 10 - スイス

・ Website: ohchr.org

UNHumanRights

OHCHR パートナー

unitednationshumanrights

国連人権高等弁務官事務所（ソウル）

・ ソウル市鍾路区鍾路 38、ソウルグローバルセンター（03188）

・ E メール: ohchr-seoul@un.org

・ ウェブサイト: seoul.ohchr.org

UNRightsSeoul

UNRightsSeoul__

※この翻訳は「北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会」の独自翻訳です。

翻訳原本は韓国語バージョンです。原本リンクはこちら↓です。

<https://www.ohchr.org/en/documents/country-reports/forced-labour-democratic-peoples-republic-korea>